様式第３号（第４条関係）

舞産農第　２５２号
令和７年９月２２日

市民オンブズマンまいづる　森本隆　様、古田徹　様

舞鶴市長　鴨田　秋津

行政文書部分開示決定通知書

令和７年８月８日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第９条第１項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	舞鶴市内クマ出没情報一覧（R3～R7） サル出没情報（R3～R7） 鳥獣の捕獲等許可申請書一式（R3～R7）	
開示の日時及び場所	日時	年　月　日　（午前・午後　時　分）
	場所	
開示の方法	写しの交付	
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	個人の氏名、住所、職業、生年月日、狩猟免許番号、銃器の所持許可番号については、舞鶴市情報公開条例第５条第１号に該当し、個人に関する情報であるため不開示とする。	
舞鶴市情報公開条例第１０条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	年　月　日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。	
担当部課等	産業振興部　農林課 電話番号　0773-66-1030（　内線1259　）	
備考		

注意
1　指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡してください。
2　開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

（教示）

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和７年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
1	4月4日	西屋	大浦	4月4日	15:10	京都交通西屋バス停から北に約150mの地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。 クマはその後、北側の山の方へ移動しました	○	緯度：35°31′32.05″ 経度：135°24′35.41″
2	4月13日	西屋	大浦	4月6日	15:00	成獣1頭　西屋バス停から北（貸出檻付近で）	×	座標不明
3	4月13日	西屋	大浦	4月12日	16:00	成獣1頭　西屋バス停から北（畑で）	×	座標不明
4	5月7日	大波上	東	5月7日	07：30	大波上バス停から北へ150mほどの地点。成獣1頭。その後山の中へと移動。	×	緯度：35°30′17.3″ 経度：135°25′3.05″
5	5月12日	野原	大浦	5月12日	19：20	野原駐在所から南に約400mの府道で１頭が目撃された。	○	緯度：35°33′59.51″ 経度：135°25′43.22″
6	5月12日	野原	大浦	5月12日	21：20	野原地区から大山地区へ焼く300mの府道沿いで１頭を目撃。その後山中へ移動。	○	緯度：35°33′52.29″ 経度：135°25′45.82″
7	5月19日	大宮	東	5月18日	18：45	白鳥街道旧にしがき向かいの歩道を成獣1頭が歩いているのを目撃。その後南側の山の中へ移動した。	X	緯度：35°27′44.46″ 経度：135°24′31.72″
8	4月27日	大山	大浦	4月27日	11：30	京都交通大山バス停から田井地区方面に直線で約７５０mの府道付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。 その後、クマは山中へ移動しました。	○	緯度：35°33′10.36″ 経度：135°26′45.77″
9	4月28日	河辺中	大浦	4月28日	19：30	京都交通河辺中バス停から西屋地区方面に約２００mの府道付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。 その後、クマは北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°31′22.22″ 経度：135°24′24.41″
10	5月9日	栃尾	大浦	5月9日	7：15	深谷川橋から河辺原地区方面に約１５０mの府道付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°31′46.66″ 経度：135°25′50.22″
11	5月14日	平	大浦	5月14日	18：50	舞鶴クレインブリッジ東側の市道沿いでツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′29.49″ 経度：135°23′32.44″
12	5月19日	溝尻	東	5月19日	18：50	溝尻地区の打越溜池の北側でツキノワグマ１頭が目撃されました。 その後、クマは山中へ移動しました。	○	緯度：35°27′47.06″ 経度：135°24′31.67″
13	5月19日	大山	大浦	5月19日	20：30	大山峠から栃尾地区方面に約1500メートルの府道沿いでツキノワグマの成獣1頭、幼獣2頭が目撃されました。	X	緯度：35°32′14.31″ 経度：135°26′49.02″
14	5月21日	三浜	大浦	5月21日	5：00	京都交通おおしあま展望の里バス停から三浜地区側に約100mの府道上でクマ成獣１頭の目撃あり。	X	緯度：35°32′30.12″ 経度：135°23′50.04″
15	5月20日	与保呂	東	5月20日	14：30	与保呂地区の新青路橋から西へ約100メートルの高速道路側道上でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。	X	緯度：35°27′1.2″ 経度：135°24′56.44″
16	5月20日	溝尻	東	5月20日	17：05	溝尻地区の打越溜池から西へ約50メートルの地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。 その後、クマは山中へ移動しました。	○	緯度：35°27′46.53″ 経度：135°24′28.79″
17	5月20日	堂奥	東	5月20日	19：10	堂奥地区の堂の奥溜池から東へ約100メートル付近で成獣1頭、幼獣1頭	X	緯度：35°28′0.65″ 経度：135°25′22.59″
18	5月22日	余部上	大浦	5月22日	10：30	道芝トンネル西側坑門から南西に約400メートルの地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。 その後、北側へ移動しました。	○	緯度：35°27′55.8″ 経度：135°22′4.53″
19	5月23日	大波下	東	5月23日	19：50	大波下集会所から北西に約200メートルの地点でツキノワグマの幼獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′20.46″ 経度：135°24′1.03″
20	5月25日	吉坂	東	5月25日	5：45	JR小浜線の高浜町から舞鶴市へ入るトンネルを舞鶴市に抜けたところでツキノワグマの幼獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°29′11.29″ 経度：135°27′52.85″
21	5月25日	吉坂	東	5月25日	18：40	田中東公会堂から北東に約300mのJR小浜線の線路上でツキノワグマの幼獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°29′4.64″ 経度：135°25′38.65″
22	5月26日	瀬崎	大浦	5月26日	20：45	瀬崎トンネル内でツキノワグマの成獣1頭が目撃されました。その後、瀬崎地区方面にトンネルを抜け、東側の山中へ移動しました。	X	緯度：35°32′5.1″ 経度：135°20′50.33″

令和７年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
23	5月28日	西方寺	加佐	不明	不明	旧岡田中小学校付近でツキノワグマが3頭目撃されました。その後、山中へ東側の山中へ移動しました。	X	緯度：35°26′36.53″ 経度：135°12′56.22″
24	6月2日	多祢寺	大浦	6月2日	19：35	多祢寺地区の府道付近でツキノワグマ成獣1頭が目撃された。	X	緯度：35°31′50.5″ 経度：135°23′35.1″
25	6月2日	堂奥	東	6月2日	21：10	堂奥地区の堂奥交差点から北へ約600mのの府道付近で成獣１頭、幼獣１頭が目撃された。クマは府道の西側から東側へ移動した。	X	緯度：35°28′8.44″ 経度：135°25′25.51″
26	6月3日	白屋	東	6月3日	15：20	白屋地区の舞鶴工業高等専門学校前バス停から安岡地区方面へ約100メートルの府道付近でツキノワグマの幼獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°29′37.59″ 経度：135°26′15.01″
27	6月19日	安岡	東	6月13日	20：20	成獣１頭目撃された。その後クマは山へ移動	X	緯度：35°29′8.03″ 経度：135°26′37.96″
28	6月19日	吉野	東	6月15日	18：00	府道772号を高専側からグリーンスポーツセンター入口を通り過ぎ橋を渡る前にある左側の茂みから、成獣のクマのようなうめき声が聞こえた。	×	緯度：35°29′55.03″ 経度：135°26′6.74″
29	6月19日	安岡	東	6月12日	不明	安岡地内でクマを発見、ヘッドライトやクラクションで追い払った。大きさは今回の事件のクマと同じぐらいだと思うとのこと。	×	不明
30	6月19日	多祢山	東	6月18日	15：00	登山の東コース、真ん中から少し山側で１m強のクマが目撃されました。	×	緯度：35°32′7.64″ 経度：135°23′9.64″
31	6月18日	上安	西	6月18日	7：00	五老トンネル西側出口付近で幼獣１頭目撃	○	緯度：35°27′30.68″ 経度：135°21′10.7″
32	6月18日	小倉	東	6月18日	16:45	小倉橋から西に直線で100mの府道上で1頭目撃	○	緯度：35°28′19.76″ 経度：135°25′29.09″
33	6月20日	小倉	東	6月20日	6：00	堂奥交差点から北に約７００mの府道上でツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。その後、東側の山へ移動しました。	○	緯度：35°28′13.23″ 経度：135°25′26.91″
34	6月23日	小倉	東	6月21日	22：00	府道小倉西舞鶴線堂奥交差点から北に約５００mの府道を西から東へ横断するツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。	×	緯度：35°28′7.88″ 経度：135°25′25.4″
35	6月23日	中田	大浦	6月23日	8：00	府道舞鶴野原港高浜線の中田交差点付近でツキノワグマの１頭が目撃されました。その後、東側へ移動しました。	○	緯度：35°30′59.31″ 経度：135°24′7.33″
36	6月23日	大丹生	大浦	6月23日	12：55	大丹生地区の大丹生橋南側付近でツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。その後、東側の山へ移動しました。	○	緯度：35°31′8.79″ 経度：135°21′0.39″
37	6月24日	平	大浦	6月23日	不明	大浦小の教員より。学校の向かいの山林からクマの鳴き声が多数聞こえる。	×	緯度：35°31′5.68″ 経度：135°23′46.58″
38	6月27日	高野由里	西	6月27日	13：00	京都丹後鉄道由里踏切から北へ約100m付近でツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。その後、北側の山へ移動しました。	○	緯度：35°25′54.84″ 経度：135°18′52.1″
39	6月28日	水間	加佐	6月28日	18：10	丹鉄東雲駅から北に約１８０mの市道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、西側の田へ移動しました。	○	緯度：35°28′35.82″ 経度：135°17′3.74″
40	6月28日	与保呂	東	6月28日	18：15	舞鶴若狭自動車道の側道の新青地橋付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°27′0.05″ 経度：135°24′55.79″
41	6月28日	下佐波賀	大浦	6月28日	21：00	浮島丸殉難者追悼公園から下佐波賀方面へ道なりに約150mの道路上でツキノワグマ1頭が目撃されました	×	緯度：35°30′18.29″ 経度：135°21′29.5″
42	6月29日	堂奥	東	6月29日	7：50	舞鶴若狭自動車道舞鶴東IC付近の側道でツキノワグマの成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°27′31.69″ 経度：135°25′12.53″
43	6月29日	水間	加佐	6月29日	16:00	府道西神崎上東線の東雲駅前交差点から北に約２００mの府道付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、東側の山へ移動しました。	○	緯度：35°28′38.07″ 経度：135°16′57.35″
44	6月29日	小倉	東	6月29日	19:10	府道小倉西舞鶴線の小倉交差点から南に約４００mの府道上でツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しし	○	緯度：35°28′38.48″ 経度：135°25′32.31″

令和７年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
45	6月28日	神崎	加佐	6月27日	23：00	丹鉄由良川橋梁付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。	X	緯度：35°30′35.89″ 経度：135°17′26.05″
46	6月30日	安岡	東	6月30日	11：00	吉野トンネル南東の出入り口付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、北東側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°29′11.27″ 経度：135°26′43.57″
47	6月30日	西屋	大浦	6月30日	6：55	京都交通西屋バス停から北に約４０m付近でツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°31′28.77″ 経度：135°24′36.24″
48	7月2日	千歳	大浦	7月2日	18：45	舞鶴親海公園前のバス停付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′50.21″ 経度：135°20′40.16″
49	7月7日	志高	加佐	7月7日	11：30	加佐分室前の歩道１０mほどの地点で、子グマ1頭が目撃されました。その後、山の方へ逃げていきました。	○	緯度：35°25′43.81″ 経度：135°14′52.79″
50	7月9日	堂奥	東	7月9日	9：30	与保呂地域と堂奥地域を結ぶ舞鶴若狭自動車道舞鶴の側道の峠の頂上付近でツキノワグマの成獣１頭が目撃されました。その後、クマは西側の山へ移動しました。	○	緯度：35°27′18.43″ 経度：135°25′5.77″
51	7月9日	西方寺	加佐	7月9日	6：00	猪蔵神社から西に直線で約１００mの地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′36.85″ 経度：135°12′54.02″
52	7月10日	宇谷	加佐	7月10日	3：30	府道舞鶴福知山線由良川橋南交差点から西南西に直線で約６００mの地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°25′17.74″ 経度：135°12′52.47″
53	7月14日	布敷	西	7月13日	6：15	地域住民の方が池内小学校校長へ報告。池内小学校グラウンド内でクマ1頭（成獣の可能性あり）が目撃されました。その後、東方面の山へ移動しました。	×	緯度：35°24′38.21″ 経度：135°20′39.71″
54	7月14日	行永	東	7月14日	18：40	菅坂峠三叉路から綾部方面へ約200mの府道付近でツキノワグマ２頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′20.72″ 経度：135°23′57.63″
55	7月13日	瀬崎	大浦	7月13日	17：30	ツキノワグマフン、直径15センチほど　痕跡あり	×	緯度：35°32′15.5″ 経度：135°20′59.62″
56	7月16日	中田	大浦	7月16日	時間不明	中田交差点付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。 又聞きの方から警察に連絡があったため、詳細については不明です。	×	緯度：35°31′0.28″ 経度：135°24′8.84″
57	7月16日	瀬崎	大浦	7月16日	19：00	瀬崎バス停付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°32′29.25″ 経度：135°20′53.56″
58	7月16日	鹿原	東	7月16日	19：40	舞鶴警察署志楽交番から北東へ約100m付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、北へ移動しました。	○	緯度：35°28′55.87″ 経度：135°26′25.57″
59	7月26日	大俣	加佐	7月26日	11：50	大俣の一班集会所から北に約300mの府道付近でツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′17.88″ 経度：135°12′14.49″
60	7月27日	多祢寺	大浦	7月26日	20:00	熊成獣1頭を目撃	×	緯度：35°31′59.96″ 経度：135°23′35.17″
61	8月1日	堂奥	東	8月1日	5：00	堂奥交差点から北へ約250mの府道付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。クマは府道の西側から東側へ移動しました。	○	緯度：35°27′59.35″ 経度：135°25′23.64″
62	8月3日	平	大浦	8月3日	9：00	舞鶴クレインブリッジ西側のたもと付近でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′39.68″ 経度：135°23′2.31″
63	8月5日	中田	大浦	8月5日	8：30	大浦小学校付近でクマらしきものが１頭目撃されました。	×	
64	8月5日	城屋	西	8月5日	19：10	府道物部西舞鶴線「城屋北」T字路から北へ約80メートルの道路上でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°25′53.83″ 経度：135°17′46.47″
65								
66								

令和６年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
1	4月7日	栃尾	大浦	4月7日	9:30	府道上でツキノワグマの成獣１頭を目撃した。	×	緯度：35°32′22.67″ 経度：135°26′55.89″
2	4月24日	泉源寺	東	4月24日	7:44	京都交通教育隊前バス停から東へ約400mの市道上で、ツキノワグマ1頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°29′10.04″ 経度：135°24′16.58″
3	4月24日	瀬崎	大浦	4月22日	23:00	瀬崎トンネル北側出口から北東へ直線約400mの地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後山中へ移動しました。	×	緯度：35°32′21.46″ 経度：135°21′0.19″
4	4月24日	大山	大浦	4月24日	13:00	大山峠中腹付近でツキノワグマ1頭が目撃されました。	×	不明
5	4月24日	真倉	西	4月24日	14:40	国道２７号線　一の瀬橋から北東３００mの国道と伊佐津川の間でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°23′19.75″ 経度：135°18′57.82″
6	5月5日	北吸	東	5月5日	17:00	道芝トンネル東側出口から東へ道なりに約２００mの付近の南側の山裾でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°28′0.49″ 経度：135°22′41.08″
7	5月7日	下福井	西	5月6日	日暮れ前	下福井[redacted]付近でツキノワグマ１頭が目撃された。	×	緯度：35°26′46.09″ 経度：135°18′35.37″
8	5月10日	成生	大浦	5月10日	13:25	成生浄化センター付近から道なりに南へ約５００mの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、東側（海側）の茂みの中へ移動しました。	○	緯度：35°34′21.6″ 経度：135°26′56.55″
9	5月16日	田井（水ヶ浦）	大浦	5月15日	不明	集落入り口付近でツキノワグマを３回目撃。該当箇所には処理できなかったシカの死体が放置されている。	×	緯度：35°33′40.69″ 経度：135°28′2.16″
10	5月18日	成生	大浦	5月18日	17:10	成生浄化センターから南へ400mの道路上でツキノワグマの成獣1頭が目撃されました。 その後、北へ移動しました。	○	緯度：35°34′27.32″ 経度：135°26′56.17″
11	5月19日	余部上	東	5月19日	17:50	五老トンネル東出入口から北東へ500mの道路上でツキノワグマの成獣1頭が目撃されました。 その後、北へ移動しました。	○	緯度：35°27′43.49″ 経度：135°21′37.31″
12	5月20日	福来	西	5月20日	17:20	舞鶴自動車学校から南に直線で約１００mの(株)正楽寺工業付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′59.67″ 経度：135°20′48.81″
13	5月21日	別所	西	5月21日	7:25	池内バス別所口バス停から南西に直線で約２００mの道路上でツキノワグマ２頭が目撃されました。その後、北西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°24′35.86″ 経度：135°21′28.55″
14	5月21日	下安久	西	5月18日	7:15	吉原から国際埠頭に抜けるトンネル北側（下安久[redacted]番地東方）でツキノワグマ成獣1頭が目撃された。 目撃者から警察へ通報され、警察が現地確認するも発見されず。	×	緯度：35°27′58.38″ 経度：135°20′0.42″
15	5月22日	余部下	中	5月22日	1:00	余部下[redacted]付近でツキノワグマを目撃	×	緯度：35°28′18.85″ 経度：135°22′6.55″
16	5月24日	城屋	西	5月24日	18:30	府道物部西舞鶴線河原橋から南へ約１２０mの山際でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°25′24.02″ 経度：135°17′55.11″
17	5月25日	泉源寺	東	5月25日	19:00	ＪＲ小浜線古橋踏切から北西に直線で約300mの山際でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。クマはその後山中へ移動しました。	○	緯度：35°29′9.74″ 経度：135°24′32.05″
18	5月26日	西屋	大浦	5月25日	23:00	河辺集会所の裏に出没。その後は山中へ。	×	緯度：35°31′32.84″ 経度：135°24′40″
19	5月27日	三宅団地	東	5月26日	11:00	京都交通三宅団地前バス停から南西に直線で約300mの路上でツキノワグマ1頭が目撃されました。その後南の山中へ移動しました。	×	緯度：135°22′47.18″ 経度：35°28′18.98″
20	5月28日	白杉	西	5月27日	10:30	槙山公園付近の路上でツキノワグマの親子2頭目撃。	×	緯度：35°30′18.45″ 経度：135°18′53.65″
21	5月29日	油江	加佐	5月29日	6:00	油江集会所から南に直線で約２００mの山裾でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°30′10.23″ 経度：135°17′38.83″

令和６年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
22	5月29日	佐波賀	大浦	5月29日	11:30	西大浦バスの下佐波賀バス停から南西へ約350mの地点でツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′13.9″ 経度：135°21′27.14″
23	5月29日	大俣	加佐	5月29日	19:00	大俣生活改善センターから北に直線で約２００ｍの山裾でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°26′34.01″ 経度：135°11′18.16″
24	5月30日	平	大浦	5月30日	6:30	府道21号舞鶴野原港高浜線新大波トンネル北側出入口付近の府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、東側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°30′32.83″ 経度：135°23′50.7″
25	6月3日	大山	大浦	6月3日	8:00	京都交通野原口バス停から直線で約１００ｍの農道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後山中へ移動しました。	○	緯度：35°32′48.81″ 経度：135°27′1.28″
26	6月3日	西屋	大浦	6月3日	18:30	京都交通西屋バス停から西に５０ｍの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°31′26.49″ 経度：135°24′32.07″
27	6月3日	三浜	大浦	6月3日	4:30	京都交通三浜バス停から西に１５０ｍの道路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、南側の山中へ移動しました。	×	緯度：35°33′23.95″ 経度：135°23′37″
28	6月3日	西方寺	加佐	6月3日	18:30	西方寺[redacted]番地付近（ログハウス付近）でツキノワグマ成獣1頭、幼獣2頭が目撃されました。	×	緯度：35°28′7.08″ 経度：135°13′10.84″
29	6月4日	桑飼下	加佐	6月4日	18:50	府道舞鶴福知山線の桑飼下原谷　民家の手前でツキノワグマ成獣1頭を目撃。その後南側の山中へ移動した。	×	緯度：35°25′21.73″ 経度：135°14′24.6″
30	6月6日	大山	大浦	6月6日	0:00	大山の集落よりも田井漁港側（府道561号）クマ２頭を目撃。大きさはいずれも１㍍よりちいさいぐらい	×	緯度：35°33′09.8″ 経度：135°27′03.9″
31	6月6日	千歳	大浦	6月6日	15:40	舞鶴親海公園の東側の山中でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′51.35″ 経度：135°20′40.58″
32	6月1日	下安久	西	6月1日	19:30	舞鶴国際ふ頭から東へ約250mの府道565号余部下舞鶴港線の道路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、東側の山中へ移動しまし	○	緯度：35°28′18.22″ 経度：135°20′10.38″
33	6月6日	上福井	西	6月6日	20:00	国道175号線上福井交差点付近の国道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、国道を横断し北側へ移動しました。	×	緯度：35°26′43.7″ 経度：135°17′43.2″
34	6月6日	大波下	東	6月6日	5:00	クレインブリッジ東側の道路上でツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。その後、北の山に移動しました。	×	緯度：35°30′30.42″ 経度：135°23′30.44″
35	6月8日	真倉	西	6月7日	22:40	JR舞鶴線真倉駅から北東に直線で約750mの道路上でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	×	緯度：35°24′45.89″ 経度：135°19′49.68″
36	6月8日	神崎	加佐	6月8日	11:50	神崎交差点から南西に道なりで約３００ｍの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、山中へ移動しました。	○	緯度：35°30′34.98″ 経度：135°17′40.42″
37	6月9日	神崎	加佐	6月9日	6:10	神崎駐在所から西へ約２００ｍの畑でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′42.88″ 経度：135°17′37.83″
38	6月9日	長浜	中	6月9日	7:00	長浜市民交流センターから北西に直線で約150mの山際でツキノワグマ成獣1頭、幼獣2頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しまし	○	緯度：35°29′10.66″ 経度：135°21′43.4″
39	6月8日	鹿原	東	6月7日	21:00	国道２７号線鹿原交差点から東２５０ｍの地点でツキノワグマ1頭が目撃されました。	×	緯度：35°28′49.62″ 経度：135°26′13.47″
40	6月10日	長浜	中	6月5日～9日		[redacted]付近で4回（[redacted]含む）目撃有（長浜市民交流センターから）	×	
41	6月10日	野原	大浦	6月8日	21:30	野原駐在所から北へ道なりに約130mの道路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、山中へ移動しました。	×	緯度：35°34′13.51″ 経度：135°25′45.81″
42	6月10日	成生	大浦	6月10日	18:10	成生浄化センターから南へ約100mの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°34′33.11″ 経度：135°26′56.03″
43	6月11日	栃尾	大浦	6月10日	21；45	京都交通栃尾バス停から東へ道なりに約250mの府道上でツキノワグマ1頭が目撃されました。	×	緯度：35°31′53.83″ 経度：135°26′19.76″

令和６年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場所	地域	目撃日	目撃時間	出没状況（原因）	メール配信	その他
44	6月12日	田井	大浦	6月12日	20:10	京都交通田井バス停から北西に直線で約４００ｍの府道上でツキノワグマ成獣１頭、幼獣２頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°34'4.14" 経度：135°27'3.65"
45	6月13日	真倉	西	6月13日	5:40	渡瀬橋付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°23'44.75" 経度：135°19'8.54"
46	6月13日	西町	西	6月8日	不明	コメダ珈琲裏の見樹寺の墓地でクマを目撃した	×	緯度：35°26'57.31" 経度：135°19'6.13"
47	6月13日	西町	西	6月12日	不明	コメダ珈琲裏の見樹寺の墓地でクマの足跡があった	×	緯度：35°26'57.31" 経度：135°19'6.13"
48	6月13日	西神崎	加佐	6月13日	11:20	京都丹後鉄道神崎大踏切から南東へ約４０ｍの線路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、東の山に移動しました。	○	緯度：35°30'29.31" 経度：135°17'36.54"
49	6月13日	瀬崎	大浦	6月13日	5:20	瀬崎トンネル南側出口の地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。	×	緯度：35°31'57.42" 経度：135°20'49.25"
50	6月13日	西神崎	加佐	6月13日	11:00	職員調査により足跡２頭分、フン、クマ棚（ビワ）を発見	×	緯度：35°30'41.81" 経度：135°17'35.84"
51	6月13日	下安久	西	6月13日	21:08	舞鶴国際ふ頭から東へ約２８０mの府道565号余部下舞鶴港線の道路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、東側の山中へ移動しました。	×	緯度：35°28'18.22" 経度：135°20'10.38"
52	6月14日	上根	西	6月14日	6:10	寺田川にかかる赤橋から東へ直線で約200mの山際でツキノワグマ1頭が目撃されました。その後、東側の山中へ移動しました。	×	緯度：35°25'1.14" 経度：135°22'11.22"
53	6月14日	三日市	加佐	6月14日	6:00	三日市公民館から南西へ約１８０ｍの山際でツキノワグマ成獣１頭、幼獣１頭が目撃されました。その後、東側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°26'37.69" 経度：135°15'57.39"
54	6月17日	小倉	東	6月16日	22:00	堂奥公会堂から北へ約300mの府道２８号小倉西舞鶴線上でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後東側の山中へ移動しました。	X	緯度：35°28'9.43" 経度：135°25'25.67"
55	6月17日	蒲江	加佐	6月17日	15:05	京都丹後鉄道宮舞線下和田踏切から北へ約１２０ｍの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、西側（由良川方面）へ移動しました。	○	緯度：35°29'59.44" 経度：135°17'32.6"
56	6月17日	伊佐津	西	6月17日	23:00	ツキノワグマが目撃されたと警察が広報を行っていた。 →宿直より「警察からクマ発見ならずと連絡があった」旨、聴取。	×	緯度：不明 経度：不明
57	6月18日	大波下	大浦	6月18日	18:50	新大波トンネル南側坑門付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、山中へ移動しました。	○	緯度：35°30'22.26" 経度：135°23'52.6"
58	6月19日	油江	加佐	6月19日	10:00	京都丹後鉄道宮舞線上油江踏切から南へ約２００ｍの線路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°30'5.18" 経度：135°17'32.56"
59	6月19日	平	大浦	6月19日	10:20	府道２１号舞鶴野原港高浜線新大波トンネル北側出入口から北へ道なりに約４００ｍの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°30'39.36" 経度：135°24'0.86"
60	6月19日	大丹生	大浦	6月19日	19:10	平トンネル大丹生側坑門付近でツキノワグマの親子２頭が目撃されました。	○	緯度：35°31'14.24" 経度：135°21'55.6"
61	6月20日	中山	加佐	6月19日	22:30	八雲橋付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。 その後、東側の山中へ移動しました。	X	緯度：35°27'56.86" 経度：135°17'4.92"
62	6月19日	上安	西	6月19日	なし	府営高迫団地の植栽にクマ糞があった。付近のヤマモモを食べた形跡があった。6/18には団地付近の山からクマの鳴き声らしきものを聞いた。	X	緯度：35°27'3.63" 経度：135°20'29.95"
63	6月13日	西神崎	加佐	5月30日	なし	西神崎地内の草むらでツキノワグマ１頭を目撃	X	緯度：35°30'40.9" 経度：135°17'35.12"
64	6月17日	野原	大浦	6月17日	19:35	野原の有害捕獲地点にツキノワグマ１頭が現れました。	×	緯度：35°34'19.67" 経度：135°25'40.87"

令和６年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
65	6月20日	大丹生	大浦	6月20日	19:20	平トンネル大丹生側出入口から西へ道なりに約３５０ｍの道路上でツキノワグマ成獣１頭、幼獣２頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°31'13.75" 経度：135°21'44.47"
66	6月21日	下東	加佐	6月21日	朝	府道568号念仏峠線下東交差点付近でツキノワグマが道路を横断するのを目撃。	×	緯度：35°27'21.93" 経度：135°17'1.86"
67	6月21	多門院	東	6月20日	20:00	荒倉川付近にてツキノワグマ１頭(大きさ不明)が目撃されました。	X	経度：35°27'43.41" 緯度：135°26'22.9"
68	6月23日	大丹生	大浦	6月23日	19:30	平トンネル大丹生側出入口から西へ道なりで約350mの道路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°31'13.75" 経度：135°21'44.47"
69	6月24日	野原	大浦	6月24日	16:30	野原橋付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°33'41.44" 経度：135°25'51.69"
70	6月25日	小橋	大浦	6月24日	19:00	舞鶴野原港高浜線付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	X	緯度：35°33'34.24" 経度：135°24'13.73"
71	6月22日	大丹生	大浦	6月21日	21:15	大丹生トンネル大丹生側坑門付近でツキノワグマの成獣１頭が目撃されました。	X	緯度：35°31'14.24" 経度：135°21'55.6"
72	6月25日	長浜	中	6月25日	14:00	長浜市民交流センターから北西に直線で約150mの山際でツキノワグマ幼獣2頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°29'9.99" 経度：135°21'43.14"
73	6月25日	千歳	大浦	6月25日	16:45	瀬崎トンネル南側坑門から南西へ直線約50mの地点でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。その後山中へ移動しました。	×	緯度：35°31'57.61" 経度：135°20'47.28"
74	6月26日	多祢寺	大浦	6月26日	17:45	京都交通自然文化園バス停から北に直線で約１５０ｍの道路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°32'22.07" 経度：135°23'49.08"
75	6月27日	小倉	東	6月27日	18:40	小倉公会堂から南西に直線で約３８０ｍの道路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°28'26.71" 経度：135°25'41.8"
76	6月27日	余部下	中	6月27日	20:30	京都交通長浜口バス停付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°28'48.48" 経度：135°21'36.98"
77	6月28日	平	大浦	6月28日	15:30	新大波トンネル北側出入口から北に直線で約２５０ｍの川沿いでツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°30'38.5" 経度：135°23'50.7"
78	7月1日	長浜	中	6月28日	朝	長浜[redacted]宅加津良の峠付近でツキノワグマの目撃	×	緯度：35°28'49.35" 経度：135°21'28.06"
79	7月2日	余部上	中	7月2日	10:25	上若宮町内集会所から南に200m付近の山すそで成獣クマ？らしきものが目撃されました。	×	緯度：35°27'45.86" 経度：135°21'44.92"
80	7月5日	瀬崎	大浦	7月5日	14:40	瀬崎トンネル北側付近でツキノワグマ１頭が目撃されました	○	緯度：35°32'9.35" 経度：135°20'52.8"
81	7月6日	平	大浦	7月6日	17:30	クレインブリッジ西側のたもと付近でツキノワグマ成獣１頭、幼獣２頭が目撃されました。	○	緯度：35°30'39.79" 経度：135°23'1.99"
82	7月6日	瀬崎	大浦	7月6日	終日	物置小屋が破壊されぬかを食べられる。昼に扉を修理しているとクマと鉢合わせる。道路上にヌカを食べたフンあり	×	緯度：35°32'22.37" 経度：135°20'57.84"
83	7月7日	瀬崎	大浦	7月7日	終日	修理した物置小屋が再度破壊されぬかを食べられる。付近の山すそにドラム缶檻設置。夜間に食べに来ている様子あり	×	緯度：35°32'22.37" 経度：135°20'57.84"
84	7月10日	余部下	中	7月9日	16:00	山際でツキノワグマと思われる体長110cmほどの黒い生き物を目撃。その後、北側の山中に移動。	×	緯度：35°28'50.37" 経度：135°22'7.17"
85	7月10日	西屋	大浦	7月10日	16:45	京都交通西屋バス停から北に約150mの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°31'32.81" 経度：135°24'35.1"
86	7月13日	三浜	大浦	7月13日	11:40	主要地方道舞鶴野原港高浜線のせせらぎ橋から北東に直線で約４００ｍの地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、南側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°32'56.74" 経度：135°23'40.33"

令和６年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
87	7月16日	三日市	加佐	7月15日	13:00	法心寺東側の山中でツキノワグマ親1子2を目撃	×	緯度：35°26'39.82" 経度：135°16'5.29"
88	7月17日	吉坂	東	7月17日	14:45	松尾寺駅から北に直線で約６０mの山際でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°29'10.81" 経度：135°26'59.83"
89	7月18日	大丹生	大浦	7月18日	15:45	平トンネル大丹生側坑門付近でツキノワグマの子熊１頭が目撃されました。その後、クマは南側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°31'14.59" 経度：135°21'54.37"
90	7月23日	白杉	西	7月23日	14:45	白杉集会所から北へ直線で約350mの民家裏の山際でツキノワグマ1頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°30'3.54" 経度：135°19'58.29"
91	7月26日	野村寺	西	7月26日	11:00	善寿寺一号橋から北に直線で約20mの山裾でツキノワグマ２頭(親1子1)が目撃されました。その後北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°25'55.37" 経度：135°18'47.2"
92	7月29日	三浜	大浦	7月29日	9:30	三浜ロードパーク付近でクマ１頭を目撃。その後西側の山中に移動しました。	×	緯度：35°32'40.0" 経度：135°23'45.2"
93	8月1日	三浜	大浦	8月1日	8:35	林道三浜空山線を数百㍍の地点で子熊１頭を目撃。その後南側の山中へ移動した。	×	緯度：35°32'27.55" 経度：135°24'7.04"
94	8月3日	引土	西	8月3日	4:00	天理教　山陰大教会の南側でツキノワグマ１頭が柿に登って実を食べているところを目撃。	×	緯度：35°26'18.65" 経度：135°19'24.36"
95	8月4日	野村寺	西	8月4日	16:00	野村寺公会堂北側の山際でツキノワグマ２頭が目撃されました。その後、山の中へ移動しました。	○	緯度：35°25'58.05" 経度：135°18'36.4"
96	8月5日	大俣	加佐	8月2日	22：00 ～23：30	嶽神社周辺の人家裏手でツキノワグマ1頭を目撃。飼い犬が噛みつかれて死んでしまった。	×	緯度：35°26'29.17" 経度：135°11'48.5"
97	8月5日	矢之助	東	8月5日	19:00	矢之助橋から南に直線で約30０mの山際でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°28'15.91" 経度：135°24'2.8"
98	8月5日	西屋	大浦	8月5日	20:20	京都交通西屋バス停から西へ道なりに約100mの府道上でツキノワグマ2頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°31'27.39" 経度：135°24'34.57"
99	8月6日	平	大浦	8月6日	10:00	平公民館から西へ40㍍の地点でツキノワグマ幼獣１頭が死亡しているのが発見された。	×	緯度：35°30'51.52" 経度：135°23'8.51"
100	8月8日	堂奥	東	8月7日	20:30	竹中橋から北東に50mの地点でツキノワグマ1頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	X	緯度：35°27'45.49" 経度：135°25'54.08"
101	8月8日	上東	加佐	8月8日	18:40	国道１７５号線念仏峠交差点から西に直線で約４５０メートルにある池の南側の岸辺でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°26'50.75" 経度：135°16'39.17"
102	8月8日	桑飼下	加佐	8月8日	20:15	桑飼下公民館から西に直線で約450メートルの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、南側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°25'34.01" 経度：135°13'53.3"
103	8月8日	和江	加佐	8月8日	7:30	くくりわなでご捕獲があったが、かかりが浅く（指1本)、指を引きちぎり逃げた。9時の現地確認にはいなかった。	X	緯度：35°29'1.98" 経度：135°16'15.31"
104	8月15日	杉山	東	8月15日	7:30	大杉神社から西へ約300mの杉山の村中でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しました。	X	緯度：35°30'23.55" 経度：135°27'42.88"
105	8月16日	千歳	大浦	8月15日	19:15	関西電力舞鶴発電所の構内にてツキノワグマ１頭が防犯カメラに写っていた。	X	緯度：35°31'45.07" 経度：135°20'29.61"
106	8月17日	千歳	大浦	8月18日	4:00	親海公園駐車場にツキノワグマ1頭目撃	×	緯度：35°30'51.5" 経度：135°20'38.8"
107	8月16日	志高	加佐	8月5日	20:40	[redacted]宅裏で目撃	×	緯度：35°25'45.9" 経度：135°14'29.7"
108	8月16日	志高	加佐	8月9日	18:00	[redacted]宅裏で目撃	×	緯度：35°25'45.9" 経度：135°14'29.7"

令和６年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
109	8月20日	大丹生	大浦	8月19日	22:00	大丹生コニュニティーセンターから東へ約70mの道路上でツキノワグマの親1子2匹を目撃	×	緯度：35°31'17.43" 経度：135°21'4.65"
110	8月20日	三日市	加佐	8月20日	10:00	三日市[redacted]付近で子熊１頭が目撃された。	○	緯度：35°26'26.6" 経度：135°15'51.4"
111	8月20日	三日市	加佐	8月20日	11:40	三日市[redacted]付近で子熊１頭を発見。ロケット花火で追い払いを実施した。↑のクマと同じと思われる。	×	緯度：35°26'30.5" 経度：135°15'52.06"
112	8月22日	上東	加佐	8月22日	11:30	藤津峠の国道上で子熊１頭が轢かれて死亡していた。場所、大きさ、行動パターンから↑の子熊であると推定する。	×	緯度：35°26'58.85" 経度：135°16'19.42"
113	8月23日	般若寺	加佐	8月22日	18:30	岡田中バス、般若寺バス停付近で子熊2頭目撃	×	緯度：35°26'29.76" 経度：135°13'56.12"
114	8月25日	大丹生	大浦	8月24日	19:00	関西電力舞鶴発電所東側道路にてツキノワグマの幼獣１頭が目撃された。	×	緯度：35°31'36.01" 経度：135°20'41.39"
115	8月27日	岡田由里	加佐	8月27日	10:00	岡田由里[redacted]付近の柿の木でクマ棚が見られた。前夜にも目撃した住民がいる（詳細不明）	×	緯度：35°26'15.54" 経度：135°13'33.34"
116	8月28日	桑飼下	加佐	8月28日	18:50	桑飼下[redacted]付近で柿木に登り柿を食べている所を目撃	×	緯度：35°25'16.35" 経度：135°14'20.53"
117	8月30日	桑飼下	加佐	8月30日	19:30	原谷神社から北西に直線で約１７０mの民家付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。 （No.116と同一地点）	○	緯度：35°25'16.35" 経度：135°14'20.53"
118	9月1日	上福井	西	9月1日	16:15	国道175号線念仏峠交差点から西へ道なりに約８０mの地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°26'56.24" 経度：135°16'53.24"
119	9月3日	大丹生	大浦	9月3日	15:30	大丹生コニュニティーセンターから東へ約200mの山麓でツキノワグマの親1子2匹を目撃。子は犬程度とのこと（１m以内か？）	×	緯度：35°31'17.61" 経度：135°21'9.96"
120	9月5日	油江	加佐	9月5日	17:00	京都丹後鉄道宮舞線下油江踏切付近の府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°30'17.97" 経度：135°17'35.52"
121	9月6日	大丹生	大浦	9月6日	19:20	平トンネル大丹生側坑門から西へ約300mの地点でツキノワグマの幼獣1頭が目撃されました。その後、クマは北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°31'14.37" 経度：135°21'44.02"
122	9月5日	上福井	西	9月4日	21:50	丹鉄の四所～東雲間のトンネル（四所側）でクマと接触。クマはそのまま山へ逃走。	×	緯度：35°26'56.32" 経度：135°17'12.21"
123	8月28日	下東	加佐	8月28日	18:45	車で走行中ガードレールの間から顔が見えた。道路には出ていなかった。 すぐに東方向へ逃げていった。	×	緯度：35°27'14.5" 経度：135°17'02.1"
124	8月28日	上福井	西	8月28日	20:00	丹鉄四所駅の道路の向かい側で目撃	×	緯度：35°26'48.4" 経度：135°17'25.9"
125	9月10日	森	東	9月10日	不明	線路上でツキノワグマの成獣１頭、幼獣１頭を轢殺した。 生き残ったツキノワグマの幼獣１頭が付近にいる可能性があるため、JRから情報共有があった。	×	緯度：35°27'29.09" 経度：135°22'13.24"
126	9月11日	大波上	東	9月11日	19:10	大波上集会所から北西に直線で約１８０mの山際でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°30'14.35" 経度：135°24'58.3"
127	9月18日	野原	大浦	9月18日	18:50	野原橋から北西300mの地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。	×	緯度：35°33'53.21" 経度：135°25'45.36"
128	9月19日	下福井	西	9月18日	22:30	国道175号線下福井交差点付近でツキノワグマ1頭が目撃されました。	×	緯度：35°26'52.38" 経度：135°18'15.43"
129	9月26日	登尾	東	9月26日	8:00	グリーンスポーツセンターから直線で約６００mの道路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°30'16.18" 経度：135°26'28.91"
130	10月1日	長浜	中	10月1日	10:30	長浜口交差点から西へ約１００mの道路上でツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°28'49.7" 経度：135°21'31.92"

令和６年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
131	10月2日	志高	加佐	10月2日	15:00	府道５５号舞鶴福知山線岡田下橋交差点から南西に直線で約１２０ｍの山裾でツキノワグマ２頭が目撃されました。その後、南側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°25'36.4" 経度：135°15'19.08"
132	10月6日	安岡	東	10月6日	11:40	ＪＲ小浜線安岡架道橋から東に直線で約４８０ｍの線路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°29'6.06" 経度：135°26'20.34"
133	10月22日	福来	西	10月21日	不明	家の敷地内のメダカの餌を荒らされた（食べられた？）。付近の防草シートにクマと思われる12cmほどの足跡があった。	×	緯度：35°26'47.3" 経度：135°20'50.75"
134	10月24日	福来	西	10月24日	3:00	敷地内で物音がするため、室内から確認したところツキノワグマ1頭がいた。	×	緯度：35°26'47.3" 経度：135°20'50.75"
135	10月29日	志高	加佐	10月28日	18:00	住宅敷地内にツキノワグマ3頭が侵入する様子が防犯カメラに写っていた。前日、前々日にも同地周辺での目撃があった。	×	緯度：35°26'26.46" 経度：135°15'4.4"
136	11月3日	朝来中	東	11月3日	6:20	府道高浜舞鶴線朝来中交差点付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、山中へ移動しました。	○	緯度：35°30'7.93" 経度：135°25'57.12"
137	11月5日	志高	加佐	11月5日	6:00	岡田こども園付近の山裾でツキノワグマを目撃。	×	緯度：35°26'19.55" 経度：135°15'13.78"
138	11月12日	上安	西	11月9日	20:00	ＪＲ舞鶴線下上安踏切から南へ直線で約270mの道路上で体長1mほどのツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、西側の山中へ移動しました。	×	緯度：35°26'58.17" 経度：135°20'51.79"
139	11月13日	鹿原	東	11月12日	22:00	国道27号金剛院口交差点から南東に直線で約290mの住宅敷地内に体長１ｍほどのツキノワグマ1頭が目撃されました。	×	緯度：35°28'45.41" 経度：135°26'33.52"
140	11月14日	京月東町	東	11月13日	1:30	京月東町[redacted]（[redacted]）宅の防犯カメラにツキノワグマ２頭が映っていた。その後家の敷地を通って裏山に移動した。	×	緯度：35°26'54.28" 経度：135°24'3.65"
141	11月18日	志高	加佐	11月17日	16:00	薬師口バス停から北へ100mのため池でツキノワグマを目撃。その後山の中に移動した。	×	緯度：35°25'39.93" 経度：135°14'29.91"
142	11月26日	久田美	加佐	11月25日	8:40	真壁公民館から東へ直線で約700mの府道上でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°26'3.26" 経度：135°16'43.34"
143	11月27日	八戸地	加佐	11月27日	13:00	ライスセンター付近でツキノワグマ３頭を目撃	×	緯度：35°27'3.51" 経度：135°15'33.91"
144	11月28日	栃尾	大浦	11月28日	15:30	京都交通栃尾バス停から大山方面に道なりに約５００ｍの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°31'55.18" 経度：135°26'26.24"
145	11月28日	大山	大浦	11月28日	15:40	野原海水浴場へ向かう途中で目撃。	×	緯度：35°32'48.2" 経度：135°27'00.5"
146	12月5日	大山	大浦	12月5日	10:00	舞鶴市道空山線から栃尾方面へ向かう途中でツキノワグマ1頭を目撃。	×	緯度：35°32'30.32" 経度：135°26'58.22"
147	12月10日	松尾	東	12月6日	16:45	松尾[redacted]番地先でツキノワグマ（大）を目撃	×	緯度：35°29'43.19" 経度：135°28'18.44"
148	12月10日	松尾	東	12月7日	16:57	松尾[redacted]番地先でツキノワグマ（大）を目撃（カメラ）	×	緯度：35°29'43.19" 経度：135°28'18.44"
149	12月10日	松尾	東	12月8日	20:00	松尾[redacted]番地先でツキノワグマ（中）を目撃（カメラ）	×	緯度：35°29'43.19" 経度：135°28'18.44"
150	12月10日	松尾	東	12月9日	3:00	松尾[redacted]番地先でツキノワグマ（中）を目撃（カメラ）	×	緯度：35°29'43.19" 経度：135°28'18.44"
151	12月10日	松尾	東	12月10日	2：18 3：00 4：30	松尾[redacted]番地先でツキノワグマ（大）を目撃（カメラ） 同日3：00、4：30にも目撃	×	緯度：35°29'43.19" 経度：135°28'18.44"
152	2月14日	下漆原	加佐	2月13日	18:10	府道567号を車で走行中にツキノワグマ１頭を目撃。	×	緯度：35°27'47.74" 経度：135°14'47.88"

令和５年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
1	4月2日	松尾	東	4月2日	13:30	市道松尾杉山登尾線の松尾・杉山間（頂上付近）でツキノワグマの成獣１頭と幼獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′5.05″ 経度：135°27′57.05″
2	4月4日	久田美	加佐	4月4日		久田美小字池田の付近で子熊が出没している。爆竹を鳴らすが逃げることなく、人慣れしている様子。	×	緯度：35°25′36.9″ 経度：135°15′58.48″
3	4月7日	城屋	西	4月7日	11:50	京都丹後鉄道宮舞線楠弥寺踏切から南へ約300mの付近でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°25′57.79″ 経度：135°17′47.52″
4	4月7日	野村寺	西	4月7日	15:10	野村寺橋から西へ約100mの付近でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°25′56.13″ 経度：135°18′17.77″
5	4月28日	多祢寺	大浦	4月28日	16:10	舞鶴自然文化園入口から南へ約700mの府道上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35° 31′ 59.79″″ 経度：135° 23′
6	5月5日	城屋	西	5月5日	6:00	府道物部西舞鶴線城屋南交差点から南東へ約1.7kmの付近でツキノワグマ2頭が目撃されました。	○	緯度：35°25′3.24″ 経度：135°18′7.18″
7	5月6日	田井	大浦	5月6日	7:00	市HPから下記のとおり情報提供あり。 舞鶴の田井漁港の東側の山側で熊の子供2頭を見かけました。	×	緯度：35°34′5.43″ 経度：135°27′22.16″
8	5月9日	平	大浦	5月9日	18:45	京都交通平バス停から北へ約150mの付近でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。 その後、西側の山へ移動しました。	○	緯度：35°31′6.07″ 経度：135°23′19.99″
9	5月12日	野原	大浦	5月12日	不明	野原駐在からの情報提供。 時間は聞いていないが、住民が野原小学校跡地の山際でツキノワグマ1頭を目撃。	×	緯度：35°34′12.04″ 経度：135°25′54.4″
10	5月13日	下東	加佐	5月13日	19:00	国道175号線念仏峠交差点から北へ約300mの府道上でツキノワグマ幼獣1頭が目撃されました。 その後、北東の山へ移動しました。	○	緯度：35°27′8.04″ 経度：135°16′57.44″
11	5月17日	城屋	西	5月17日	13:30	雨引神社付近の府道上でツキノワグマ（小熊）を発見、山の方へ逃げていった。	○	緯度：35°25′40.27″ 経度：135°17′47.91″
12	5月20日	城屋	西	5月20日	17:00	住宅裏の防空壕にツキノワグマがおり、出てこない。その後、軒下へ移動したが動かなくなった。 警察と爆竹による追い払いを試みるも動きがなく、日が暮れたため、翌日WMOによる薬殺を実施。	×	緯度：35°25′15.19″ 経度：135°17′54.06″
13	5月24日	三日市	加佐	5月24日	8:00	国道175号線藤津交差点から南へ約900mの民家の裏山でツキノワグマ成獣1頭、幼獣1頭が目撃されました。 その後、山中へ移動しました。	○	緯度：35°26′35.58″ 経度：135°15′55.96″
14	5月25日	瀬崎	大浦	5月15日	不明	ツキノワグマの糞があり、ビワを食べていた様子。 現場付近はタモの木があり、夏には実をつけ寄ってくる。 →地域への注意喚起をお願いし、しばらく様子を見ることとした。	×	緯度：35°32′31.66″ 経度：135°20′53.27″
15	5月27日	岡安	東	5月27日	10:30	青葉山ろく公園の入り口付近（駐車場の西側）でツキノワグマ1頭（小熊）が目撃された。 警察によるパトロール	○	緯度：35°29′55.80″ 経度：135°26′13.41″
16	5月27日	長浜	中	5月27日	14:45	長浜[redacted]宅裏山で小熊１が桑の葉を食べていた。 その後南の山中へ移動。	○	緯度：35°28′52.86″ 経度：135°21′12.38″
17	5月27日	泉源寺	東	5月27日	17:00	東舞鶴高校テニスコートにクマ成獣１。	○	緯度：35°29′6.11″ 経度：135°24′54.07″
18	5月29日	小倉	東	5月29日	8:10	国道27号線小倉交差点の北側でツキノワグマ1頭が目撃	○	緯度：35°28′55.25″ 経度：135°25′29.42″
19	5月29日	安岡	東	5月29日	16:15	府道772号高浜舞鶴線の京都交通中山バス停から北西に約60mの地点でツキノワグマ1頭。その後、山中へ移動。	○	緯度：35°29′33.59″ 経度：135°26′7.75″
20	5月31日	大波下	東	5月31日	18:00	府道２１号線大波下交差点から北西へ約５００mの市道上でツキノワグマ成獣１頭幼獣２頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′20.09″ 経度：135°24′2.2″

令和５年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
21	6月1日	蒲江	加佐	6月1日	6:30	京都丹後鉄道宮舞線東雲駅から北へ約1.３kmの中坪踏切付近でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°29′10.91″ 経度：135°17′5.02″
22	6月3日	池ノ内下	西	6月3日	20:00	府道27号池辺京田線池内交差点から南東へ約400mの山際でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°24′25.93″ 経度：135°21′0.52″
23	6月3日	多祢寺	東	6月3日	9:00	舞鶴自然文化園入り口から北へ約50mの府道上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。 その後、西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°32′21.84″ 経度：135°23′50.57″
24	6月5日	田井	大浦	6月5日	6:00	田井漁港から南東へ５０mの山中でツキノワグマの成獣１頭と幼獣２頭が目撃されました。	×	緯度：35°56′3.83″ 経度：135°45′7.82″
25	6月7日	和田	中	6月7日	8:30	和田中学校正門から東へ約100mの市道上でツキノワグマ1頭を目撃。その後、北側の山へ移動	×	緯度：35°28′24.97″ 経度：135°21′13.68″
26	6月15日	安岡	東	6月15日	9:50	府道772号高浜舞鶴線の京都交通中山バス停から北西に約200mの地点でツキノワグマ1頭。その後、山中へ移動。	○	緯度：35°29′36.58″ 経度：135°26′5.9″
27	6月18日	登尾	東	6月18日	20:30	登尾公会堂から北東へ約800mの府道上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。 家族でホタルを見に出かけていたところ、上記	○	緯度：35°30′43.61″ 経度：135°27′25.23″
28	6月20日	吉野	東	6月20日	19:10	新吉野橋から西へ直線で約２００mの山際でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°29′55.15″ 経度：135°25′38.06″
29	6月21日	布敷	西	6月19日	19:30	倭文神社から南東へ直線約２００mの山際でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	X	緯度：35°24′50.01″ 経度：135°20′33.16″
30	6月23日	寺田	西	6月23日	12:10	寺田集会所から南西へ約160mの住宅敷地内でツキノワグマ1頭が目撃されました。その後、北側の山へ移動した。	○	緯度：35°25′33.57″ 経度：135°23′8.74″
31	6月23日	吉野	東	6月23日	18:20	朝来中交差点から南東へ直線で約250mの地点でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。クマはその後、南方向へ向かいました。	○	緯度：35°29′54.59″ 経度：135°26′5.37″
32	6月25日	堂奥	東	6月25日	9:50	府道28号小倉西舞鶴線堂奥交差点から東へ約800mの市道上でツキノワグマ1頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°27′40.62″ 経度：135°26′12.45″
33	6月26日	杉山	西	6月25日	0:00	ツキノワグマ２頭が目撃された。山際のビワ等を食べながら周辺部を４時間ほど移動後山の中へ【有害捕獲実施】	×	緯度：35°30′11.02″ 経度：135°19′57.88″
34	6月26日	堂奥	東	6月25日	18:50	府道28号小倉西舞鶴線堂奥交差点から西へ約400mの府道上でツキノワグマ幼獣1頭が目撃されました。その後、南側の山中へ移動しました。	×	緯度：35°27′46.53″ 経度：135°25′3.16″
35	6月27日	倉谷	西	6月25日	夕方	天清川の中でツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。	×	緯度：35°26′55.72″ 経度：135°20′34.73″
36	7月5日	白屋	東	7月5日	7:20	舞鶴工業高等専門学校の敷地内でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。その後、西側へ移動しました。	×	緯度35°29′49.11″ 経度135°26′23.73″
37	7月10日	上福井	西	7月6日	14:00	山崎石油ガソリンスタンド付近に山口自動車がありますが、その建物裏側に子グマが出没したのを、スタンドの方が発見したものです。	×	緯度：35°26′51.95″ 経度：135°16′56.75″
38	7月11日	長浜	中	7月10日	17:00	長浜[redacted]地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃。その後西方向の山中へ移動。	×	緯度：35°29′6.37″ 経度：135°21′44.26″
39	7月12日	下東	加佐	7月12日	16:30	四所駅から１km東雲駅側の線路上でツキノワグマ成獣１頭幼獣１頭が目撃されました。	×	緯度：35.4532922, 経度：135.2851966
40	7月17日	下東	加佐	7月17日	19:30	府道568号念仏峠線下東交差点から南へ約150mの府道脇でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°27′17.76″ 経度：135°17′1.16″
41	7月18日	水間	加佐	7月18日	7:30	水間下第２踏切から東へ直線で約600mの地点でツキノワグマ2頭が目撃された。	○	緯度：35°28′16.89″ 経度：135°17′31.81″
42	7月18日	喜多	西	7月17日	16:30	喜多公民館の北西２０m付近の柿の木にツキノワグマ３頭が目撃された。	×	緯度：35°27′34.78″ 経度：135°18′36.15″

令和５年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
43	7月20日	多祢寺	大浦	7月20日	18:30	三浜峠から南西に約500㍍の地点でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。クマはその後、東方向へ移動しました。	×	緯度：35°32′5.69″ 経度：135°23′46.05″
44	7月21日	女布	西	7月19日		国道27号城南中学校前交差点から西に1,200㍍の地点でツキノワグマ幼獣の足跡を発見	×	緯度：35°25′20.99″ 経度：135°18′57″
45	7月21日	地頭	加佐	7月21日	18:20	国道１７５号線岡田由里交差点から福知山市方向に約３００ｍの地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°25′44.68″ 経度：135°13′41.81″
46	7月22日	上福井	西	7月22日	-	国道175号と丹鉄の交差点付近でツキノワグマが動かないとの連絡。警察が死亡確認後道路管理者が撤去。	×	緯度：35°26′54.02″ 経度：135°17′13.55″
47	7月24日	上福井	西	7月24日	8:50	国道１７５号線上福井交差点から南西に１ｋｍの地点でツキノワグマの成獣１頭、幼獣２頭が目撃されました。	×	緯度：35°26′20.19″ 経度：135°17′53.15″
48	7月24日	大波下	東	7月24日	11:30	府道21号若浦中学校前交差点から西へ約５０ｍの林内でツキノワグマ成獣１頭幼獣1頭が目撃されました。	×	緯度：35°30′21.71″ 経度：135°23′50.36″
49	7月25日	岡田由里	加佐	7月25日	-	国道175号岡田由里交差点から北西に約1,000mの地点でツキノワグマ成獣1頭を目撃。	×	緯度：35°26′19.60″ 経度：135°13′10.45″
50	7月27日	西神崎	加佐	7月26日	3:00	丹後神崎駅付近の踏切でツキノワグマ成獣１頭を目撃。	×	緯度：35°30′30.10″ 経度：135°17′35.63″
51	7月27日	野原	大浦	7月25日	23:30	ツキノワグマ成獣２頭を目撃。その後山の中へ移動。	×	緯度：35°33′47.62″ 経度：135°25′49.01″
52	7月27日	野原	大浦	7月26日	21:51	ツキノワグマ成獣１頭を目撃。その後山の中へ移動。	×	緯度：35°33′47.62″ 経度：135°25′49.01″
53	7月28日	平	大浦	7月28日	20:05	平トンネル東側入口付近の道路脇でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′41.06″ 経度：135°22′48.88″
54	7月30日	東神崎	加佐	7月30日	早朝	槇山公園で子グマ1頭を目撃	×	緯度：35°30′18.22″ 経度：135°18′46.25″
55	8月1日	田井	大浦	8月1日	21:00	府道561号線田井交差点から直線で南へ約500mの府道上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°33′20.1″ 経度：135°27′15.82″
56	8月2日	朝来中	東	8月2日	17:30	朝来中地内の八田橋から東へ約30mの住宅地内でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′6.91″ 経度：135°25′14.14″
57	8月3日	上東	加佐	8月3日	18:00	国道175号線念仏峠交差点から西へ直線で約600mの国道脇（旧道との分岐付近）でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′53.51″ 経度：135°16′34.21″
58	8月6日	上佐波賀	大浦	8月6日	朝	字佐波賀[redacted]の住宅周辺にクマの糞が3カ所確認された。 8月5日（土）の夜から6日（日）の未明の間に出没していたものと考えられる。	×	緯度：35°30′21.51″ 経度：135°22′14.74″
59	8月7日	田中町	東	8月7日	20:30	国道２７号田中橋から東へ約２０ｍの地点でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。その後南へ移動しました。	○	緯度：35°28′52.23″ 経度：135°25′16.69″
60	8月8日	野村寺	西	8月7日	19:45	主要地方道志高西舞鶴線の高野踏切から北西へ約２００ｍの地点でツキノワグマの成獣１頭が柿の木に上っていた。その後、北の山へ移動した。	○	緯度：35°25′58.95″ 経度：135°18′30.56″
61	8月8日	上佐波賀	大浦	8月8日	朝	字佐波賀[redacted]の住宅周辺にクマの糞が確認された。 8月7日（月）の夜から8日（火）の未明の間に出没していたものと考えられる。	×	緯度：35°30′21.71″ 経度：135°22′17.32″
62	8月9日	地頭	加佐	8月7日	21:00	西飼神社から南東に200mの住宅付近にツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。その後の西の山へ移動した。	×	緯度：35°25′54.83″ 経度：135°12′35.51″
63	8月13日	鹿原	東	8月13日	8:15	国道２７号線金剛院口交差点から北西へ約８０ｍ地点でツキノワグマの成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°28′53.71″ 経度：135°26′23.08″

令和５年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
64	8月14日	安岡	東	8月14日	6:30	安岡公会堂から東へ道なりに約２５０mの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後南の山へ移動しました。	○	緯度：35°29′3.37″ 経度：135°26′15.93″
65	8月13日	上福井	西	8月13日	14:00	家の室外機にツキノワグマの毛らしきものが付着していた。足跡は畑の方に向かっていた。8/12の夜から8/13の未明にかけて出現した模様。	×	緯度：35°26′43.18″ 経度：135°17′34.5″
66	8月17日	志高	加佐	8月13日	4:30	舞鶴市志高小字間区域に成獣熊を目撃しましたので報告します。	×	緯度：35°26′8.23″ 経度：135°14′46.47″
67	6月26日	白杉	西	6月26日	0:00	ツキノワグマ成獣２頭が目撃されました。	×	緯度：35°30′12.04″ 経度：135°19′57.56″
68	8月24日	小倉	東	8月24日	9:30	国道27号線小倉交差点から南へ約700mの府道上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。その後、東側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°28′28.37″ 経度：135°25′30.87″
69	8月24日	蒲江	加佐	8月23日	19:45	蒲江[redacted]番地の民家付近でツキノワグマ成獣1頭を目撃。	×	緯度：35°29′30.99″ 経度：135°17′30.76″
70	8月28日	市場	東	8月27日	5:37	JR小浜線新舞鶴踏切付近（東舞鶴ー松尾寺間）でツキノワグマ１頭が線路を横断し、南側の山の方へ移動した。	×	緯度：35°28′39.88″ 経度：135°24′24.97″
71	8月28日	朝来中	東	8月28日	18:30	京都交通中宮バス停から西へ道なりに約２５０mの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後南の方へ移動しました。	○	緯度：35°30′4.64″ 経度：135°25′26.32″
72	8月31日	小倉	東	8月31日	21:00	国道27号小倉交差点から府道28号小倉西舞鶴線を堂奥交差点方面へ車で走行中に、志摩機械東舞鶴営業所近くでツキノワグマ成獣1頭と衝突しかけた。	×	緯度：35°28′38.59″ 経度：135°25′32.32″
73	9月9日	白屋	東	9月9日	16:50	府道772号高浜舞鶴線安岡園口交差点から北へ約250mの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°29′38.14″ 経度：135°26′15.23″
74	9月10日	昭和台	西	9月9日	21:20	昭和台[redacted]付近でツキノワグマ1頭を目撃。その後、山へ移動した。	×	緯度：35°27′6.98″ 経度：135°21′14.16″
75	9月14日	野原	大浦	8月20日	21:00	野原駐在所付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。	×	緯度：35°34′9.51″ 経度：135°25′48.61″
76	9月14日	野原	大浦	8月25日	ー	ツキノワグマの糞を目撃（撤去済み）	×	緯度：35°34′0.96″ 経度：135°25′44.74″
77	9月14日	野原	大浦	9月11日	23:00	八幡神社参道口から南西へ直線で約１００mの付近でツキノワグマ成獣２頭が目撃された。	×	緯度：35°34′5.59″ 経度：135°25′46.78″
78	9月15日	志高	加佐	9月12日	4:00	舞鶴市下志高地区で幼獣1頭を目撃	×	緯度：35°26′19.55″ 経度：135°15′12.92″
79	9月15日	大川	加佐	9月14日	4:30	舞鶴市大川地区、公民館前にて成獣１頭を目撃	×	緯度：35°26′51.14″ 経度：135°15′38.78″
80	9月20日	河辺原	大浦	9月16日	朝	河辺原[redacted]付近の柿の木に爪痕あり	×	緯度：35°31′44.24″ 経度：135°25′32.6″
81	9月20日	河辺原	大浦	9月20日	朝	河辺原[redacted]付近の柿の木に新しい爪痕あり	×	緯度：35°31′44.24″ 経度：135°25′32.6″
82	9月21日	西神崎	加佐	9月21日	3:26	西神崎[redacted]番地の宅地柿の木から下り去る成獣とぶつかった。	×	緯度：35°30′40.17″ 経度：135°17′48.38″
83	9月21日	西神崎	加佐	9月15日	夜遅く	イノシシ・シカ用有害捕獲用檻にてツキノワグマが侵入した痕跡あり。	×	緯度：35°30′34.14″ 経度：135°17′45.63″
84	9月27日	吉坂	東	9月26日	19:08	JR小浜線でツキノワグマ１頭が線路を横断し、南から北側へ移動した。	×	緯度：35°29′12.53″ 経度：135°27′41.92″

令和５年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
85	9月27日	田井	大浦	9月27日	12:00	府道561号線田井交差点から直線で南へ約500mの府道上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°33′20.1″ 経度：135°27′15.82″
86	9月28日	今田	西	9月28日	未明	ツキノワグマが柿の木に登っていた。 翌朝に痕跡を確認した。	×	緯度：35°25′16.84″ 経度：135°20′30.61″
87	9月30日	福来	西	9月30日	-	天清川のいもじ橋付近で柿の食害と糞の痕跡ありとの通報	×	緯度：35°26′50.38″ 経度：135°20′47.69″
88	10月1日	福来	西	10月1日	-	福来[redacted]でツキノワグマの痕跡ありとの通報	×	緯度：35°26′47.85″ 経度：135°20′45.13″
89	10月1日	倉谷	西	10月1日	-	倉谷[redacted]で柿の食害、クマ棚、糞、足跡ありとの通報	×	緯度：35°26′46.54″ 経度：135°20′42.22″
90	10月5日	福来	西	10月5日	不明	福来182-2ヤマト運輸裏手に柿の木があり、枝が折れるなどクマが寄り付いている痕跡があった。また、天清川沿いの遊歩道に糞があった。	×	緯度：35°26′53.57″ 経度：135°20′59.44″
91	10月5日	中山	加佐	10月5日	18:55	第二水間踏切から道なりに西へ約３５０ｍに地点でツキノワグマ１頭が目撃されました。 その後南へ移動しました。	○	緯度：35°28′14.09″ 経度：135°16′58.37″
92	10月7日	倉谷	西	10月7日	朝	倉谷[redacted]の住宅敷地内でツキノワグマの糞が見つかった。 隣接地に柿の木などがある。柿の木への痕跡は不明	×	緯度：35°26′45.1″ 経度：135°20′41.39″
93	10月11日	蒲江	加佐	10月11日	22:15	京都丹後鉄道宮舞線下和田踏切付近でツキノワグマ成獣1頭、幼獣1頭が目撃されました。	×	緯度：35°29′55.72″ 経度：135°17′32.43″
94	10月11日	志高	加佐	10月11日	4:20	舞鶴市志高の保育園前にて熊を目撃	×	緯度：35°26′19.89″ 経度：135°15′16.32″
95	10月12日	福来	西	10月12日	5:30	福来72-2泰成トランクルームの山際でツキノワグマ1頭が防犯カメラに写っていた。	○	緯度：35°26′55.71″ 経度：135°20′51.83″
96	10月13日	地頭	加佐	10月13日	不明	はまやの周辺でクマの手形や糞が発見された。	×	緯度：35°25′28.96″ 経度：135°12′46.89″
97	10月16日	城屋	西	10月16日	9:40	楠弥寺踏切付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後山中へ移動しました。	○	緯度：35°26′6.81″ 経度：135°17′47.12″
98	10月17日	引土	西	10月17日	7:00	茶臼山橋の東側でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′12.84″ 経度：135°19′37.28″
99	10月17日	引土	西	10月17日	6:30	笠水神社境内でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	×	緯度：35°26′5.17″ 経度：135°19′39.35″
100	10月18日	引土	西	10月17日	10～10：30	校内マラソンの練習で高野川沿いを走っていた西舞鶴高校の生徒の目の前をツキノワグマ成獣1頭が道路を横切って山に入っていった。	×	緯度：35°25′58.43″ 経度：135°19′31.9″
101	10月20日	福来	西	10月20日	15:45	いもじ橋から北東へ約１００ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後東の山中へ移動しました。	○	緯度：35°26′52.5″ 経度：135°20′49.69″
102	10月21日	天台	西	10月21日	5:00	天台新町公園から東へ道なりに約３００ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′57.33″ 経度：135°21′53.29″
103	10月27日	久田美	加佐	10月27日	21:45	府道55号舞鶴福知山線真壁交差点から北へ約270ｍの地点（冷凍保管庫付近）でツキノワグマ1頭を目撃。その後、東側の山へ移動した。	×	緯度：35°26′8.34″ 経度：135°15′35.19″
104	10月27日	野村寺	西	10月27日	22:00	野村寺[redacted]番地の敷地内にツキノワグマが侵入した。家の中から大きな音を立てて追い払った。	×	緯度：35°25′50.4″ 経度：135°18′10.35″
105	11月7日	清道	西	11月7日	9:00	電車との事故により死亡した成獣と、その付近にいた幼獣を目撃	×	緯度：35°27′18.84″ 経度：135°21′50.22″
106	11月8日	天台	西	11月8日	8:00	天台新町公園から直線で南東へ約４００ｍの地点でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′50.4″ 経度：135°21′50.03″

令和５年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
107	11月8日	引土	西	11月8日	未明	引土[redacted]付近の柿の木にツキノワグマの痕跡（爪痕）が確認された。	×	緯度：35°26′17.95″ 経度：135°19′23.11″
108	11月9日	長浜	中	11月8日	18:30	長浜口交差点から北東へ道なりに約100～200mの道路上でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	×	緯度：35°28′54.19″ 経度：135°21′40.97″
109	11月9日	宇谷	加佐	11月9日	19:20	府道55号舞鶴福知山線宇谷交差点から南へ約250mの山際でツキノワグマ成獣1頭、幼獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°25′18.39″ 経度：135°13′18.22″
110	11月13日	矢之助町	東	11月12日	19:00	姿は見えなかったが、竹やぶの中からサルでもイノシシでもシカでもない動物の吠える声が聞こえた。 その後バキバキと音を立て山の方へ逃げていった。	×	緯度：35°28′14.2″ 経度：135°24′4.48″
111	11月12日	上福井	西	11月12日	7:53	山から民家の方へ歩いていた	×	緯度：35°26′44.15″ 経度：135°17′25.21″
112	11月14日	東神崎	加佐	11月14日	午前中	東神崎、穴観音の中にフンや痕跡あり	×	緯度：35°30′38.44″ 経度：135°18′19.3″
113	11月16日	和田	中	11月16日	9:10	和田集会所から南東へ約450mの道路上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°28′24.78″ 経度：135°21′17.08″
114	11月16日	和田	中	11月15日	23:15	クマ成獣１を目撃	×	緯度：35°28′27.64″ 経度：135°21′29.31″
115	11月25日	境谷	西	11月25日	5:30	伊佐津川にかかる境谷橋から南東へ直線で約150mの付近で、柿の木に登っているツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′8.35″ 経度：135°20′13.14″
116	11月28日	加津良（長浜）	東	11月28日	7:00	京都交通加津良上バス停から西へ道なりに約１３０ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後南の山へ移動しました。	○	緯度：35°28′53.27″ 経度：135°21′10.84″
117	12月5日	田井	大浦	12月5日	7:45	京都交通田井バス停付近でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°33′55.72″ 経度：135°27′13.33″
118	12月6日	成生	大浦	12月6日	15:00	成生浄化センター付近の府道上でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。 その後、西側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°34′36.26″ 経度：135°26′54.4″
119	12月7日	田井	大浦	12月7日	15:00	成生浄化センターから南へ６００ｍの府道上でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	×	緯度：35°34′12.19″ 経度：135°27′2.3″
120	12月7日	田井	大浦	12月7日	17:00	京都交通田井バス停から北東へ約６０ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°33′57.1″ 経度：135°27′14.38″
121	12月8日	長浜	中	12月8日	7:30	京都交通加津良上バス停付近の府道上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。 その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°28′52.9″ 経度：135°21′14.51″
122	12月16日	長浜	中	12月16日	11:45	京都交通加津良上バス停付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後南の山へ移動しました。	○	緯度：35°28′52.9″ 経度：135°21′14.51″
123	12月21日	栃尾	大浦	12月21日	13:40	京都交通野原口バス停から南西に直線で約７５０ｍの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、北側の山中へ移動しました。	○	緯度：35°32′29.16″ 経度：135°26′56.14″
124	1月23日	三浜	大浦	1月22日	22:50	三浜峠の三浜側中間のセセラギ橋から三浜側に150m下った所でツキノワグマ1頭が目撃されました。	×	緯度：35°32′57.01″ 経度：135°23′40.07″
125	2月19日	田中町	東	2月16日	18:45	自転車にて下校中、ガサガサという音とともに走る黒い動物を目撃 目撃者はすぐに脇道に逸れたため、その後はわからない	×	緯度：35°28′50.04″ 経度：135°24′59.21″
126								
127								

令和４年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
1	3月31日	岡田由里	加佐	3月31日	11:10	岡田由里交差点から河口方向に約４００mの地点でツキノワグマ１頭が目撃されてました。	○	緯度：35°25'41.4" 経度：135°14'7.14"
2	4月17日	大山	大浦	4月17日	9:15	京都交通大山バス停から北へ約150mの府道上でツキノワグマの幼獣1頭が目撃されました。 その後西側の山中に入っていきました。	○	緯度：35°33'2.84" 経度：135°27'3.04"
3	4月26日	大山	大浦	4月26日	6:45	野原口バス停から南へ約100mの府道上でツキノワグマ1頭が目撃されました。その後は、西側の山へ移動しました。	○	緯度：35°32'47.9" 経度：135°27'4.11"
4	5月12日	喜多	西	5月12日	8:00	滝ヶ下埋立処理施設の門扉付近でツキノワグマの成獣１頭が目撃されました。その後、北西側の山へ移動しました。	×	緯度：35°28'1.59" 経度：135°19'1.61"
5	5月13日	上福井	西	5月13日	16:45	京都丹後鉄道水源地踏切付近でツキノワグマ幼獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°26'21.76" 経度：135°17'33.19"
6	5月16日	引土	西	5月16日	7:10	円隆寺橋から西へ約150mの山際でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°26'35.61" 経度：135°19'26.16"
7	5月18日	西・新	西	5月18日	6:50	国道１７５号線西町交差点から南東へ約２５０mの道路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後南西側の山へ移動しました。	○	緯度：35°26'56.97" 経度：135°19'21.44"
8	5月20日	余部上	東	5月20日	17:00	道芝口交差点から南へ約１００mの地点でツキノワグマ幼獣１頭が目撃された。	○	緯度：35°28'0.07" 経度：135°21'50.01"
9	5月24日	田井	大浦	5月24日	17:50	京都交通田井バス停付近の道路上でツキノワグマ幼獣1頭が目撃されました。その後は、西側の山へ移動しました。	○	緯度：35°33'54.86" 経度：135°27'13.9"
10	5月25日	中田	大浦	5月25日	14:40	府道２１号中田交差点付近でツキノワグマ幼獣１頭が目撃された。	○	緯度：35°30'58.97" 経度：135°24'8.38"
11	5月28日	上安	西	5月28日	14:40	国道２７号線五老ケ岳公園前交差点から五老ケ岳山頂方向へ約３００mの市道上で、ツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°27'36.04" 経度：135°21'12.07"
12	5月30日	松尾～東舞鶴	東	5月29日	18:40	（ＪＲ敦賀駅より）ＪＲ小浜線松尾寺駅から西へ約４５０mの線路上（胡麻迫踏切付近）でツキノワグマ幼獣１頭を目撃された。	○	緯度：35°29'9.11" 経度：135°26'47.32"
13	5月30日	下漆原	加佐	5月29日	20:00	岡田中バス梨本バス停から直線で約100mの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃された、その後東の山へ移動した。	○	緯度：35°28'39.27" 経度：135°14'26.45"
14	5月30日	城屋	西	5月30日	8:15	8：15城屋地内に仕掛けていたくくりわなでツキノワグマ成獣１頭の誤捕獲について、わなの設置者から通報あり。 8：50市職員が現着し、個体を確認。 9：00ツキノワグマが自力でくくりわなをちぎり、その後、山中へ逃げた。	×	緯度：35°24'42.39" 経度：135°18'9.78"
15	6月8日	道芝	東	6月8日	9:15	道芝トンネル東側から道なりに約１２０mの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。その後北の山へ移動した。	○	緯度：35°28'0.3" 経度：135°22'36.99"
16	6月9日	三日市	加佐	6月9日	11:30	国道175号線藤津交差点から南へ約400mの府道上でツキノワグマ幼獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°26'53.19" 経度：135°15'59.09"
17	6月10日	水間	加佐	6月10日	19:45	水間下第２踏切から南へ直線で約400mの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。 電車と接触後山の中へ逃走、反対列車が様子を確認したが姿は見えなかった。	×	緯度：35°27'55.5" 経度：135°17'11.8"
18	6月11日	岡田由里	加佐	6月11日	8:00	国道175号線岡田由里交差点から由良川上流方向へ約300mの道路上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°25'44.68" 経度：135°13'41.2"
19	6月13日	下東	加佐	6月11日	19:00	場所：念仏峠頂上付近 頭数：成獣１頭、幼獣２頭 状況：自動車を運転中に目撃した、山中に移動した。	×	緯度：35°27'0.14" 経度：135°16'57.81"
20	6月13日	大山	大浦	6月13日	5:00	野原口バス停付近の府道上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°32'51.64" 経度：135°27'4.32"

令和４年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
21	6月13日	公文名	西	6月13日	19:30	茶臼山橋から南西方向へ約４００mの地点（高野川の西側）でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°26'1.42" 経度：135°19'31.52"
22	6月13日	中山	加佐	6月13日	20:15	八雲橋東詰から北へ約３００mの府道上でツキノワグマの親子（成獣１頭、幼獣１頭）が目撃されました。	○	緯度：35°28'10.75" 経度：135°16'56.73"
23	6月18日	北吸	東	6月18日	10:00	国道２７号線北吸交差点付近でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°28'23.26" 経度：135°23'17.31"
24	6月20日	真倉	西	6月19日	20:00	真倉踏切から線路沿いに約１kmの地点でツキノワグマ１頭が電車にひかれた（死体はＪＲが6月20日に回収）	×	緯度：35°23'21.87" 経度：135°18'58.25"
25	6月13日	小橋	大浦	6月10日	18:30	周辺住民がツキノワグマの親子（成獣１、幼獣１）を目撃	×	緯度：35°33'34.74" 経度：135°24'2.7"
26	6月13日	小橋	大浦	6月13日	朝	住民が集積していた不燃ごみが持ち去られていることを確認。	×	緯度：35°33'35.99" 経度：135°24'2.11"
27	6月20日	城屋	西	6月20日	15:30	民家うらでツキノワグマ成獣１頭を目撃(市職員)	×	緯度：35°25'18.65" 経度：135°17'59.71"
28	6月20日	和江	加佐	6月19日	20:15	国道178号線サンド工業付近でツキノワグマ成獣1頭を目撃。由良川方向から国道を横断し、山側へ移動した。	×	緯度：35°28'48.95" 経度：135°16'40.54"
29	6月22日	真倉	西	6月22日	17:00	国道２７号線真倉駅南交差点でツキノワグマ１頭が目撃された、その後西の山へ移動した。	○	緯度：35°24'17.96" 経度：135°19'25.12"
30	6月24日	野原	大浦	6月24日	11:40	府道５６１号線野原口交差点から野原方面へ約１ｋmの市道上でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°33'13.13" 経度：135°26'44.14"
31	6月27日	下東	加佐	6月24日	18:40	国道１７５号線念仏峠交差点から府道５６８号線宮津方向へ道なりに約３００mの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。	×	緯度：35°27'3.71" 経度：135°16'56.68"
32	6月28日	東神崎	加佐	6月9日	15:00	神崎海岸の東の岩場でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。	×	緯度：35°30'43" 経度：135°18'34.38"
33	6月30日	大波下	大浦	6月30日	8:50	若浦中学校から南へ約２００mの地点でツキノワグマの幼獣１頭が目撃された。その後、若浦中学校のグラウンド方面の山すそに移動した。	○	緯度：35°30'12.18" 経度：135°23'50.74"
34	7月7日	大波下	大浦	7月7日	9:00	府道２１号線大波下交差点から北西へ約５００mの市道上でツキノワグマの１頭が目撃された。	○	緯度：35°30'12.13" 経度：135°23'51.07"
35	7月13日	布敷	西	7月13日	3:40	府道２７号池内交差点から東へ道なりに約２００mの地点でツキノワグマ１頭が目撃された。	○	緯度：35°24'40.61" 経度：135°20'53.83"
36	7月14日	大波下	大浦	7月14日	6:20	府道２１号新大波トンネル南側入り口付近でツキノワグマ成獣１頭・幼獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°30'22.17" 経度：135°23'52.53"
37	7月25日	千歳	大浦	7月24日	18:00	千歳地区内民家の裏山でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。	×	緯度：35°30'31.21" 経度：135°20'50.86"
38	7月26日	地頭	加佐	7月25日	不明	地頭地内でツキノワグマ１頭が目撃された。	×	緯度：35°26'9.94" 経度：135°12'26.28"
39	8月8日	下東	加佐	8月9日	不明	京都丹後鉄道四所ー東雲間でツキノワグマ幼獣１頭が目撃された。	×	緯度：35°27'36.15" 経度：135°17'14.9"
40	8月14日	下東	加佐	8月14日	17:00	京都丹後鉄道四所ー東雲間でツキノワグマ１頭が目撃された。	×	緯度：35°27'13.8" 経度：135°17'4.47"
41	8月22日	長浜	中	8月22日	17:45	加津良上バス停から東へ約５０mの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°28'51.91" 経度：135°21'18.65"
42	8月27日	大丹生	大浦	8月27日	17:50	大丹生コミュニティセンター付近でツキノワグマ1頭が目撃されました。その後、北側の山の方へ移動した。	○	緯度：35°31'16" 経度：135°21'1.42"

令和４年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
43	8月29日	水間	加佐	8月29日	12:56	水間踏切から約300m南側のＫＴＲの線路上でツキノワグマ１頭が目撃されました。	×	緯度：35°28′2.14″ 経度：135°17′9.61″
44	8月29日	神崎	加佐	8月29日	18:20	ＫＴＲ丹後神崎駅付近の府道上でツキノワグマ1頭が目撃されました。	×	緯度：35°30′23.52″ 経度：135°17′34.83″
45	8月31日	久田美（真壁）	加佐	8月31日	13:45	真壁の稲荷神社から東へ約３５０ｍの府道上でツキノワグマ幼獣１頭が目撃された。その後東の山へ移動した。	○	緯度：35°26′2.42″ 経度：135°16′41.63″
46	9月5日	神崎	加佐	9月3日	17:00	府道６０１号神崎交差点から直線で北東方向へ約６６０ｍの地点でツキノワグマ幼獣１頭が目撃された。	×	緯度：35°30′45.92″ 経度：135°18′13.18″
47	9月5日	大山	大浦	9月5日	19:45	京都交通野原口バス停から野原方面へ道なりに約１００ｍの市道上でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後南の山へ移動しました。	○	緯度：35°32′47.82″ 経度：135°27′2.41″
48	9月7日	三浜	大浦	9月5日	不明	三浜神社前でツキノワグマ幼獣１頭が目撃	○	緯度：35°33′34.59″ 経度：135°23′59.69″
49	9月7日	上東	加佐	9月7日	17:30	府道西神崎上東線の下東交差点付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後西側（由良川）の方向へ移動しました。	○	緯度：35°27′22.09″ 経度：135°17′1.84″
50	9月7日	城屋	西	9月7日	18:10	京都丹後鉄道宮舞線楠弥寺踏切から北へ道なりに約５０ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後北の山へ移動しました。	○	緯度：35°26′7.19″ 経度：135°17′47.8″
51	9月10日	大丹生	大浦	9月10日	22:35	平トンネル大丹生川出口付近でツキノワグマ幼獣１頭が目撃された。	×	緯度：35°31′13.67″ 経度：135°21′56.19″
52	9月12日	田井	大浦	9月12日	18:30	八幡神社付近でツキノワグマの成獣１頭が目撃されました。その後、西の山へ移動しました。	○	緯度：35°34′0.23″ 経度：135°27′8.35″
53	9月12日	小倉	東	9月12日	21:00	国道２７号線小倉交差点から南へ約３００ｍの府道上でツキノワグマ幼獣１頭が目撃された。	○	緯度：35°28′39.82″ 経度：135°25′32.16″
54	9月15日	西屋	大浦	9月15日	8:15	府道田井中田線室牛バス停から西へ約１００ｍの府道上でツキノワグマ１頭が目撃されました。その後、南側へ移動しました。	○	緯度：35°31′32.38″ 経度：135°24′52.7″
55	9月15日	池ノ内下	西	9月14日	不明	舞鶴市池ノ内下でツキノワグマの糞があった。	×	緯度：35°24′29.1″ 経度：135°20′55.48″
56	9月16日	三浜	大浦	9月9日	23:00	三浜公民館付近でツキノワグマが目撃された。	×	緯度：35°33′23.49″ 経度：135°23′38.34″
57	9月16日	三浜	大浦	-	-	宮川と大川の間の砂浜でツキノワグマの親子と思しき足跡が確認された。	×	
58	9月18日	大波下	東	9月18日	15:00	北野神社付近でツキノワグマの親子（成獣１頭、幼獣２頭）が目撃されました。	○	緯度：35°30′18.64″ 経度：135°25′10.54″
59	9月17日	上安	西	9月17日	8:40	五老ヶ岳のハイキングコース1.5km付近でツキノワグマの成獣１頭が目撃された。その後、崖の下へ転がり落ちていった。	×	緯度：35°27′43.07″ 経度：135°20′35.9″
60	9月19日	三浜	大浦	9月19日	18:00	三浜峠頂上から三浜側へ200m下ったところでツキノワグマの親子（成獣１頭、幼獣２頭）が目撃された。その後、西側の山へ移動した。	×	緯度：35°32′26.9″ 経度：135°23′55.48″
61	9月25日	地頭	加佐	9月25日	6:30	京都縦貫自動車道由良川パーキングエリア付近の高速道路上でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°25′42.04″ 経度：135°12′38.16″
62	9月25日	朝来	大浦	9月25日	18:10	府道高浜舞鶴線朝来中交差点から登尾方向へ約５００ｍの府道上でｍの三ケ森川の中でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後、西側の山へ移動しました。	○	緯度：35°30′26.58″ 経度：135°26′27.84″
62	9月26日	桑飼下	加佐	9月26日	18:00	府道舞鶴福知山線沿いの伊智布西神社から東へ約300mの農道でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。その後北側の由良川方面へ移動しました。	○	緯度：35°25′35.23″ 経度：135°13′52.27″

令和４年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
64	9月28日	布敷	西	9月28日	16:40	池内バス布敷バス停から府道２７号池辺京田線を別所方面へ道なりに約３００ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°24′33.63″ 経度：135°21′25.15″
65	10月3日	下東	加佐	9月30日	23:00	下東[redacted]の敷地内にてツキノワグマ成獣１頭が目撃された。	×	緯度：35°27′34.05″ 経度：135°17′13.82″
66	10月4日	女布	西	9月12日 9月20日	不明	ツキノワグマの糞を確認	×	緯度：35°25′27.58″ 経度：135°19′17.19″
67	10月4日	桑飼下	加佐	10月4日	19:30	桑飼下公民館から南東へ約１００ｍの道路上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。その後南側の山へ移動しました。	○	緯度：35°25′20.04″ 経度：135°14′44.22″
68	10月5日	瀬崎	大浦	10月5日	14:30	瀬崎トンネル北側出口から北へ約２５０ｍの地点でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。その後西側へ移動しました。	○	緯度：35°32′16.13″ 経度：135°20′55.92″
69	10月6日	引土	西	10月6日	早朝	宮前橋から南西に約２００ｍの山際でツキノワグマが出没した痕跡が見つかりました。10月4・5日にも糞等の痕跡が見つかった。	○	緯度：35°26′33.68″ 経度：135°19′20.74″
70	10月7日	布敷	西	10月7日	7:40	池内バス布敷バス停から府道２７号池辺京田線を別所方面へ道なりに約４００ｍの地点でツキノワグマ１頭が目撃された。	○	緯度：35°24′35.83″ 経度：135°21′28.54″
71	10月8日	福来問屋町	西	10月10日	20:50	府道小倉西舞鶴線福来問屋町口交差点から南へ約400mの地点でツキノワグマ成獣１が目撃されました。その後南の山へ移動しました。	○	緯度：35°26′30.58″ 経度：135°20′49.59″
72	10月8日	安岡	東	10月10日	21:00	松野寺役から東舞鶴方面へ約１ｋｍの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。	×	緯度：35°29′6.59″ 経度：135°26′23.38″
73	10月11日	安岡	東	10月11日	18:40	安岡公会堂付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後北側の山へ移動しました。	○	緯度：35°29′3.74″ 経度：135°26′5.9″
74	10月11日	河辺原	大浦	10月11日	17:00	京都交通原バス停から東へ約300mの地点でツキノワグマ成獣１頭幼獣２頭が目撃されました。	○	緯度：35°31′46.31″ 経度：135°25′43.72″
75	10月11日	福来	西	10月11日	18:15	八幡橋（福来地区）から北東へ約100mの山際でツキノワグマの親子（成獣１頭・幼獣２頭）が目撃されました。	○	緯度：35°26′51.11″ 経度：135°20′48.06″
76	10月12日	田中	東	10月12日	18:30	ＪＲ小浜線田中踏切から東へ約300mの線路上でツキノワグマ幼獣1頭とＪＲの車両が衝突した。その後、反対列車が通過する際に現場を確認し	×	緯度：35°29′5.91″ 経度：135°25′41.19″
77	10月13日	長浜	中	10月13日	7:55	府道余部下舞鶴港線長浜口交差点から北東へ約300mの付近でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。その後、山へ移動しました。	○	緯度：35°28′58.38″ 経度：135°21′43.73″
78	10月16日	上安	西	10月16日	不明	国道27号上安交差点から北西の住宅付近でクマ出没の形跡（糞）が発見された。	×	緯度：35°27′12.75″ 経度：135°20′53.09″
79	10月16日	登尾	東	10月16日	19:30	登尾[redacted]番地（[redacted]さん宅）の家の裏手の柿の木に登っているクマ成獣1頭が目撃された。その後、姿が見えなくなった。	×	緯度：35°30′29.6″ 経度：135°26′47.17″
80	10月17日	志高（桑飼上）	加佐	10月17日	8:30	府道５５号舞鶴福知山線岡田下橋交差点から福知山方面へ道なりに約５００ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後南の山へ移動しました。	○	緯度：35°25′31.98″ 経度：135°15′7.14″
81	10月17日	下安久	西	10月15日 10月16日	朝	下安久[redacted]番地（[redacted]さん宅）の周辺でクマ出没の形跡（糞）が発見された。 家の向かいの畑の中の柿の木にクマの爪痕も確認された。 なお、同じ木の柿は10/15に収穫予定であったが、同日確認するとほぼ全ての柿がなくなっていた。	×	緯度：35°28′4.07″ 経度：135°19′51.26″
82	10月24日	高野由里	西	10月23日		高野由里[redacted]番地（[redacted]さん宅）の周辺でクマ出没の形跡（糞、柿の木枝折れ）が発見された。	×	緯度：35°25′53.68″ 経度：135°18′59.03″
83	10月26日	大波上・朝来中	東	10月26日	17:45	大波上集会所から北東へ約400mの山際でツキノワグマの親子（成獣1頭、幼獣1頭）が目撃されました。その後、東側の山へ移動しました。	○	緯度：35°30′17.02″ 経度：135°25′19.56″

令和４年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
84	10月30日	城屋	西	10月30日	19:50	KTR楠祢寺踏切(城屋から上福井へ抜ける道路上の踏切)から西舞鶴駅方向へ約100mの線路脇でツキノワグマ妖獣1頭を目撃	×	緯度：35°26′4.92″ 経度：135°17′49.83″
85	10月31日	野村寺	西	10月31日	6:30	野村寺橋から西へ約４００ｍの道路上でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。その後南側へ移動した。	○	緯度：35°25′56.75″ 経度：135°18′7.86″
86	10月31日	上東	加佐	10月31日	18:00	国道１７５号藤津交差点から北東方向へ道なりに約430mの民家裏でツキノワグマ３頭が目撃されました。その後山中へ移動しました。	○	緯度：35°27′8.95″ 経度：135°16′20.96″
87	11月1日	余部上	中	10月31日	11:00	共楽公園から五郎ケ岳へ向かうハイキングコース上でツキノワグマの成獣１頭が目撃されました。	×	緯度：35°28′28.87″ 経度：135°21′35.06″
88	11月1日	赤野	大浦	11月1日	12:30	京都交通赤野バス停から府道２１号舞鶴野原港高浜線を北へ約６００ｍの地点で、ツキノワグマ成獣１頭幼獣１頭が目撃されました。その後山中へ移動しました。	○	緯度：35°31′37.19″ 経度：135°23′31.45″
89	11月1日	余部上	中	11月1日	17:10	アカネ峠でツキノワグマが３頭目撃されました。	○	緯度：35°28′31.84″ 経度：135°21′32.63″
90	11月1日	吉坂	東	11月1日	20:34	ＪＲ小浜線吉坂トンネルから西へ約500mの線路上でツキノワグマの親子（成獣1頭、幼獣1頭）とＪＲの車両が接触した。	×	緯度：35°29′12.13″ 経度：135°27′33″
91	11月2日	平	大浦	11月2日	11:40	新大波トンネル北側出口から北西へ約150mの地点でツキノワグマの成獣１頭が目撃されました。その後西の山へ移動しました。	○	緯度：35°30′35.27″ 経度：135°23′52.35″
92	11月2日	志高	加佐	11月2日	18:30	志高下公民館から西へ直線で約１８０ｍの地点（民家裏）でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後山中へ移動しました。	○	緯度：35°26′9.65″ 経度：135°14′47.18″
93	11月4日	野村寺	西	11月4日	8:30	高野踏切付近でツキノワグマ１頭が目撃された。	○	緯度：35°25′54.89″ 経度：135°18′29.09″
94	11月4日	京月東町	東	11月3日	22:20	京都交通常口バス停から南西へ約500mの地点でツキノワグマの幼獣１頭が目撃されました。その後、山中へ移動しました。	×	緯度：35°26′48.82″ 経度：135°24′4.62″
95	11月4日	上福井	西	10月下旬	不明	国道175号線念仏峠交差点から東へ約400mの道路上でツキノワグマ幼獣1頭が目撃されました。	×	緯度：35°26′53.83″ 経度：135°17′10.13″
96	11月4日	和田	中	11月4日	18:45	和田集会所から南東へ約500mの道路上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°28′24.13″ 経度：135°21′17.82″
97	11月10日	河辺原	大浦	11月4日	4:00	京都交通河辺由里バス停から北東へ約650mの地点でツキノワグマの成獣１頭、幼獣２頭が目撃されました。	×	緯度：35°31′42.42″ 経度：135°25′30.85″
98	11月10日	河辺原	大浦	11月10日	4:00	京都交通河辺由里バス停から北東へ約650mの地点でツキノワグマの成獣１頭、幼獣３頭が目撃されました。	×	緯度：35°31′42.42″ 経度：135°25′30.85″
99	11月12日	野村寺	西	11月12日	20:45	京都丹後鉄道高野踏切から西へ約６００ｍの府道上でツキノワグマ幼獣３頭が目撃されました。その後南側の山へ移動しました。	○	緯度：35°25′49.85″ 経度：135°18′5.74″
100	11月14日	田中町	東	11月14日	20:30	JR小浜線田中踏切付近でツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°29′3″ 経度：135°25′29.75″
101	11月14日	今田	西	11月14日	21:00	今田公民館から東へ約５０ｍの市道上でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°25′14.51″ 経度：135°20′27.71″
102	11月17日	三浜	大浦	11月17日	13:50	三浜公民館付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°33′22.97″ 経度：135°23′38.15″
103	11月18日	城屋	西	11月18日	5:40	城屋橋付近の府道上でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後、南の山へ移動しました。	○	緯度：35°25′48.66″ 経度：135°18′1.74″
104	11月18日	和田	中	11月18日	18:45	和田集会所から南東へ約500mの道路上でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°28′24.13″ 経度：135°21′17.82″

令和４年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林水産振興課

番号	報告日	場所	地域	目撃日	目撃時間	出没状況（原因）	メール配信	その他
105	12月1日	布敷	西	12月1日	7:35	上路橋から東へ直線で約１３０mの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°24′29.28″ 経度：135°21′29.26″
106	12月1日	大丹生	大浦	12月1日	3:20	大丹生集会所付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°31′17.64″ 経度：135°20′58.39″
107	12月1日	三浜	大浦	11月27日	17:20	三浜峠頂上から三浜側へ200m下ったところでツキノワグマの親子（成獣１頭、幼獣１頭）が目撃された。	×	緯度：35°32′26.9″ 経度：135°23′55.48″
108	12月6日	長浜	東	12月6日	8:15	京都交通高倉神社前バス停から南へ約１００mの道路上でツキノワグマ3頭（成獣1頭、幼獣2頭）が目撃されました。	○	緯度：35°29′7.16″ 経度：135°21′45.38″
109	12月12日	青井	西	12月11日	20:50	青井バス停から吉田方面へ道なりに約１６０mの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後南西の山へ移動しました。	○	緯度：35°29′18.31″ 経度：135°19′20.09″
110	12月15日	今田	西	12月12日	22:15	舞鶴市字今田[redacted]付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後北側の山へ移動しました。	×	緯度：35°25′0.23″ 経度：135°20′14.69″
111	1月31日	瀬崎	大浦	1月31日	不明	市道平瀬崎線の歩道上で雪の上にツキノワグマの成獣１頭の足跡を目撃した。	×	緯度：35°32′16.42″ 経度：135°20′56.44″
112	3月27日	久田美	加佐	3月24日～3月27日	不明	久田美小字池田の付近で子熊が犬と遊んでいることが目撃されている。→久田美区長に連絡して村内放送を行っていただくようお願いした。	×	緯度：35°25′36.9″ 経度：135°15′58.48″
113	3月29日	瀬崎	大浦	3月29日	14:50	林道三浜瀬崎線の入り口付近でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。 その後、東側の山へ移動しました。	○	緯度：35°32′9.41″ 経度：135°20′54.96″
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								

令和３年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
1	4月6日	杉山	東	4月6日	18:15	杉山集会所から西へ約300mの道路上でツキノワグマの成獣1頭が目撃された。その後は北側の山へ移動した。	○	緯度：35°30′27.31″ 経度：135°27′32.28″
2	4月7日	大君	西	4月2日	17:30	ししょのうら号大君停留所から北西へ50mの山中でツキノワグマの成獣１頭が目撃された。		緯度：35°28′22.29″ 経度：135°18′54.86″
3	4月26日	青井	西	4月25日	21:45	青井地区と白杉地区の中間付近の府道上でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。	○	緯度：35°29′28.78″ 経度：135°19′43.06″
4	5月12日	万願寺	西	5月11日	22:30	万願寺集会所から東へ約150mの地点でツキノワグマ１頭が目撃された。	○	緯度：35°25′40.06″ 経度：135°20′30.15″
5	5月14日	大山	大浦	5月14日	18:30	大山峠の頂上から大山集落側へ約２００mの府道上でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°32′31.4″ 経度：135°27′2.46″
6	5月17日	万願寺	西	5月17日	5:00	万願寺集会所から北東へ約４００mの地点でツキノワグマ1頭が目撃されました。その後北側の山中に移動しました。	○	緯度：35°25′45.59″ 経度：135°20′37.35″
7	5月17日	蒲江	加佐	5月17日	7:00	東雲駅から北へ1kmの府道上でツキノワグマの幼獣１頭が目撃された。その後東の山中に移動した。		緯度：35°29′2.12″ 経度：135°17′0.21″
8	5月19日	白屋町・安岡	東	5月19日	18:45	京都交通中山バス停から北西へ約２００mの地点でツキノワグ成獣1頭及び幼獣1頭が目撃された。その後、西側の山へ移動した。	○	緯度：35°29′36.48″ 経度：135°26′5.69″
9	5月23日	真倉	西	5月23日	9:00	舞鶴市・綾部市境から国道27号線沿いに舞鶴市側へ約650mの地点でツキノワグマ成獣1頭が目撃された。その後、西側の山へ移動した。		緯度：35°23′0.46″ 経度：135°18′48″
10	5月26日	田井	大浦	5月26日	13:30	田井の上水道タンクから、大山方面に向かって約６００mの地点で子熊1頭が目撃された。		緯度：35°33′27.86″ 経度：135°27′14.64″
11	5月27日	上東	加佐	5月27日	12:20	大川橋から福知山方面へ少し進んだあたりでツキノワグマ1頭が目撃された。	○	緯度：35°27′1.32″ 経度：135°16′7.06″
12	5月27日	上東	加佐	5月27日	17:55	大川橋東詰めから東へ約７８０mの道路上にてツキノワグマの幼獣2頭が目撃されました。その後北側の山へ移動しました。	○	緯度：35°26′53.5″ 経度：135°16′36.91″
13	5月28日	田中	東	5月28日	19:35	田中踏切から松尾寺駅方面へ約４００mの線路上にてツキノワグマの幼獣２頭が目撃された。その後、北側の山へ移動した。		緯度：35°29′7.57″ 経度：135°25′43.98″
14	5月29日	下東	加佐	5月29日	13:45	念仏峠の頂上から神崎方面へ約150mの府道上でツキノワグマ1頭が目撃された。その後西側の山へ移動した。	○	緯度：35°27′27.42″ 経度：135°17′6.31″
15	5月30日	水ヶ浦	大浦	5月30日	19:30	水ヶ浦集落手前あたりで、ツキノワグマ1頭が目撃された。		具体的な位置が不明のため省略
16	6月3日	大山	大浦	6月2日	16:00	大山公民館から北東へ約310mほどの地点でツキノワグマの幼獣1頭が目撃された。		緯度：35°33′2.9″ 経度：135°27′11.82″
17	6月3日	西方寺平	加佐	6月3日	不明	西方寺平第2ポンプ場当たりで目撃情報あり、詳細不明のため具体的な行動などは省略。		緯度：35°28′31.31″ 経度：135°13′8.37″
18	6月9日	赤野	大浦	6月8日	18:40	府道上でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。その後西側の山へ移動した。		緯度：35°27′48.66″ 経度：135°23′32.78″
19	6月11日	堂奥	東	6月10日	12:00	祖母谷川の中でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。その後南側の山へ移動した。	○	緯度：35°31′47.37″ 経度：135°24′55.17″
20	6月14日	十倉	西	6月14日	15:55	十倉公民館から、南へ約２００mの山際にてツキノワグマの幼獣１頭が目撃された。その後は山へ移動した。	○	緯度：35°25′7.86″ 経度：135°19′42.4″
21	6月15日	安岡	東	6月14日	20:30	中山バス停から、約３５０メートル南の位置で幼獣一頭を目撃。 その後東の山へ移動した。		緯度：35°29′19.47″ 経度：135°26′12.94″
22	6月17日	野原	大浦	6月17日	14:10	空山展望台から、舞鶴自然文化公園へ少し下ったところでツキノワグマ幼獣2頭を目撃。その後南西の山へ移動した。		緯度：35°32′50.2″ 経度：135°25′44.9″
23	6月17日	多門院	東	6月17日	17:00	若宮八幡神社付近でツキノワグマの親子が目撃された。		緯度：35°27′40.78″ 経度：135°26′15.98″

令和３年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
24	6月18日	鹿原	東	6月18日	5；00	金剛院口交差点から高浜方面へ約300メートルの地点でツキノワグマ幼獣1頭が目撃された。その後南の山に移動した。	○	緯度：35°28′54.51″ 経度：135°26′36.78″
25	6月18日	西方寺	加佐	6月18日	18:00	出合橋から河原方面へ500メートルのあたりでツキノワグマ成獣1頭・幼獣1頭が目撃された。その後北側の山に移動した。	○	緯度：35°27′26.82″ 経度：135°13′21.36″
26	6月21日	長浜	中	6月21日	20:15	長浜口交差点から長浜方面へ200m進んだあたりで、ツキノワグマ幼獣1頭が目撃された。その後北西の山へ移動した。	○	緯度：35°28′55.06″ 経度：135°21′41.43″
27	6月22日	長浜	中	6月22日	13:30	加津良上バス停から南西へ150m進んだあたりでツキノワグマが目撃された。		緯度：35°28′47.72″ 経度：135°21′15.69″
28	6月22日	下福井	西	6月10日ごろ	不明	福井小学校前バス停から北西へ350mのあたりでツキノワグマ1頭を目撃、その後北西の山へ移動。ビニールハウス内に侵入した形跡あり。		緯度：35°26′55.23″ 経度：135°18′8.86″
29	6月23日	安岡	東	6月23日	14:40	田中踏切から松尾寺駅方面へ約1㎞の線路上でツキノワグマの幼獣一頭が目撃された、その後北の山に移動した。	○	緯度：35°29′4.91″ 経度：135°26′10.56″
30	6月24日	今田	西	6月24日	5:30	湯ノ口ため池から、北へ約２５０ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭を目撃。その後北側の山に移動。	○	緯度：35°25′23.49″ 経度：135°21′1.27″
31	6月24日	野原	東	6月23日	18:00	野原公民館から、南に600mの地点でツキノワグマ1頭を目撃		緯度：135°21′1.27″ 経度：135°25′51.03″
32	6月24日	長浜	中	6月12日ごろ	6:00	長浜市民交流センターから南西へ約７５ｍの地点でツキノワグマの成獣1頭が目撃された。その後、西側の山へ移動した。		緯度：35°29′5.98″ 経度：135°21′44.3″
33	6月30日	桑飼下	加佐	6月30日	18:00	桑飼下公民館から南東へ約500mの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。その後は南へ移動した。	○	緯度：35°25′13.96″ 経度：135°14′20.8″
34	7月1日	森	東	7月1日	20:15	舞鶴市清掃事務所から道なりに南へ約250mの地点でツキノワグマの幼獣1頭が目撃された。その後は東へ移動した。		緯度：35°27′42.16″ 経度：135°22′40.57″
35	7月2日	松尾	東	7月2日	16:20	松能寺口交差点から直線距離で約１ｋｍの地点でツキノワグマ幼獣２頭を目撃。		緯度：35°29′38.44″ 経度：135°27′54.77″
36	7月5日	森	東	7月5日	12:20	白鳥踏切から東へ150mあたりでツキノワグマ成獣一頭を目撃。 付近に住宅街あり。	○	緯度：35°27′38.74″ 経度：135°22′48.92″
37	7月7日	岡安	東	7月7日	11:05	青葉山ろく公園、遊びの広場地内でツキノワグマ1頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′1.38″ 経度：135°26′23.93″
38	7月8日	上福井	西	7月8日	11:00	一杯水バス停から約600m南西の地点でツキノワグマ幼獣一頭を目撃（治山工事中に目撃）その後の動向不明		緯度：35°26′39.62″ 経度：135°16′56.6″
39	7月9日	大波下	東	7月9日	16:30	新大波トンネル南側出口から６０ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭を目撃。その後、北側の山へ移動した。	○	緯度：35°30′22.01″ 経度：135°23′50.08″
40	7月9日	安岡	東	7月9日	17:40	吉野トンネル吉坂側出口から約７０ｍの地点でツキノワグマ１頭を目撃。その後北側の山へ、移動した。	○	緯度：35°29′9.99″ 経度：135°26′46.35″
41	7月14日	女布	西	7月12日	19:00	城南会館から直線で南西へ約450mの地点でツキノワグマ幼獣１頭を目撃、その後西の山に移動した。		緯度：35°25′21.55″ 経度：135°19′7.96″
42	7月15日	大俣	加佐	7月12日	17:00	ツキノワグマ幼獣1頭が目撃されました。		緯度：35°27′04.2″ 経度：135°10′54.4″
43	7月17日	上根	西	7月17日	17:25	ツキノワグマ１頭が目撃されました。	○	緯度：35°25′22.66″ 経度：135°22′37.09″
44	7月18日	安岡	東	7月18日	18:10	ツキノワグマ幼獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°29′23.18″ 経度：135°26′16.74″
45	7月18日	小倉	東	7月8日	20:05	道路上でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後東の山へ移動した。		緯度：35°28′36.17″ 経度：135°25′32.05″
46	7月19日	野原	大浦	7月18日	14:00	野原川河口付近から西へ約450mの地点でツキノワグマ1頭が目撃されました。		緯度：35°33′59.23″ 経度：135°25′19.29″

令和３年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
47	7月19日	城屋	西	7月19日	19:15	天引神社から直線距離で約３00mの地点でツキノワグマ成獣１頭を目撃。その後山の中に移動した。		緯度：35°25′34.17″ 経度：135°17′52.34″
48	7月19日	万願寺	西	7月19日	20:30	九枠橋から道なりに約250mの地点でツキノワグマ成獣１頭を目撃。その後東の山に移動した。		緯度：35°25′34.64″ 経度：135°20′14.81″
49	7月26日	堀	西	7月21日	19:30	舞鶴若狭自動車道舞鶴西インターチェンジ付近でツキノワグマ幼獣一頭が目撃された。		緯度：35°24′10.32″ 経度：135°20′12.58″
50	7月25日	河原	加佐	7月25日	8:20	河原集会所から西へ500mの地点でツキノワグマ成獣一頭が目撃された。その後北側の山に移動した。	○	緯度：35°27′27.72″ 経度：135°13′23.78″
51	7月23日	下佐波賀	大浦	7月23日	8:00	下佐波賀トンネル西口出口付近の山際でツキノワグマ幼獣一頭を目撃。	○	緯度：35°30′22.43″ 経度：135°22′3.6″
52	7月22日	上佐波賀	大浦	7月22日	7:00	上佐波賀トンネル西側出口から南西へ100mの山際でツキノワグマ幼獣一頭をも目撃	○	緯度：35°30′18.37″ 経度：135°21′45.01″
53	7月26日	登尾	東	7月26日	17:45	ツキノワグマ1頭が目撃された。	○	緯度：35°30′28.5″ 経度：135°26′50.62″
54	7月26日	布敷	西	7月26日	6:00	ツキノワグマ幼獣1頭が目撃された。その後北側の山へ移動した。		緯度：35°24′39.54″ 経度：135°20′56.79″
55	7月27日	今田	西	7月27日	17:50	湯の口橋付近にてツキノワグマ成獣1頭が北側の山から、南側の山へ移動するところが目撃された。	○	緯度：35°25′17.21″ 経度：135°20′40.77″
56	7月28日	上佐波賀	大浦	7月24日	7:00	上佐波賀トンネル西側出口から南西へ直線距離で200mの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。		緯度：35°30′17.88″ 経度：135°22′9.51″
57	7月28日	上佐波賀	大浦	7月27日	22:30	上佐波賀トンネル東側出口から南へ直線距離で約180mの地点でツキノワグマ一頭が目撃された。 ※4：30ごろまで付近に滞在		緯度：35°30′20.37″ 経度：135°22′11.58″
58	7月28日	上佐波賀	大浦	7月26日	12:00	上佐波賀トンネル東側出口から南へ直線距離で約140mの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。		緯度：35°30′20.88″ 経度：135°22′14.18″
59	7月28日	下佐波賀	大浦	7月25日	不明	下佐波賀トンネル西側出口付近でツキノワグマ一頭が目撃された。		緯度：35°30′18.45″ 経度：135°21′45.12″
60	7月28日	上佐波賀	大浦	7月28日	20:30	上佐波賀トンネル東側出口から南へ直線距離で約180mの地点でツキノワグマ一頭が目撃された。		緯度：35°30′20.37″ 経度：135°22′11.58″
61	8月2日	吉田	西	8月2日	6:00	吉田バス停から北東へ約１００mの地点でツキノワグマ1頭が道路を横切るところが目撃されました。		緯度：35°28′51.73″ 経度：135°19′9″
62	8月4日	福来	西	8月4日	1:00	府道28号小倉西舞鶴線　福来問屋町口交差点から南へ約100mの地点でツキノワグマ幼獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′39.68″ 経度：135°20′42.87″
62	8月6日	野原	大浦	8月6日	20:00	字野原９５番地（野原浄化センター）から道なりに西へ約１ｋmの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。その後南の山へ移動した。		緯度：35°34′3.85″ 経度：135°25′0.92″
64	8月6日	上佐波賀	大浦	8月3日	22:00	[redacted]宅地内においてツキノワグマ1頭が目撃された。		緯度：35°30′18.38″ 経度：135°22′14.26″
65	8月11日	城屋	西	8月11日	18:30	雨引神社から南へ約１６０mの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。その後、東へ移動した。	○	緯度：35°25′36.34″ 経度：135°17′51.04″
66	8月11日	下東	加佐	8月10日	17:30	京都府から報告あり。具体的な場所の記述が出来る情報がなかった。（緯度・経度は京都府からの情報提供がありました。）		緯度：35°2７′11.8″ 経度：135°17′01.１″
67	8月11日	下佐波賀	大浦	8月11日	21:50	天満神社付近でツキノワグマ1頭が目撃された。	○	緯度：35°30′19.25″ 経度：135°21′44.81″
68	8月13日	三日市	加佐	8月13日	5:30	三日市公民館から北西へ約２７０mの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。その後東へ移動した。	○	緯度：35°26′46.79″ 経度：135°15′58.37″
69	8月13日	布敷	西	8月11日	20:00	池内駐在所から布敷方面へ約100mの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。その後北へ移動した。		緯度：35°24′38.81″ 経度：135°20′48.69″

令和３年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
70	8月18日	安岡	東	8月18日	19:00	府道安岡トンネルから東へ１１０ｍの地点でツキノワグマ幼獣１頭が目撃されました。その後北側の山へ移動した。	○	緯度：35°29′8.14″ 経度：135°25′57.88″
71	8月19日	布敷	西	8月18日	20:30	布敷公民館から北へ約５０ｍの地点でツキノワグマ成獣一頭が目撃された。その後北側の山へ移動した。	○	緯度：35°24′30.99″ 経度：135°21′27.15″
72	8月23日	西方寺	加佐	8月23日	15:00	大庄屋上野家から北へ約2kmの道路上でツキノワグマの成獣一頭が目撃された。その後、西側の川へ移動した。		緯度：35°27′54.1″ 経度：135°13′3.99″
73	8月27日	水間下	加佐	8月27日	13:00	東雲駅から北へ約３３０ｍの地点でツキノワグマ１頭が目撃された。その後東の山へ移動した。	○	緯度：35°28′40.63″ 経度：135°17′3.14″
74	8月27日	水間下	加佐	8月27日	15:00	堂坂踏切付近でツキノワクマ幼獣１頭が複数回にわたって目撃されました。	○	緯度：35°28′40.5″ 経度：135°17′3.04″
75	8月27日	余部下	中	8月24日	2:00	京都交通下四丁目バス停（西舞鶴方面）から道なりに約２００ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。その後北西の山に移動しました。		緯度：35°28′44.91″ 経度：135°21′42.44″
76	8月30日	引土	西	8月29日	6:00	茶臼山橋から西へ約２９０ｍの地点でツキノワグマが目撃された。	○	緯度：35°26′13.32″ 経度：135°19′24.67″
77	8月30日	蒲江	加佐	8月30日	20:30	下和田踏切から道なりに東へ約１００ｍの地点でツキノワグマ１頭が目撃された。その後南東の山へ移動した。	○	緯度：35°29′55.52″ 経度：135°17′35.46″
78	9月6日	瀬崎	大浦	9月6日	5:30	瀬崎トンネル北側出口から、北東へ約110mの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。 その後は、東へ移動した。	○	緯度：35°32′11.35″ 経度：135°20′54.38″
79	9月7日	十倉	西	8月28日ごろ	不明	家の裏の柿の木にクマが来たような跡があった。		緯度：35°25′9.02″ 経度：135°19′43.11″
80	9月7日	十倉	西	9月6日	早朝	家の裏の柿の木にクマが来たような跡があった。		緯度：35°25′10.6″ 経度：135°19′40.1″
81	9月8日	布敷	西	不明	不明	家の裏の柿の木にクマが来たような跡があった。		緯度：35°24′30.18″ 経度：135°21′22.2″
82	9月11日	中山	加佐	9月11日	20:20	八雲橋東詰め付近でツキノワグマを目撃した		緯度：35°28′1.66″ 経度：135°17′0.4″
83	9月13日	布敷	西	9月1日～9月12日に数回	不明	家の裏の柿の木にクマが来ており、柿の木を食べた跡があった。複数回糞を確認した。		緯度：35°24′32.35″ 経度：135°21′25.79″
84	9月14日	下東	加佐	9月14日	7:20	下東公民館から北へ約３５０ｍの山際でツキノワグマ幼獣１頭が目撃された。その後北側の山へ入っていった。	○	緯度：35°27′50.81″ 経度：135°17′11.08″
85	9月14日	加津良	中	8月15日	不明	加津良上バス停から北へ150m進んだあたりでツキノワグマが目撃された。その後山の中へ移動した。		緯度：35°28′58.78″ 経度：135°21′4.85″
86	8月18日	小倉	東	8月18日	10:30	主要地方道小倉西舞鶴線上でツキノワグマ幼獣１頭が目撃された。その後北西側の山へ移動した。	○	緯度：35°28′6.51″ 経度：135°25′24.85″
87	8月20日	野原	大浦	9月20日	17:00	野原橋付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃された。	○	緯度：35°33′46.3″ 経度：135°25′50.37″
88	8月21日	野原	大浦	9月17日ごろ	不明	野原駐在所の付近でツキノワグマが目撃された。		緯度：35°34′10.17″ 経度：135°25′48.96″
89	9月28日	小原	加佐	9月28日	6:40	小原集会所から南西へ約４００ｍの地点でツキノワグマ１頭が目撃された。その後、北西の山へ移動した。	○	緯度：35°24′28.62″ 経度：135°13′34.4″
90	9月29日	城屋	西	9月29日	19:30	城屋公民館から北西へ約３４０ｍの地点でツキノワグマ幼獣２頭が目撃された。その後、西の山へ移動した。	○	緯度：35°25′52.47″ 経度：135°17′41.92″
91	9月30日	西方寺	加佐	9月29日	18:00	西方寺霊園から南東へ約３６０ｍの地点でツキノワグマ成獣1頭と幼獣1頭が目撃された。		緯度：35°26′52.6″ 経度：135°13′5.56″
92	9月30日	西方寺	加佐	9月29日	23:30	大庄屋上野家から南へ約５３０ｍの地点でツキノワグマ成獣1頭が目撃された。		緯度：35°26′26.8″ 経度：135°12′55.04″″

令和３年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
93	9月30日	行永	東	9月30日	20:10	菅坂峠の頂上付近でツキノワグマ幼獣１頭成獣1頭が目撃された。		緯度：35°26′24.89″ 経度：135°23′47.46″
94	10月4日	十倉	西	10月3日	18:20	京田バス停から南西に直線距離で約５００ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭が柿の木に登っている姿が目撃された。		緯度：35°25′5.6″ 経度：135°19′38.65″
95	10月4日	西方寺	加佐	10月3日	23:00	旧岡田中小学校から西へ直線で約１５０ｍの地点でツキノワグマ成獣1頭が目撃された。		緯度：35°26′36.89″ 経度：135°12′49.55″
96	10月4日	福来	西	10月4日	21:00	八幡橋（福来地区）から北東へ道なりに約300mの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′55.93″ 経度：135°20′52.88″
97	10月6日	大丹生	大浦	10月3日	11:00	平トンネル西口から北へ約200mの地点でツキノワグマ幼獣一頭が目撃されました。		緯度：35°31′17.63″ 経度：135°22′3.69″
98	10月7日	十倉	西	10月6日	18:20	十倉公民館から南へ約200mの地点でツキノワグマ 成獣１頭が柿の木に登っている姿が目撃され		緯度：35°25′9.67″ 経度：135°19′39.86″
99	10月7日	佐波賀	大浦	10月7日	18:05	佐波賀浄化センターから南へ約３０ｍの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。	○	緯度：35°30′20.76″ 経度：135°22′2.11″
100	10月8日	福来	西	10月8日	3:00	八幡橋（福来地区）から北東へ約２１５ｍの地点でツキノワグマの痕跡が発見されました。		緯度：35°26′54.8″ 経度：135°20′50.9″
101	10月8日	大俣	加佐	10月5日	13:00	由良川パーキング付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃されたその後山の中へ移動した。		緯度：35°25′40.49″ 経度：135°12′41.06″
102	10月11日	佐波賀	大浦	10月10日	4:00	ミヨ崎灯台から東へ道なりに約２００ｍの地点でツキノワグマ成獣1頭が目撃された。その後山の中へ移動した		緯度：35°30′12.67″ 経度：135°22′55.27″
103	10月11日	佐波賀	大浦	10月11日	3:00	ミヨ崎灯台付近でツキノワグマ幼獣１頭が目撃された。		緯度：35°30′9.88″ 経度：135°22′48.79″
104	10月11日	下東	加佐	10月8日	19:40	八雲橋東詰め付近でツキノワグマが目撃された。		緯度：35°28′1.66″ 経度：135°17′0.4″
105	10月12日	余部上	中	10月10日	22:00	民家付近の山際でツキノワグマが目撃された。		緯度：35°28′9.07″ 経度：135°21′46.56″
106	10月13日	布敷	西	10月12日	21:00	池内バス布敷バス停から北西に約３００ｍの地点でツキノワグマ成獣１頭が目撃されました。		緯度：35°24′34.95″ 経度：135°21′4.62″
107	10月18日	田中	東	10月17日	18:10	田中踏切から西へ約１００ｍの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。		緯度：35°29′3.07″ 経度：135°25′25.29″
108	10月18日	野原	大浦	10月18日	11:00	砕石場跡付近でツキノワグマ親子（成獣１頭、幼獣１頭）が目撃された。		緯度：35°33′13.36″ 経度：135°26′44.26″
109	10月18日	田中	東	10月17日	18:10	田中踏切から西へ約１５０ｍの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。		緯度：35°29′3.54″ 経度：135°25′23.31″
110	10月20日	城屋	西	10月20日	17:30	城屋北交差点から道なりに久田美方面へ約300mの地点でツキノワグマ成獣1頭が目撃された。その後南の山へ移動した。	○	緯度：35°25′55.55″ 経度：135°17′34.96″
111	10月25日	千歳	大浦	10月25日	4:00	西大浦バス公園前バス停から南東へ道なりに約150m地点でツキノワグマ成獣1頭が目撃された	○	緯度：35°30′48.14″ 経度：135°20′44.3″
112	10月25日	福来	西	10月24日	0:00	一般社団法人舞鶴交通安全協会から南東へ約１８５ｍの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。		緯度：35°26′55.08″ 経度：135°20′51.44″
113	10月21日	上根	西	10月19日	不明	上根公民館から西へ約100mの地点でツキノワグマが柿の実を食べている姿が目撃されました。		緯度：35°25′23.09″ 経度：135°22′44.37″
114	10月27日	北吸	東	10月27日	7:00	家の裏の柿の木の周辺にクマの糞が落ちているのが目撃されました。		緯度：35°28′7.36″ 経度：135°22′48.91″
115	10月27日	杉山	東	10月27日	18:30	杉山公民館から南西へ約80mの地点でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°30′21.56″ 経度：135°27′41.63″

令和３年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出　没　状　況（原因）	メール配信	その他
116	10月29日	余部下	東	10月29日	18:00	中舞鶴変電所から北へ約250mの地点でツキノワグマ３頭が目撃された。その後北の山へ移動した	○	緯度：35°28′50.1″ 経度：135°22′4.42″
117	10月30日	千歳	大浦	10月30日	22:30	千歳集会所付近でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました	○	緯度：35°30′40.13″ 経度：135°20′49.15″
118	11月1日	松尾	東	11月1日	不明	松尾集落内でツキノワグマの糞が目撃されました。		緯度：35°29′48.18″ 経度：135°28′9.23″
119	11月4日	西方寺平	加佐	11月2日	未明	西方寺平集会所から南へ約130mの地点にある、鶏舎にツキノワグマが侵入し、養鶏が被害にあった。		緯度：35°28′41.31″ 経度：135°13′0.58″
120	11月4日	西方寺平	加佐	11月4日	未明	西方寺平集会所から南へ約130mの地点にある、ミツバチの巣箱がツキノワグマの被害にあった。		緯度：35°28′41.31″ 経度：135°13′0.58″
121	11月4日	西方寺	加佐	11月4日	未明	出合い橋から南西に約３５０ｍの地点にある、鶏舎にツキノワグマが侵入し、養鶏９羽が被害にあった。		緯度：35°27′10.24″ 経度：135°12′56.8″
122	11月4日	今田	西	11月3日	21:00	九枠橋東詰めから、府道上を道なりに約500mの地点でツキノワグマ１頭を目撃。	○	緯度：35°25′26.54″ 経度：135°20′10.29″
123	11月3日	野原	大浦	11月3日	18:00	野原橋付近でツキノワグマ成獣１頭、幼獣3頭が目撃された。	○	緯度：35°33′46.3″ 経度：135°25′50.37″
124	11月4日	和田	西	11月1日	不明	和田中学校から北西へ約４００ｍ地点の家の裏の柿の木が折られ、付近にツキノワグマの糞があった。		緯度：35°28′39.92″ 経度：135°20′55.99″
125	11月4日	千歳	大浦	11月4日	18:00	千歳集会所から北西へ約２８０ｍの地点でツキノワグマ成獣1頭が目撃された。	○	緯度：35°30′48.47″ 経度：135°20′42.86″
126	11月4日	千歳	大浦	11月4日	18:15	西大浦バス、バス停公園前から、大丹生方面へ道なりに約１５０ｍの地点でツキノワグマ成獣1頭が目撃された。		緯度：35°30′55.66″ 経度：135°20′40.08″
127	11月4日	大丹生	大浦	11月4日	18:20	大丹生浄化センターから北東へ約50mの地点でツキノワグマ成獣1頭が目撃された。		緯度：35°30′59.97″ 経度：135°20′54.37″
128	11月5日	西方寺	加佐	11月5日	5:00	鶏舎内の鶏数羽が食べられていた		緯度：35°27′9.87″ 経度：135°12′56.7″
129	11月6日	万願寺	西	11月6日	5:30	九枠橋東詰から北へ約３００ｍの市道上でツキノワグマ１頭が目撃された。	○	緯度：35°25′44.87″ 経度：135°20′7.4″
130	11月7日	上安東町	西	11月6日	23:30	国道２７号線上安東町交差点から北西に約５０ｍの地点でツキノワグマ１頭が目撃された。	○	緯度：35°25′44.87″ 経度：135°20′7.4″
131	11月9日	京月東町	東	11月7日	3:30	家の裏の柿の木に登っている様子が目撃された。 声や光を出したところ東の山に移動した。		緯度：35°26′48.87″ 経度：135°23′56.45″
132	11月9日	京月東町	東	11月9日	2:50	柿の木に巻いていたトタンが破壊され、近くの川に散らばっているのが目撃された。		緯度：35°26′48.87″ 経度：135°23′56.45″
133	11月9日	大丹生	大浦	11月7日	不明	ツキノワグマの糞が目撃された		緯度：35°31′16.29″ 経度：135°21′24.2″
134	11月9日	大丹生	大浦	不明	不明	ツキノワグマの糞が目撃された		緯度：35°31′15.8″ 経度：135°21′1.66″
135	11月9日	下東	加佐	11月9日	20:00	下東公民館付近でツキノワグマ成獣１頭幼獣２頭が目撃された。（列車内から目撃、幼獣1頭轢殺）		緯度：35°27′29.51″ 経度：135°17′10.98″
136	11月9日	西方寺	加佐	11月9日	20:45	西方寺ふれあい会館から東へ約295mの地点でツキノワグマの成獣１頭及び幼獣２頭が目撃された。		緯度：35°26′51.85″ 経度：135°13′5.55″
137	11月10日	布敷	西	11月10日	16:00	池姫神社から東へ約330mの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。その後、南東へ移動した。	○	緯度：35°24′29″ 経度：135°21′24.41″
138	11月11日	加津良	西	11月11日	16:30	加津良集会所から、南西へ約１２０ｍの地点でツキノワグマ1頭が目撃された。	○	緯度：35°28′56.18″ 経度：135°20′58.89″

令和３年度 舞鶴市内クマ出没情報一覧　　舞鶴市農林課

番号	報告日	場　所	地域	目撃日	目撃時間	出 没 状 況（原因）	メール配信	その他
139	11月11日	福来	西	11月11日	17:00	森安溜池付近でツキノワグマ成獣1頭が目撃されました。	○	緯度：35°26′35.93″ 経度：135°20′48.28″
140	11月12日	多門院	東	11月11日	17:00	山口神社から南東方面へ直線距離で約600mの地点でツキノワグマ１頭が目撃された。	○	緯度：35°27′45″ 経度：135°25′59.42″
141	11月19日	加津良	中	11月18日	2:00	稲荷神社から約50mの地点でツキノワグマ成獣１頭が柿の木に登っている姿が目撃されました。		緯度：35°28′58.89″ 経度：135°21′0.99″
142	11月24日	今田	西	11月24日	4:30	湯ノ口橋から東方面へ道なりに約50mの地点の北側の斜面でツキノワグマ成獣1頭が目撃された。	○	緯度：35°25′17.18″ 経度：135°20′40.84″
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								

令和7年度 サル出没情報

月	日	曜日	連絡又は出動時間	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
4	2	水	-	十倉	G	ここ4日ほど集団で村を襲撃。	玉ねぎが200個以上あらされている。	不明	花火を支給	荒井
4	16	水	10:30	市場	F	民家を襲撃。	米、菜園を破壊、仏壇の供え物を盗み、糞をした	5~8	戸締まりの徹底を周知	荒井・河田
4	17	木	15:00	安岡	F	JRをくぐるトンネル付近	15匹程度が頻回に出没、登下校に支障をきたすなど。	15	花火の支給等を案内するとともに近くを通る際にはパトロールを実施	荒井
4	-	-	-	城屋	G	高野全域	玉ねぎをはじめ春野菜が襲撃されている。	-	女布におりを設置、捕獲を試みる。	荒井
-	-	-	-	堀	G	堀地域	GPS調査のような季節的な傾向は感じないとのこと。あらゆる野菜の収穫時期にあわせて月に数回現れる。	-	行動圏調査の結果をお見せするとともに、傾向のうえでは、エサも腐りにくい秋冬に重点的に取り組んでも良いのではないかと進言。	荒井
4	23	水	13:30	市場	F	セレマ奥の区画	小学生が群のせいで外へ出歩けなくなったとのこと。そのあと近所の大人がでてきて付き添ってくれた。	-	パトロール	荒井・河田
4	24	木	09:30	梅ケ谷	A	梅ケ谷	オトナ2匹を発見。近隣のネギ等を破壊	2	2匹発見しエアガン、花火使用。	荒井
4	25	金	-	野村寺	G	広く山裾一帯	4/14の週に、玉ねぎを略奪。ネットも破壊。特にコドモがひどい	-	地域では追い払いに花火や鳴り物を利用。また、一斉に花火を打つ活動などもしている。	荒井
5	7	水	-	愛宕上	F	[redacted]さん宅	網戸の施錠を開けられ侵入された	-	聞き置き	荒井
5	9	金	-	十倉	G	十倉地内	5/6頃から大群が3日連続出没している	-	花火支給を希望	[redacted]
5	12	月	-	十倉	G	十倉地内	30匹に迫る大群が野菜を荒らしている	30	花火を支給	[redacted]

令和7年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又は出動時間	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
5	19	月	8:00	泉源寺	F	東舞鶴高校	校内に3匹侵入。その後でていった	3	東高[redacted]さんよりの報告	大槻
5	23	金	-	上福井	-	上福井	はぐれザルによる被害が毎日続いている。	1	組合もしくは近隣単位で、花火の配布もしくは小動物オリのいずれかを提案	荒井
5	30	金	10:30	小倉	A	志楽小学校	学校の裏門にサルが出た。児童には、学校から猿に出会った際の注意点、下校時はまとまって帰るように伝える。	1	下校時間にあわせて河田さんが周辺パトロール	藤原
6	4	水	09:00	市場	F	よのなか塾	毎週水曜日の8時半～9時頃に来てる。この時間にパトロールしてほしい。	5	花火・エアガン	荒井
7	1	火	14:25	溝尻	A	ミニストップ東インター付近	パトカーがサル10匹程度を発見。	10	職員によるパトロール実施。	荒井（河田）
7	13	日	17:30	瀬崎		三浜瀬崎線に入ってすぐ	はぐれ1～2匹 花火で攻撃	2	花火	荒井

令和６年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
4	22	月	9:45	今田	G	今田[redacted]氏東側	10匹程度の群れ。追い払いで逃げて行った	10	今田[redacted]氏より聞き取り	大槻
4	15	月	7:35	今田	G	今田[redacted]付近	25～26匹、北方向へ谷を横切り山へ入っていった。 南側ではシイタケの榾木が襲われている	26	谷農事組合長より聞き取り	荒井
4	22	月	13:00	安岡		安岡公会堂付近	下校途中の小学生がサル群に囲まれていた。 通りかかった男性に家まで送ってもらった。	?	4/23～1週間程度、小学生の下校時間にパトロールを実施。	
5	4	土	12:30	愛宕上町		愛宕下町[redacted]	サル３匹出没	?	警察より	船越
5	7	火	9:30	愛宕下町		愛宕下町[redacted]	サルが出没、民家に入られたとの情報も	?	同地の人より電話。捕獲はできないかといわれた。 箱わなは一応貸し出せると回答	荒井
5	7	火	14:30	女布	G	隣松寺付近 (女布[redacted]付近)	複数のサルが出没	?	農事組合長から聞き取り	彦坂
5	8	水	7:30	女布	G	隣松寺付近 (女布[redacted]付近)	複数のサルが出没	?	農事組合長から聞き取り	彦坂
5	17	金	8:45	溝尻		溝尻新町	家の中にサルが入ってきて台所の食べ物を物色された。	?	聞き置き	中井
5	20	月	12:30	行永		行永	タマネギ、ジャガイモ、レタス等を食べられた。	4	聞き置き	彦坂
5	19	日	8:00	高野	G	高野小学校の山	４頭のサルが出没。木で遊んでいた。	4	現場にいたので追い払いを実施	船越
5	20	月	15:30	田井		海臨寺付近	２頭ほど、目撃すると逃げ出した	2	業務のため現地を訪れた際に遭遇	荒井
5	22	水	10:30	青井	J	地獄檻付近	殺処分中に数頭が山から警戒していた	3	有害捕獲中に遭遇	荒井

令和６年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
5	22	水	夕方	女布	G	城南会館付近	児童がサルと遭遇、目が合ったため後ずさり、近所の家に逃げ込んだ	2～3	下校時間（15時～16時頃）見回り	大槻
-	-	-	-	堀	G	堀	春から月に１度程度4匹ほどのはぐれが出没。豆類、玉ねぎが全滅	4	花火受け取り時に事情聴取	荒井
-	-	-	-	野村寺	G	野村寺	4月下旬以降2～3匹から10匹程度の群れがジャガイモ、玉ねぎを荒らしている。日常的に花火を撃っている。	2～10	花火受け取り時に事情聴取	荒井
5	31	金	16:00	白杉	J	白杉、玉泉寺ほか	10程度の群れ、加害性が高く人間を恐れず威嚇。逃げても屋根や電柱で止まって山まで追い返せない	10	遭遇し追い払い。のちに地域から電話連絡あり	荒井
6	4	火	16:00	田井		田井から水ヶ浦方面への分岐付近	計10頭ぐらいが道路を横断。個体の一部はすぐに逃げず近くの林で立ち止まるなど人を恐れにくくなっている可能性がある。	10	ロケット花火等で追い払い	荒井
6	11	火	7:00	常	?	常[redacted]番地に隣接する畑	早朝に10頭以上の群れに畑を荒らされた。	15	常農事組合長から、与保呂に設置の地獄檻を引き続き稼働させてほしいとの連絡あり。 与保呂農事組合と調整し、継続していただいたらよい旨をお伝え。	彦坂
6	12	水	9:40	溝尻中町		溝尻中町南	住宅の屋根の上で野菜等（残飯か？）を食べている	5～6	ロケット花火等の案内	大槻
6	17	月	14:00	三日市	G?	三日市[redacted]番地付近の農地 （[redacted]さんの圃場）	30～40頭ほどの群れが万願寺とうがらしなどを食い荒らし、東側の山へ移動していった。 毎年1回は三日市付近に来るが、今年はこれで2回目。	30～40	ロケット花火、エアーガンなどの追い払い用具を紹介	彦坂
6	17	月	15:50	溝尻	?	溝尻町[redacted]付近	以前から家屋侵入や人への威嚇など有害性が高いとのこと。追い払いで５～６頭を発見し花火で追い払った	5～6	自治会長あて花火を紹介。職員も追い払い。	荒井
6	18	火	15:20	常	?	常[redacted]付近	サルがいるとの通報を受け見回ったところトウモロコシが荒らされ、民家屋根にも破片が落ちていた。	不明	最寄りの与保呂川で住民がロケット花火を使用、対岸の竹林より鳴き声がしたためロケット花火と電動ガンを発射。	荒井
6	19	水	12:30	亀岩		亀岩町[redacted]	玄関あけたらサルが1匹いた。向かいの家に逃げて行った。	1	聞き置き	大槻
6	19	水	8:00	常	?	常[redacted]付近	サルが早朝に畑を荒らしていた。	不明	与保呂の檻を引き続き稼働させる。	船越

令和６年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
6	24	月	終日	野原		野原駐在所、峠の途中	サル30匹程度が出没。花火に対しても少し逃げて様子をうかがうような態度	30	花火、鉄パイプなどで威嚇。	荒井・渋谷
6	25	火	午後	大山～田井		大山～田井間全域	サル20匹程度が出没。 午前中には大山集落内で野菜を荒らしたとのこと	20	花火、鉄パイプなどで威嚇。	荒井・大槻
6	25	火	16:00	溝尻		溝尻	溝尻公園周辺に３匹程度出没	3	花火、鉄パイプなどで威嚇。	荒井・渋谷
6	28	金	早朝	鹿原		鹿原[redacted]付近	ビニールハウスの天井を破ってハウス内のナス、トウモロコシ等の野菜類が全滅になった。	不明	地道な追い払いをお願いし、忌避剤等を試すことを紹介。	彦坂
7	2	火	午後	亀岩町		亀岩町[redacted]	通報を受けたがサルはおらず。野菜が人家の屋根などに巻き散らされていた	不明		荒井
7	2	火	午後	竜宮町		竜宮町[redacted]付近	５～６匹がアパート付近を徘徊。	5～6	花火と電動ガンで追い返し。	荒井・船越
7	6	土	16:00	大丹生		大丹生トンネルと瀬崎トンネルの間	20程度がトマトを荒らしてる	20	花火と電動ガンで追い返し。	荒井
7	7	日	18:00	野原		野原[redacted]付近	10匹程度が山すそにいた	10	投石等で追い払い	荒井
7	10	水	14:00	女布		女布	不明		花火で追い払い。地域が20分ほど対応。	船越
7	10	水	9:10	大丹生		大丹生トンネルと瀬崎トンネルの間	５匹程度が田んぼをうろつく	5	花火、電動ガンで追い払い	荒井
7	18	木	7:45	梅ケ谷		溝尻町[redacted]付近	散歩中の市民が噛まれる	不明	翌日、市職員を通じて報告あり。警戒を強める。	荒井
7	21	日	12:00	溝尻中町		溝尻中町[redacted]付近	サル５頭が近所の野菜をとって食べている	5	追い払いを依頼	大槻

令和６年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
7	11	木	不明	上福井		四所駅ほか	四所駅ごみ箱が荒らされているとの通報をはじめに、以降２匹ほどが地域に出没しているとのこと	2	花火を支給	荒井
7	26	金	不明	青井		青井地内	3～4日に1回程度10匹ぐらいの集団が出没する	10	花火支給時に聴取	荒井
7	31	水	不明	杉山		杉山地内	離れが１匹何度も出没し農業被害多数	1	花火を案内。有害捕獲については、許可は出ているもののサル罠、サル銃は非常に難しい旨説明	荒井
6	1	土	不明	小倉		小倉地内	6月以降5～10匹がたびたび出没している	5～10	花火支給時に聴取	荒井
7	29	月	不明	別所	D	別所地内（川より北）	7月末ごろから10匹程度がメロン、まくわ、トマトを荒らしている。	10	花火支給時に聴取	荒井
8	9	金	9:45	登尾		八幡神社付近	最近出没が多くなってきた	20～30		大槻
8	6	火	不明	岸谷		岸谷～別所	別所・岸谷一帯で8/6ごろから出没が多発している。	20～30	花火支給時に聴取	荒井
9	2	月	19:00	溝尻		木舩神社付近	木舩神社周辺の家の庭にサルが出没し、追い払おうとしたら裏から奇襲されそうになった。	6	電話のみ。後日追い払い。	船越
9	13	金	10:30	大丹生		大丹生トンネル瀬崎側坑門から北東に650m	５～６匹、コドモあり。エアガン、花火、投石いずれも効き目が弱く人をなめている。30発ほど花火を撃ってようやくいなくなる。	5～6	花火、エアガン、投石	荒井
9	18	水	14:40	森		森[redacted]	家のベランダにサルが１匹出没。住民に気が付き、白鳥街道方面へ移動した。	1	現場巡回。	船越
9	25	水	15:40	行永		行永[redacted]	子連れのサル５組程度が頻出する。住人93歳女性が住居に侵入された。孫が市に不満の電話をかけてきた	5～6	現場巡回。	荒井・彦坂
9	30	月	11:00	行永		行永[redacted]	上記地点で５匹前後のグループを発見、花火とエアガンにより追い払い。	5～6	追い払い実施	荒井

令和６年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
10	7	月	19:40	溝尻中町		溝尻中町[redacted]	サルが出没したとのこと	不明	現場巡回。	荒井・大槻
10	17	木	11:30	大丹生		大丹生から多祢寺方面に数百㍍	オトナ２程が出没。花火を撃つも１０分後ぐらいにはまた道路に出てきた	2	花火による追い払い	荒井
10	29	火	8:30	上福井		上福井[redacted]	警察より連絡。最近毎朝出没する	1		大槻
11	11	月	15:40	溝尻		溝尻[redacted]	４・５頭の群れが屋根の上で暴れている	4・5頭	追い払い実施	大槻
11	15	金	12:00	矢之助		矢之助町[redacted]	人家敷地内の家庭菜園にサル5匹が侵入。警察が現地確認、追い払い対応し、東側の山中へ逃げた。	5	市は聞き置き	彦坂
12	2	月	7:30	溝尻		溝尻[redacted]	子供の登校時に４，５頭の群れが出没。	4～5頭	朝のパトロールを実施予定。	渋谷or彦坂
12	9	月	12:30	溝尻	A	溝尻[redacted]	屋根の上にサル5,6頭が居座っている。	5-6頭	警察から通報。 現場到着後、すぐに山の方へ逃げたため、エアガンと花火で追い払い。その後、パトカーで地域にアナウンス。	彦坂
12	15	日	11:30	溝尻	A	溝尻[redacted]	猿３匹が家に入ってきて荒らした。その後、カーポートで食料を食べていた。住民の[redacted]氏が威嚇したところ、別のサルが背後から服を引っ張り、けがをしそうになった。	10頭	[redacted]氏から連絡。 警察へは連絡されていないので、情報共有を行う。 11：00頃からサルパトロール実施。	船越
1	31	金	8:30	愛宕中町		愛宕中町[redacted]	登校中の小学生がサルに追いかけられた。	10頭	[redacted]から電話連絡。 ２名で付近のパトロールを実施	荒井・渋谷
2	15	土	不明	白杉	J	白杉[redacted]	逃げずに威嚇してくる。子連れによるものか。	3頭	地元のかたから情報提供あり。 （フジバカマの活動とかしている、市OB？）	大槻・荒井
2	16	日	13:00	溝尻	A	溝尻[redacted]	西川邸にサル５頭が侵入。大きな被害はなし。近辺パトロール	5頭	警察地域課クリタ氏から当直へ。 農林としての対応はなし。	荒井
2	19	水		溝尻中町		溝尻中町[redacted]	2/18[redacted]宅内に侵入し、みかんを食べられた	10頭	聞き置き	大槻

令和６年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
3	5	水		上東			2/28ごろから出没が多発している。 耕作地から民家屋根まで好き勝手に	20頭	花火支給	大槻
3	5	木	14：00	八反田南町			数匹が出没している		職員が出動	彦坂
3	9	日		溝尻梅ケ谷			５頭くらい塀にいた		翌１０日（月）１４時パトロール	大槻

令和５年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
4	7	金	14:00	愛宕中町		府営泉源寺住宅付近	10頭ほどの群れが付近の畑を中心に出没している。 （子どもたちや高齢者が心配なので、自治会回覧等による注意喚起をお願いしたい。）	10	愛宕上町に移動しており、北側の山へ追い払い。	彦坂
4	25	火	8:30	溝尻		ヤマモモ保育園付近	10頭ほどの群れを確認。 エアーガンを発砲するもなかなか逃げず、山の上まで追い立てた。 （保育園の通園時間でもあった。）	10	ヤマモモ保育園のはげ山へ追い立てた。	彦坂・玉木
5	6	土	6：00～7	田中		志楽幼稚園付近 田中町[redacted]付近	朝6時頃、志楽幼稚園付近でサルの群れを目撃。その後、7時頃に自宅（田中町[redacted]）に戻ると、庭のサクランボをサルに食べられていた。	5～10	連絡のみ	彦坂受
5	15	月	8:30	愛宕中町		愛宕中町[redacted]付近	サルが畑にかけてあったネットに引っかかっていると通報あり、現場対応誤追い払い	5～10	泉源寺方面の山に追い立てた	彦坂・玉木
5	26	金	9:30	泉源寺		東舞鶴高校付近	サルが東高に侵入。教員で追い払ったところ学校西側の藪へ逃げた。	5	パトロールしたが発見できなかった。市及び付近の農家でロケット花火を発射した。	彦坂・荒井
6	1	木	15:00	市場		市場[redacted]	住宅に侵入。玄関にあった米袋を漁られた。	不明	駆け付けた時点で姿なし。小学生は下校路を山から離れた道へ変更した。	荒井
6	14	水		小倉	A群？	小倉[redacted]付近の畑	行永家住宅周辺の畑に20頭ほどの群れが6月に頻繁に出没している。	20	相談のみ 防除と追い払いのご協力をお願いし、併せて、猟友会へ銃による捕獲の協力を依頼。	彦坂
6	21	水	16:00	竜宮		竜宮町[redacted]付近	竜宮地内の畑にサルが入っている。	7	山裾を巡回中にサルを発見し、モデルガン、ロケット花火で追い払いを実施。その後、念のため竜宮～愛宕付近を巡回	彦坂
7	12	水	16:30	愛宕中町		愛宕中町[redacted]付近	住民の追い払い活動中に偶然金属バットにより撲殺	8	1匹を撲殺。周辺に数匹がとどまっておりエアガン等で追い払い。	荒井
7	20	金	17:00	田中町		田中町[redacted]付近	近隣で追い払いの花火の音が聞こえたのち、集団が逃げてきた。近くに幼稚園があるので気がかり	6	当直、情報提供のみ。	荒井
7	22	土	7:30	愛宕浜町		竜宮公園	公園内に８匹ほどの群れがいる	8	住民⇒警察⇒情報提供。特に対応なし。	荒井

令和５年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
7	24	月	7:00	溝尻町		溝尻町[redacted]南西の畑	畑を荒らして住宅地の通路を通って山に帰っていた。	不明	松岡担当課長から。	船越
7	27	木	8:30	溝尻町		溝尻町[redacted]南西の畑	畑を荒らして住宅地の通路を通って山に帰っていた。	2	松岡担当課長から。	
8	3	木	午前	吉野		吉野[redacted]	住宅内に侵入された。 数日前から付近の住宅地で目撃があった	不明	吉野区長からの情報提供。ロケット花火を支給	彦坂
8	8	火	17:20	野村寺		野村寺[redacted]前府道	メス一匹が府道を歩いていた。	1	野村寺・[redacted]さんから連絡のみ	
8	17	木	10:00	木ノ下		木ノ下[redacted]	大小混じった10匹程度の集団、野菜等を荒らしていた。追い払ったところ山手に逃げた。	10～	鉄パイプで追い払い	荒井
9	28	木	不明	今田		今田[redacted]	サルが１匹夏の間ずっといた（被害は少ない）	1	今田 [redacted]さんより報告	玉木
10	2	月	9:00	愛宕		愛宕中町[redacted]付近	5～6頭のサルが家の前におり、追い払おうとしたら、そのうち2頭が威嚇してきた。	5～6	10/3[redacted]から連絡。 10/3付近をパトロールするが発見できず。 [redacted]を含め地元と調整し、地獄檻による捕獲も検討する。	玉木
10	12	木	不明	地頭		地頭地区内	5頭のサルの群れが柿の木や作物を荒らす。 うち１頭は威嚇してくる。	5	10/13地頭区長 [redacted]氏より連絡あり 10/13荒井・玉木で追い払い。	
10	15	日	不明	西方寺		西方寺[redacted]	5頭のサル群が敷地内に出没	5	[redacted]氏から情報提供。連絡のみ。	
10	13	金	14:50	岡田由里	新規群	岡田由里[redacted]付近	６頭（１頭背負われている）が出没。追い払い。	6	大江から上がってきた新規の群れの可能性。地獄檻を検討	荒井
10	29	日	不明	和江			5頭ほどのサル群が集落内で目撃された	5	聞き置き	彦坂
10	29	日	16:00	引土新		引土新[redacted]付近 （桂林寺付近）	引土新[redacted]さん宅の屋根にサルが登っている。 3匹は確認できたが、もしかするとそれ以上いたかもしれない。	3	聞き置き	彦坂

令和５年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
10	30	月	9:30	市場		市場[redacted]付近	大２匹小１匹の３匹が空き地にいたとの通報あり。	3	聞き置き	荒井
10	30	月	10:15	公文名		永福こども園付近	永福こども園付近の川沿いで３匹目撃	3	聞き置き	荒井
10	30	月	不明	丸田東			５，６頭のサル群が集落内で目撃された	6	聞き置き	彦坂
11	6	月	15:00	朝来西		朝来西[redacted]・朝来橋付近	２～３頭のサルの群れが屋根の上で暴れる等していた。	3	聞き置き	船越
11	7	火	15:30	矢之助町		矢之助町[redacted]	サルを目撃との通報あり。		出動。発見できず。食い荒らされた柿の残骸あり。	荒井
12	8	金	13:00	白杉		白杉区内	威嚇してくるサルが出てきている。住民が怖がっているので、連絡した。	10～	聞き置き。 区長の[redacted]氏から連絡。[redacted]	船越
12	12	火	14:15	竜宮		竜宮公園付近	子ザル１頭が竜宮公園周辺に出没し、連絡を受けた警察が現場付近を巡回したが姿が見えなかった。	1	聞き置き 舞鶴警察署地域課から	彦坂
12	27	水	15:00	溝尻		溝尻[redacted]付近	サル10頭ほどがワチャワチャしていた。	10	舞鶴警察署地域課から。 現場付近の小学生によると、11時頃に溝尻[redacted]（通称三角広場）付近にも10数頭を目撃	彦坂
2	9	金	11:30	愛宕		愛宕中町[redacted]付近	５，６が出没	5～6	屋根の上に数頭がおり、電動ガン等で山へ追い払い。	彦坂、荒井
2	13	火	14:20	行永		行永[redacted]付近	10頭ほどが出没	10数頭	10数頭が畑の周辺におり、電動ガン等で山へ追い払い。	彦坂
2	20	火	11:00	田中		見守り橋付近	数頭が北側の山の方へ移動したと保護者から志楽小学校へ連絡があった。	5？	周辺を見回ったが姿は見えなかった。	彦坂、玉木

令和５年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの頭数	対応	対応者
2	28	水	9:10	三浜		自然文化園から三浜へ100mほどの地点	現場へ向かう公用車から職員が２頭を目撃	2	対応なし	彦坂受
3	1	金	7:30	愛宕中町		愛宕橋付近	小学生が追いかけられたと通報	不明	巡回	荒井、彦坂
3	1	金	15:00	矢之助町		矢之助町[redacted]付近	山際でオトナ２、コドモ１を追い払い。山へ逃げていった。	3	追い払い	荒井、玉木
3	22	金	11:30	矢之助町		溝尻[redacted]付近	住宅の周りにサル１０頭ほどが出没	10	到着時には、付近の住民が追い払いした後だった。逃げ遅れたサル２頭を山へ追い払い。	彦坂
3	14	木	不明	今田		今田、倭文神社付近山側	6匹程度の群れ、池内各地を巡回するように出没。山で栽培しているシイタケも被害あり。	6	農事組合より聞き取り	荒井

令和４年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの数	対応	対応者
4	20	水		城屋	G？	上水道水源地付近の府道沿い	城屋現地確認の帰りにサル２匹に遭遇	2	３人で追い払い。	濱田・彦坂・玉木
4	22	金		愛宕中町	F？	愛宕中町[redacted]に隣接する畑	定期的にやってきて農作物（自家消費）被害あり	9	窓口で対応について相談に来られた。 市の支援制度等を説明。自治会で相談し、必要に応じて申請してほしい旨をお伝え。	濱田・彦坂
5	11	水	9:00	溝尻中町	A？北吸？	溝尻中町[redacted] そこに隣接する畑	家のベランダに入ってきている。 被害報告者宅の隣の畑が荒らされる（ネギ等）	6～8	現着時にはベランダから外へ出ていた。 通報者宅周辺に出てきていた6～８頭を山へ追い払い。 [redacted]様：[redacted] 矢之助東、矢之助西、溝尻中町、溝尻中町南の４自治会へ注意喚起のチラシの自治会回覧を依頼。	彦坂・玉木
5	12	木	16:00	市場	A？北吸？	市場[redacted]（市場団地）	団地内に侵入し、米袋を外に出して食べていた。	4	市場団地の住人から、都市計画課（住宅係）に連絡あり。 都市計画から市場交流センターに対応（追い払い）を依頼。 （5/13朝に都市計画課・橋本さんから報告アリ）	-
5	30	月	11:00	行永		行永[redacted]	山裾にサルが出没	4	通報者宅付近から山道を200mほど進んだ先に4頭ほど確認。 ロケット花火で山の奥へ追い払い。	濱田・彦坂
6	1	水	12:00	市場		市場[redacted]（まいづる荘付近）	人家の敷地内に入り込み、屋内に入ろうとしていた。	5～7	音を鳴らす、棒を振り回す等で山へ追い払い。 ロケット花火で山の奥へ追い払い。 住民の話によると、月曜・水曜に毎週のように出没している。	彦坂・玉木
6	20	月	16:00	市場		市場[redacted]	家の中へ侵入してきた。（追い払った後で連絡）	5頭前後	自衛体制強化事業（電動ガン補助）を紹介。	彦坂
7	1	金	5:00	泉源寺		泉源寺[redacted]付近	早朝、散歩をしていた際に威嚇され、転倒した際に腕を骨折された。		7/1夕方に被害者の親族から電話連絡。 周辺地域へ注意喚起のため自治会回覧を実施。 被害者親族の希望により、近隣住民の同意を得て捕獲オリを1か月間設置。（この間の捕獲はなし）	濱田・彦坂
8	9	火	8:00	北浜		北浜町[redacted]付近	人家の敷地内に入り込み、果樹（ブルーベリー等）を食べていた	7～8	鉄パイプ等で追い払いを実施。 東側（与保呂川方面）へ逃げて行った。	濱田・彦坂
8	10	水	7:45	宇浜		共済病院の付近	騒がしいので窓から外を見ると10頭程のサルがいた。	10	特になし	-
8	13	土	13:20	宇浜		共済病院の付近	お墓に行こうと北吸トンネルを抜けたら、サルに威嚇された。10頭程度の群れだった。	10	報告のみ	船越（受）

令和４年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの数	対応	対応者
8	15	月	16:30	市場		博愛苑付近	8/15午前に数日前からサル10頭前後が出没している旨、メールで連絡あり。	10	8/15の夕方に現場付近を見回り	彦坂
8	16	火	11:00	宇浜		七条初瀬通付近	市職員が数頭の群れで東側へ移動するのを目撃。		現場付近を見回り	彦坂・玉木
8	16	火	14:30	宇浜		岸本病院付近	数頭の目撃		現場付近を見回り	濱田・彦坂
8	16	火	15:00	竜宮		竜宮公園	警察から竜宮公園にサル2頭が出没したと連絡	2	現場付近を見回り	濱田・彦坂
8	18	木	8:00	南浜		東舞鶴駅南口付近	数頭が出没していたと通報あり。 追いかけてくる個体もあったとのこと。		同日9：00頃、東舞鶴駅周辺を見回り	濱田・玉木
9	20	火	7:30	愛宕下町		愛宕下町[redacted]付近	10頭前後の群れで出没の通報あり。	10	同日9時頃、現場付近を見回り中に愛宕浜町にて群を発見し、竜宮方面の山へ追い払いを実施。	彦坂・玉木
9	21	水	13:30	下東		下東農産ハウス付近	2～3頭の群れでの出没を目撃。	2～3	報告のみ	船越（受）
11	4	金	13:00	行永		行永[redacted]付近	10頭前後の群れで出没の通報あり		目視で３、４頭（山中に潜伏していた個体も含めると10頭ほど）を山へ追い払い。	濱田・彦坂
11	13	日	9:30	今田	G	今田[redacted]付近	15頭ほどの群れで柿の木に群がっていた。 中には発信機をつけた個体もいた。	15	報告のみ、対応なし	
11	18	金	6:30	安岡		安岡[redacted]付近	10頭ほどの群れで住宅付近に出没している。 11/15頃から4日ほど連続で朝6時代に出没している。 11/17は夕方にも目撃された。	10	現地にて詳細情報を確認。 住宅地内で柿等の果樹は確認できず。 注意喚起用チラシの回覧を依頼。	彦坂
11	24	木	13:30	田中町		志楽幼稚園、鈴鹿神社付近	10頭の群れが道路上を移動していた。	10	報告のみ、対応なし	彦坂

令和４年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの数	対応	対応者
12	12	月	10:00	行永		行永	サルの群れが出没し、屋根に登るなどしていた	10	花火等で追い払い	船越
12	13	火	15:00	溝尻田口		溝尻[redacted]付近	サルの群れが出没し、屋根に登るなどしている	10	報告のみ、対応なし	彦坂
12	26	月	9:30	吉田	J	吉田[redacted]付近	屋根に登るなどしている。 吉田[redacted]の[redacted]さん宅の農業用倉庫（出荷用野菜保管庫）を狙っての出没とのこと。	10	ロケット花火、モデルガンにて追い払い 市の支援制度を案内	濱田
12	26	月	15:00	上根	G	上根公民館付近	4日ほど前からサルが出没し、人（子供・女性）に対して威嚇。危険なのでしてもらえる対応がないか？とのこと	20	檻設置等に関して条件を説明。頻出時間帯（午前）に現地確認を実施（12/27）。	濱田
12	27	火	9:00	安岡		安岡[redacted]付近のＪＲ線路沿い	数頭が出没している。	10	現着時３，４頭を確認し、エアガン等で追い払い	濱田、彦坂
12	29	木	11:30	田中町		田中町[redacted]付近	１０頭ほどが家庭菜園のネギ等を屋根の上で食べていた。	10	バケツを叩くなどで追い払いを実施。 大きい個体２頭ほどは威嚇してくる。	彦坂
1	6	金	13:00	大宮		行永[redacted]	大宮でサル出没との連絡を受け、現着した際には屋根のうえで野菜類を食べていた。	10	エアガン等で追い払いを実施 その後、周辺の山際部を巡回し、姿が確認できなかったので帰庁	彦坂、玉木
1	9	月	11:30	田中町		田中町[redacted]付近	１０頭ほどが家庭菜園のネギ等を屋根の上で食べていた。	10	バケツを叩くなどで追い払いを実施。 大きい個体２頭ほどは威嚇してくる。	彦坂
1	7～9	土～月	不明	田中町		田中町[redacted]付近	数日サルの出没が続いていると情報提供	10	報告のみ （地域住民で追い払い）	
1	11～12	水～木	15：00頃 7：30～10：00	池ノ内下	G	池内小学校から池内駐在付近	山沿いの屋根の上に出没等している。 かぼちゃ等を取っている。	6	報告のみ	船越
1	12	木	13:00	泉源寺		泉源寺[redacted]付近	１０頭ほどが出没している。 現場付近の住人の話によると1/10頃から愛宕上町でも出没しているとのこと。	10～12	通報のあった地点にはいなかった。 その後、付近を巡回中に愛宕上町で同じ群と思しきサルと遭遇し、追い払いを実施。	彦坂、玉木
1	16	月	10:00	池ノ内下	G	池内小学校から池内駐在付近	サル数頭の目撃	2	報告のみ	船越

令和４年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの数	対応	対応者
1	18	水	8:30	溝尻・行永		やまもも保育園付近	１０数頭のサルがやまもも保育園付近に出没していたと振興局職員から通報	12～15	振興局（小泉・高屋・河合）と市（彦坂）で対応。モデルガン、ロケット花火で追い払い。その後、行永・大宮方面へ逃走したため、追いかけて山際で追い払いを実施。	彦坂
1	23	月	8:45	溝尻		溝尻[redacted]付近	数頭のサルが屋根の上にいると通報。	5～7	矢之助東方面の山側へ追い払い	彦坂、玉木
2	1	水	10:00	溝尻			サル数等の出没について情報提供有		その後、現場付近巡回時には姿がなかった。	玉木
2	3	金	11:50	溝尻		溝尻田口 田口橋付近	田口橋の袂の倉庫の屋根に4頭を目撃	5～6	現場へ到着時、付近の住民が威嚇されている状況。モデルガン、ロケット花火で追い払いを実施。	濱田、彦坂
1 ～ 2	31 ～ 8			今田	G	今田[redacted]付近	連日10頭ほどのサルが出没している。雪のあった1/31～2/4はゆずを狙って、2/7、8は畑の大根等を狙っている。	10	報告のみ。住民自ら追い払いを実施。	彦坂
2	7・8	火・水	不明	矢之助		矢之助町内	野菜を食べているところを見た。威嚇された。	10	報告のみ。	船越
2	9・10	木・金	不明	今田	G	今田[redacted]付近	サル10匹の出没の情報提供。1匹GPSを付けているサルがいた。	10	報告のみ。	船越
2	12	日	14:30	片山		字浜[redacted]付近	サル8頭前後が家の中に侵入していた。帰宅した際、大きな2頭に威嚇され追いかけられた。	8	2/13に窓口で対応について相談に来られた。数日間見回りを実施。	
2	14	火	11:30	愛宕		愛宕浜町[redacted]付近	サル数等の出没について連絡あり	3	追い払いを実施するも、すぐに姿を見失った。その後、付近を巡回したが発見できず。	玉木・彦坂
2	14	火	8:00	片山		片山団地から北側の遊歩道	小学生の通学の際に20頭ほどのサルの群れが移動していた。	20	新舞鶴小児童の保護者から北浜市民交流センターへ相談	
2	15	水	15:30	溝尻		溝尻田口 田口橋付近	片山～溝尻付近を巡回中に田口橋付近の住宅街でサル数頭に遭遇	5～6	モデルガンで追い払い。	濱田、彦坂
2	16	木	15:15	溝尻		溝尻田口 田口橋付近	片山～溝尻付近を巡回中に田口橋付近の住宅街でサル数頭に遭遇	4～5	モデルガンで追い払い。	濱田、彦坂

令和４年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの数	対応	対応者
2	17	金	10:30	北浜町		サンダイコー付近	10頭ほどの群れが出没、らぼーる側に移動した。	8～10	現場巡回するも見当たらず。	中井課長、船越
2	27	月	9:20	市場		セレマ付近の住宅街	6頭ほどが出没している。	6	地域住民が爆竹等で追い払いを実施されており、現着時には姿は見当たらなかった。 その後、竜宮～愛宕の山沿いを巡回するが確認できず。	彦坂
3	7	火	10:00	今田	G	常徳寺付近	20頭ほどの群れが出没。今田公民館の南西の山から北西の山へ移動。	20	小さいサルが多く、良く見る群れのボスよりも小さいサイズのボスみたいなサルがいた。	船越
3	8	水	9:00	市場		セレマ付近の住宅街			モデルガンで追い払い。	濱田、玉木
3	8	水	12:45	溝尻		溝尻町[redacted]付近	１５頭ほどの群れが山から住宅街の方へ移動したのを目撃	15	現地到着時４～５頭ほどを山側へ追い払い。 その後、周辺を巡回するが他のサルは見当たらず。	濱田、彦坂
3	17	金	8:30	溝尻		やまもも保育園付近	数頭が園舎の屋根に登っている	?	現地到着時には姿がなく、金屋町方面、溝尻方面を巡回するが確認できなかった。	濱田、彦坂
3	19	日	昼頃	溝尻		溝尻[redacted]付近	数頭が家の周りに出没。 ロケット花火等で山へ追い払うも、何度も住宅付近に出てきていた。	?	翌20日に情報提供のみ。	彦坂受
3	20	月	8:30	竜宮		竜宮公園付近	数頭が家の周りに出没している	8	志桑川、青葉大橋の下を越えて、市場側の山へ逃げた。	彦坂、玉木
3	22	水	14:00	矢之助町		矢之助町[redacted]	屋内にサルが侵入している。	15	屋内に侵入し、段ボール内の柑橘類を出して敷地内で食べていた。 職員到着と同時に祖母谷川を越えて溝尻川の山へ逃げていった。	濱田、彦坂
3	25	土	15：00頃	市場		市場[redacted]	屋内にサルが侵入した。	?	屋内に侵入し、部屋の中の米やイチゴを食べる等していた。警察に連絡され、警察が警笛を鳴らすとサルは逃げていった。	

令和3年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの数	対応	対応者
4	4	日		京田	G？			3	電話で聞き取り 花火渡す話をした	河井
4	14	水		高野由里	G？	高野小学校	学校の中庭に20頭ほどがたむろしていた	20	係長と藤田君とで追い払いに向かっていただいた	河井
4	28	水		寿	G？	高野由里[redacted]	農作物被害あり	3	電話対応	玉木
5	14	金		女布	G？		農作物被害あり	10~15	電話対応	河井
5	26	水		女布新町	ハナレ	女布[redacted]	イチゴ被害あり	1	電話対応	船越
5	25	火		矢之助東	ハナレ	矢之助東[redacted]	ハナレザル1頭が、ウロウロしていた。	1	電話対応	河井
5	29	土		城屋	G？	天引神社及び千石公園付近	ジャガイモや豆類がやられてしまった。	10	電話対応	玉木
6	4	金		愛宕上町	F？	愛宕上町と泉源寺の境あたり	農作物被害あり(1週間くらい定住しているようである)	15	電話対応	河井
6	9	木		八反田南	E?		目撃情報のみ。警察からの通報。 警察が巡回してくれた。頭数は不明		電話対応	濱田
6	24	木		女布	G？		村のなかでの目撃情報	群れ	電話対応	濱田
6	２３～２５			溝尻(梅ケ谷)	A？		軒下につるされている玉ねぎ等が被害にあう ここ２～３日目撃されている。	約5頭	電話対応	河井

令和3年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの数	対応	対応者
6	26～27			十倉	G？		家庭菜園が被害にあう 子連れのサル多数	約３０頭	窓口対応	玉木
7	2～4			八反田南	E?	八反田南[redacted]([redacted])	家庭菜園被害 被害詳細不明	不明	電話対応	河井
7	7	水		溝尻(梅ケ谷)	A？		家庭菜園被害 住宅街に出没	10～20頭	電話対応	玉木
7	12	月		東神崎	D？		家庭菜園被害あり 人に襲い掛かってくるとの連絡あり	約10頭	電話対応	玉木
8	2	月		余部上	北吸のやつ？		家を出ようとしたところ むかいの家の屋根にサル4頭がおり、威嚇された。 （住所：舞鶴市余部上[redacted]号室）	確認した頭数で4頭	電話対応	玉木
8	4	水		浜	A？		白糸中学校すぐそばでサル5頭を目撃 西国橋を渡って山に帰っていった	確認した頭数で5頭	電話対応	船越
8	4	水		浜	北吸のやつ？	[redacted]様	塀の上を歩いていた。 三条通りの方角へ歩いて行った （字浜[redacted]・[redacted]）	確認した頭数で8頭 （成獣７・幼獣１）	宿直が電話対応	玉木
8	16			蒲江	D	農事組合長から報告あり	8月において複数回群れで出没 水稲被害も発生している。 軽トラを運転している女性を威嚇、工事現場のトラックにとびかかる等 人慣れが激しい		電話対応	河井
9	30	木		今田	G？		今田[redacted]宅付近に１５～２０頭の群れが出没 個人さんで追い払いを実施していただき、北側の山へ移動した。		電話対応	河井
10	26	火		市場青葉台	A？	自治会長から報告あり	住宅街に１０～２０匹ほど出現 庭の柿の木やミカン等の被害あり	１０～２０匹 （詳細は不明）	窓口対応	玉木
11	6	土		今田	G？	[redacted]様から連絡あり	ＧＰＳをつけたサルを２匹目撃	2匹	電話対応	玉木

令和3年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの数	対応	対応者
11	7	日		今田	G？	[redacted]様から連絡あり	ＧＰＳを付けたサルを含む１０匹以上を目撃	10匹	電話対応	玉木
11	30	火		今田・布敷	G？	[redacted]様から連絡あり	ＧＰＳを付けたサルを含む１０匹以上を目撃 ミカンの残りかす等を捕食	10匹	電話対応	玉木
12	13	月		今田	G？	[redacted]様から連絡あり	サル約２０匹ほどを目撃 ＧＰＳを装着したサルを２匹目撃	20匹	電話対応	船越
1	6	木		今田	G？	[redacted]様から連絡あり	[redacted]様宅付近でＧＰＳを付けたサルがうろうろしていたとのこと	？	電話対応	織田
1	26	火		愛宕中町	F？	[redacted]様	１５～１６匹の群れを確認	15	窓口対応	玉木
2	13	日		今田	G？	[redacted]様から連絡あり	ミカンの枝を折られる等の被害あり 約１２匹の群れを目撃	12	電話対応	船越
2	14	月		今田	G？	[redacted]様から連絡あり	ゆずの被害あり 約１０匹の群れを確認	10	電話対応	船越
1	24	木		愛宕浜町	F？	自治会長から報告あり	２～３頭目撃。 最近、住宅の屋根の上を暴れている。 ２４日の被害だけではないとのこと。	２～３	電話対応	河井
2	26	土		行永東町	E?	舞鶴警察から連絡あり	昼頃行永東町[redacted]付近で目撃情報あり。	3	電話対応（当直）	玉木
2	25～27	金 土 日		愛宕浜町	F？	[redacted]様から連絡あり	２～３日ほど自宅裏庭に出没している。	不明	電話対応（当直）	玉木
2	27	日		浜	北吸のやつ？	玉木現地対応	住宅街内の廃墟（藪化している）に居ついている印象があった。また柑橘系の果物を食べていた。 成獣：4頭　ワカモノ：3頭　幼獣：3頭	約10頭	現地対応（玉木）	玉木

令和3年度　サル出没情報

月	日	曜日	連絡又	場所	群	詳細箇所	被害状況	群れの数	対応	対応者
2	27~28	日～月		字浜[redacted]	北吸のやつ？	字浜[redacted] 住人の方から連絡あり	屋根伝いにいる 日曜日とほとんど同じ位置	不明	電話対応	河井
3	6	日	12:00	北浜町周辺	北吸のやつ？	住民から連絡あり	ベランダにある玉ねぎなどを食べている 印象があった。東の山に移動	約１０頭	現地対応（玉木）	玉木
3	9	水	16:00	市場	ハナレ	住民から連絡あり	群れを目撃（詳細は不明）	約４頭	電話対応	玉木
3	9	水		溝尻[redacted]	ハナレ	[redacted]様から連絡あり	群れを目撃、餌を探すような仕草	約５頭	電話対応	玉木

（様式１）

令和　３年　７月２９日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　多々見　良三
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　佐波賀　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和　３年　７月２９日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	タ タ ミ　リョウゾウ 舞鶴市長　多々見　良三
	電　話 番　号	０７７３－６２－２３００

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 佐波賀 地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字佐波賀地内		
※ 捕獲目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注)2 ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字平[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	わな	[redacted]	京都府	R2.9.1						
	舞鶴市字田井[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R1.8.23	[redacted]	R2.2.8	散弾			
	舞鶴市字女布[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R1.9.25						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 佐波賀 地内
調査日時	令和３年　７月２８日（水）１５時３０分～１６時００分
調 査 者	地元農事組合長１名、舞鶴市職員１名（河井）
調査結果	■出没情報 ①７月２４日午前７時ごろ、釣りをしていた方の背後にツキノワグマ１頭が出没した。 ②７月２６日午前０時ごろ、民家横の柿の木にツキノワグマ１頭が登っているところが目撃された。 ③７月２７日午後１０時３０分ごろ、民家横の柿の木にツキノワグマ１頭が登っているところが目撃された。（午前４時３０分頃までいた模様） ■現地の状況（経緯も含めて） 当該地域は、昨年度から、少しずつではあるが民家周辺の柿の木は伐採するか、トタンを巻くことを実施してきている。 今回はトタン巻きを実施した柿の木ではあるが、トタンの高さが足りない等の理由から、柿の木に登られてしまったと考えられる。 また、①の付近には特に誘因物らしきものはなく、突発的な遭遇であったと考えられる。 ■今後の対応 今回登られた柿の木のうち１本は伐採予定である。また、地域には適正なトタンの巻き方が書かれたビラを回覧していただくよう依頼する。 なお、早朝や夜間の出歩きは極力控える等、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとともに、注意喚起もしていただくこととする。 しかし、本件においては、釣り人と遭遇していることや、集落中心部に出没していること等から、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

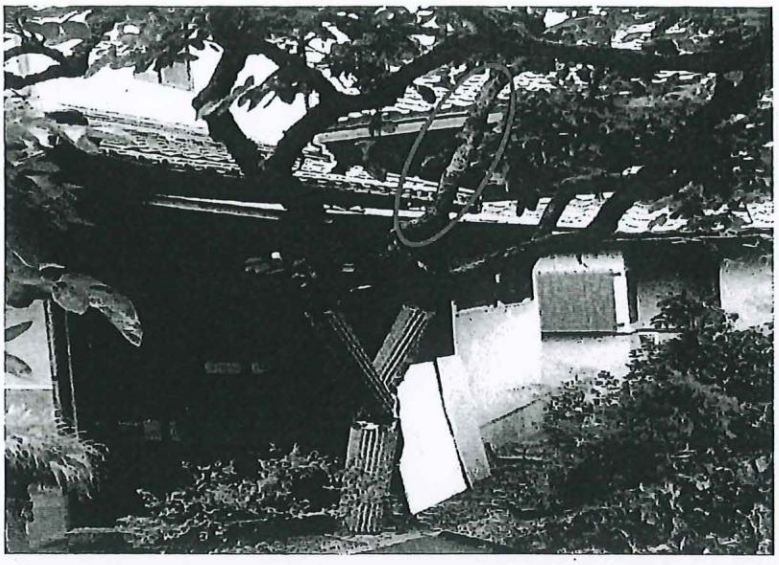

写真1

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　7月28日

7月26日にツキノワグマ1頭が目撃された柿の木
※赤〇の所にツキノワグマの痕跡あり。

写真2

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　7月28日

備考
写真1、赤〇の拡大写真

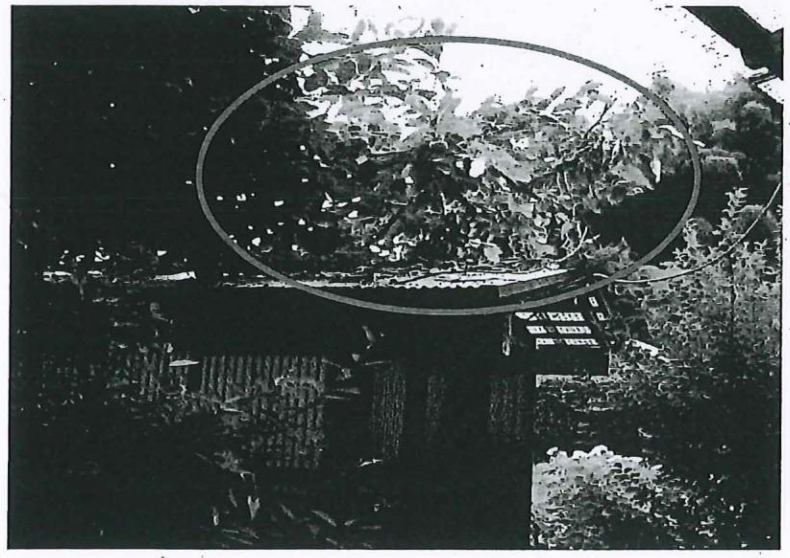

写真3

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　7月28日

7月27日にツキノワグマ1頭が目撃された柿の木
※赤〇の所がツキノワグマの痕跡。
※当該柿の木は伐採予定。

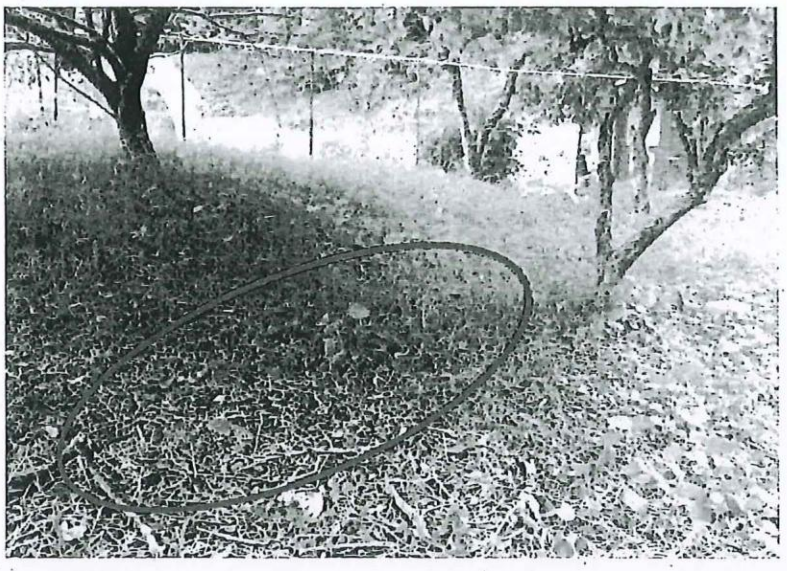

写真4

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　7月28日

備考
ドラム缶檻設置予定箇所
半径200m以内に人家は9軒

写真5

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　7月28日

備考
ドラム缶檻設置予定箇所
半径200m以内に人家は4軒

※ 止めさしを行う際は、写真4の場所から当該箇所へ移動して止めさしを行う。鳥獣保護管理法第38条に規定された、猟銃の制限事項に配慮するため。

※ 写真4の位置から北東へ約25mの地点である。

A4

ツキノワグマ被害及び ドラム缶檻設置予定位置図

（様式１）

令和　３年　８月　６日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　多々見　良三
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭			
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）			
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間			
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　佐波賀　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く			
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ及び散弾銃（ただし止めさしに限る）			
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却			
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし			
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし			
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし			
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日				
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日				
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。			
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※　番号		

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和　３年　８月　６日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	タ タ ミ　リョウゾウ 舞鶴市長　多々見　良三
	電　話 番　号	０７７３－６２－２３００

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 佐波賀 地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字佐波賀地内		
※ 捕獲目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字平[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	わな	[redacted]	京都府	R2.9.1						
	舞鶴市字田井[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R1.8.23	[redacted]	R2.2.8	散弾			
	舞鶴市字女布[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R1.9.25						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 佐波賀 地内
調査日時	令和３年　８月　６日（水）１４時００分～１４時３０分
調 査 者	地元住民１名、舞鶴東支部猟友会員１名（[redacted]氏）、舞鶴市職員１名（河井）
調査結果	■出没情報 ①８月３日２２時ごろ、[redacted]宅地内でツキノワグマ１頭が目撃されました。 ②８月４日、[redacted]宅地内でツキノワグマの糞が見つかった。 （調査を実施した日には掃除をされていたため、現物は確認できなかった） ③８月５日、[redacted]宅地内でツキノワグマの糞が見つかった。 （調査を実施した日には掃除をされていたため、現物は確認できなかった） ④８月６日、[redacted]宅前と[redacted]宅地内でツキノワグマの糞が見つかった。 ■現地の状況（経緯も含めて） 当該地域は、昨年度から、少しずつではあるが民家周辺の柿の木は伐採するか、トタンを巻くことを実施してきている。また、本年度に入ってからもツキノワグマの出没があった柿の木は、可能な範囲で伐採する等、防除対策にも努めている。 なお、８月３日にはツキノワグマ(ﾒｽ)成獣が有害捕獲もされている。 しかし、捕獲当日の夜から、ツキノワグマの痕跡が村中で見つかるという危険な状態となっている。 ■今後の対応 今回、ツキノワグマの糞が見つかった、[redacted]宅前の柿の木は、本日午前中に伐採された。また、[redacted]宅地内にある柿の木はトタンの止め方を横向きに針金で止めるのではなく、釘で止めるように工夫を実施された。（しかし、未だ、その付近でのツキノワグマの痕跡は減少していっていない。） 併せて、早朝や夜間の出歩きは極力控える等、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとともに、注意喚起もしていただくこととする。 しかし、本件においては、捕獲対策や防除対策を可能な限り実施しているにも関わらず、集落中心部に出没を繰り返していることから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

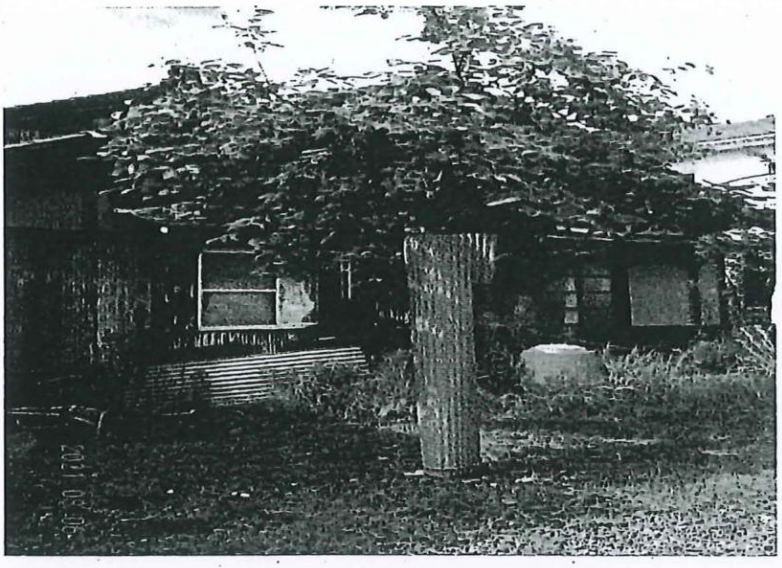

写真1

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　8月　6日

8月3日22時ごろ、当該柿の木の付近でツキノワグマ1頭が目撃された。

写真2

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　8月　6日

備考
[redacted]宅地内のツキノワグマの糞。
当該写真の他にも、もう一つクマの糞が落ちていた。

写真3

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　8月　6日

[redacted]宅前、ツキノワグマの糞が発見された付近の柿の木。
調査時に、すでに伐採済み。

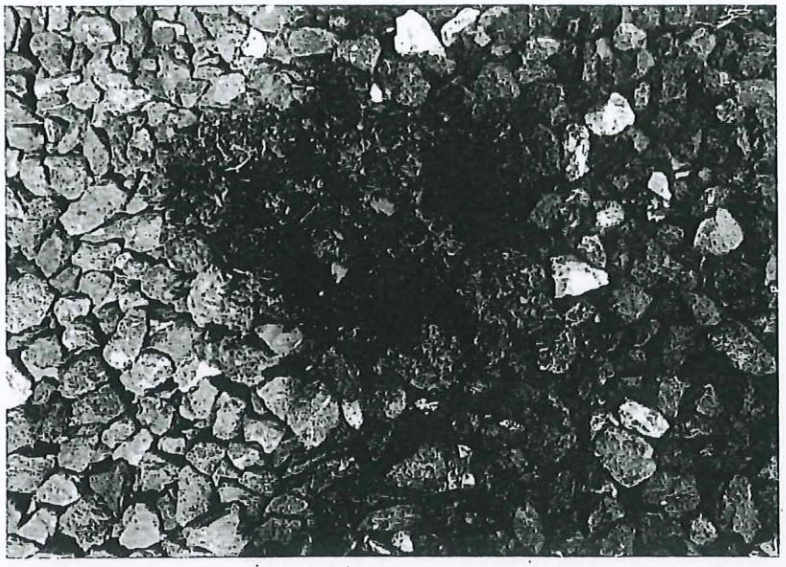

写真4

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　8月　6日

備考
[redacted]宅地内に落ちていた、ツキノワグマの糞。

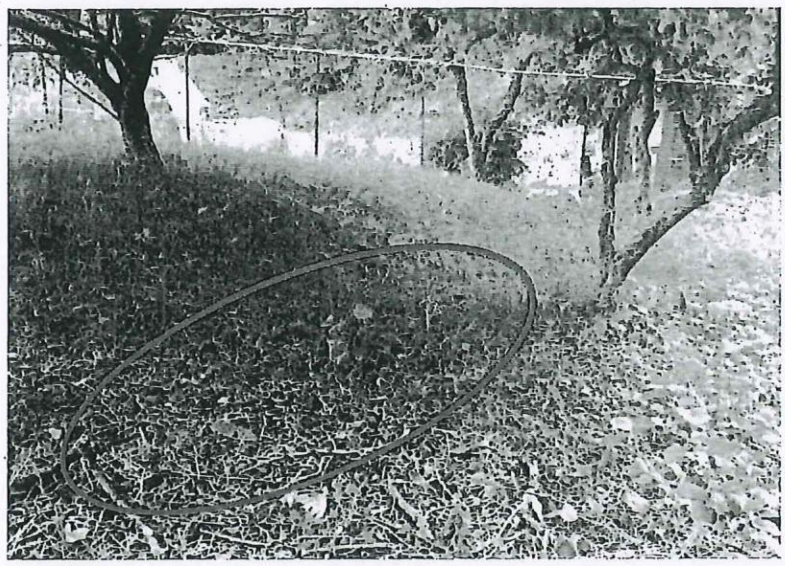

写真5

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　8月　6日

備考
ドラム缶檻設置予定箇所
半径200m以内に人家は9軒

写真6

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　8月　6日

備考
ドラム缶檻設置予定箇所
半径200m以内に人家は4軒

※ 止めさしを行う際は、写真4の場所から当該箇所へ移動して止めさしを行う。鳥獣保護管理法第38条に規定された、猟銃の制限事項に配慮するため。

※ 写真4の位置から北東へ約25mの地点である。

A4

ツキノワグマ被害及び ドラム缶檻設置予定位置図

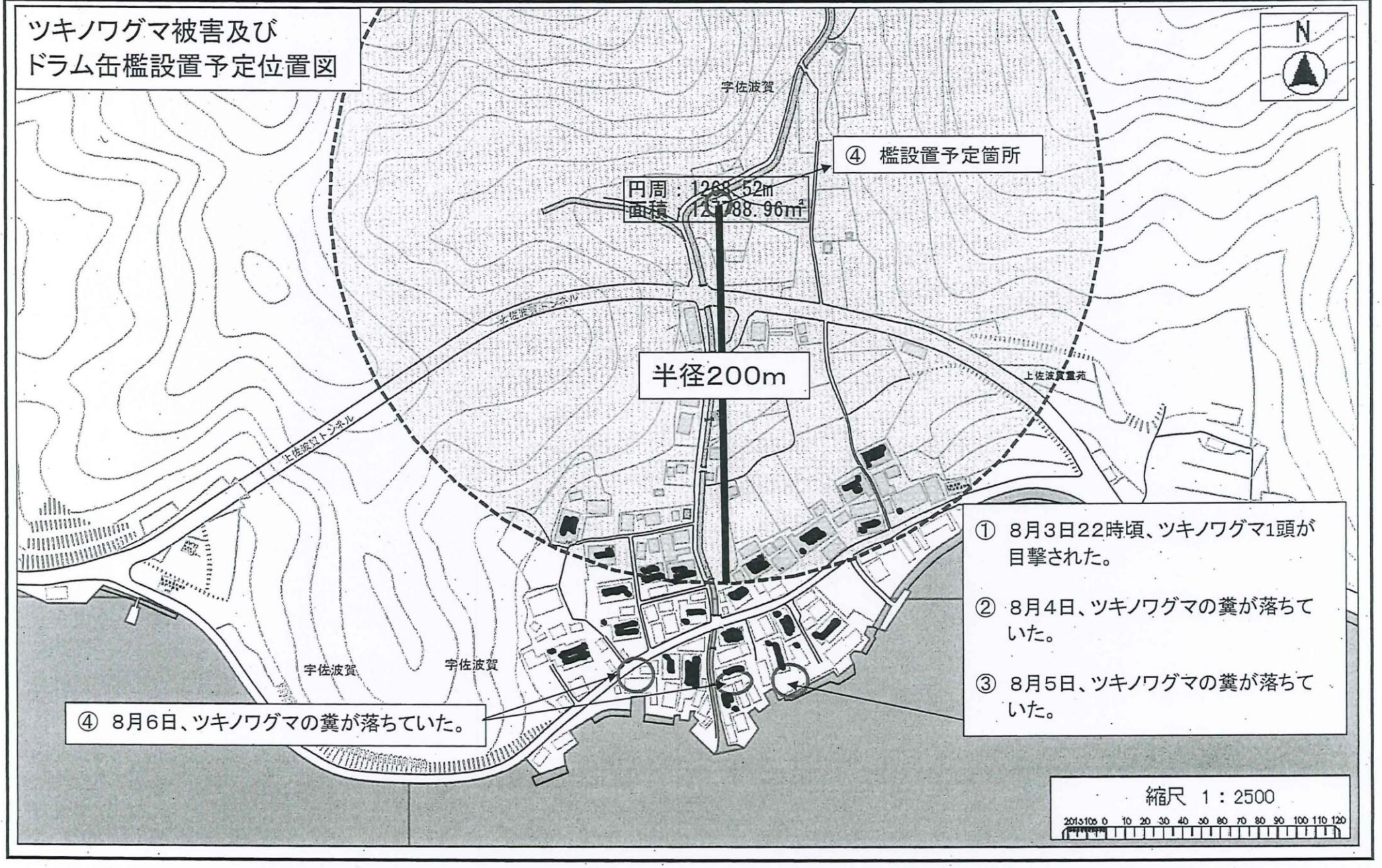

（様式１）

令和　３年　８月１１日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　多々見　良三
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　３頭		
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　佐波賀　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※　許　可　証　交　付　年　月　日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和　３年　８月１１日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	タ タ ミ　リョウゾウ 舞鶴市長　多々見　良三
	電　話 番　号	０７７３－６２－２３００

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　３頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 佐波賀 地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字佐波賀地内		
※ 捕獲目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字平[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 3頭	わな	[redacted]	京都府	R2.9.1						
	舞鶴市字田井[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R1.8.23	[redacted]	R2.2.8	散弾			
	舞鶴市字女布[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R1.9.25						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 佐波賀 地内
調査日時	令和３年　８月１０日（火）１５時００分～１５時３０分
調 査 者	地元住民１名、舞鶴東支部猟友会員１名（[redacted]氏）、舞鶴市職員２名
調査結果	■出没情報 ①８月３日２２時ごろ、[redacted]宅地内でツキノワグマ１頭が目撃されました。 ②８月４日、[redacted]宅地内でツキノワグマの糞が見つかった。 （調査を実施した日には掃除をされていたため、現物は確認できなかった） ③８月５日、[redacted]宅地内でツキノワグマの糞が見つかった。 （調査を実施した日には掃除をされていたため、現物は確認できなかった） ④８月６日、[redacted]宅前と[redacted]宅地内でツキノワグマの糞が見つかった。 ⑤８月６日、ツキノワグマの有害捕獲用ドラム缶檻及びトレイルカメラを設置した。 ⑥８月７日午前４時ごろ、ツキノワグマ成獣1頭をトレイルカメラで撮影した。 ⑦８月８日午前１時ごろ、ツキノワグマ成獣１頭及び幼獣２頭をトレイルカメラで撮影した。 ■現地の状況（経緯も含めて） 当該地域は、昨年度から、少しずつではあるが民家周辺の柿の木は伐採するか、トタンを巻く等の防除対策を実施してきている。また、本年度に入ってからもツキノワグマの出没があった柿の木は、可能な範囲で伐採する等、防除対策の推進にも努めている。 なお、８月３日にはツキノワグマ(ﾒｽ)成獣が有害捕獲もされている。 しかし、捕獲当日の夜から、ツキノワグマの痕跡が村中で見つかるという危険な状態となっている。 そこで、８月６日にドラム缶檻及びトレイルカメラを設置したところ、成獣１頭及び幼獣２頭が上佐波賀地内に出没していることが確認できた。 ■今後の対応 早朝や夜間の出歩きは極力控える等、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとともに、注意喚起もしていただくこととする。 しかし、本件においては、捕獲対策や防除対策を可能な限り実施しているにも関わらず、集落中心部への出没が繰り返えされ、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。 ※ 上記のとおり、上佐波賀地内に出没しているツキノワグマは計３頭確認出来ていることから、ドラム缶檻は３基設置するものとする。

A4

ツキノワグマ出没状況及び ドラム缶檻設置予定位置図

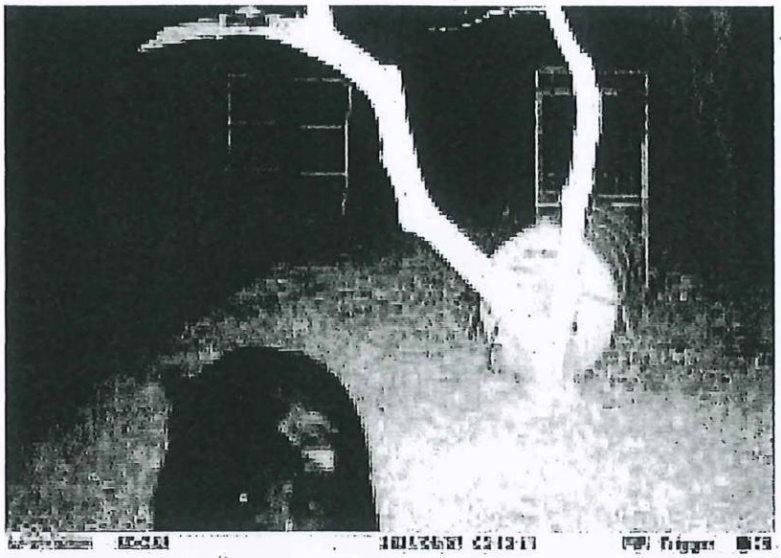

写真1

場所：舞鶴市字佐波賀

調査日：令和　3年　8月　7日

8月7日午前4時ごろ、ツキノワグマ成獣1頭が目撃された。

写真2

場所：舞鶴市字佐波賀

令和　3年　8月　8日

8月8日午前1時ごろ、ツキノワグマ成獣1頭及び幼獣2頭が目撃された。

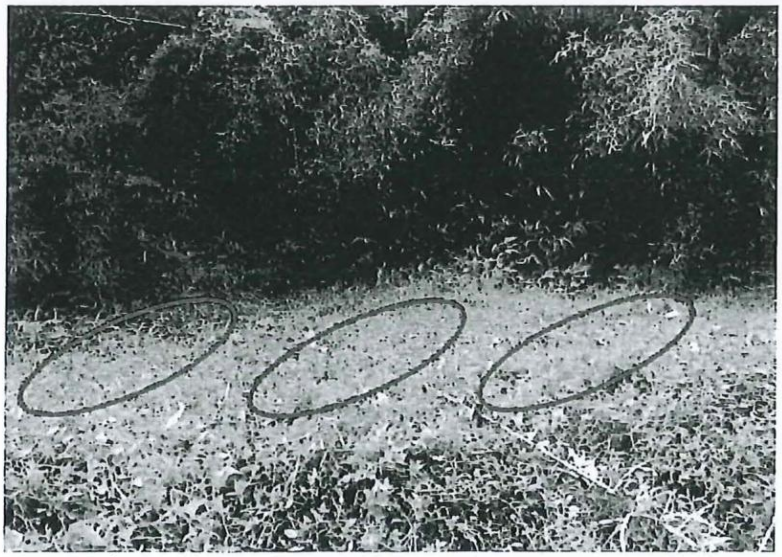

写真3

場所：舞鶴市字佐波賀

令和　3年　8月10日

備考
ドラム缶檻設置予定箇所
半径200m以内に人家は0軒

※ 3基ドラム缶檻設置予定

（様式１）

令和　３年１１月　５日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　多々見　良三
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭		
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　西方寺　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和　３年１１月　５日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	タ タ ミ　リョウゾウ 舞鶴市長　多々見　良三
	電　話 番　号	０７７３－６２－２３００

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 西方寺 地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字西方寺地内		
※ 捕獲目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等	養鶏及びミツバチ		

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字西方寺[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 2頭	わな	[redacted]	京都府	R3.7.30						
							第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R2.4.9	散弾			
	舞鶴市字女布[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R1.9.25						
	舞鶴市字余部下[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R3.10.1						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 西方寺 地内
調査日時	令和３年１１月　４日（木）１５時３０分～１７時００分
調 査 者	地元住民複数名、加佐支部猟友会員２名（[redacted]氏、[redacted]氏）、 京都府職員２名（畑中氏、髙屋氏）、舞鶴市職員１名（河井）
調査結果	■出没情報 ① １１月１日～２日の夜(未明)にかけて、[redacted]氏が所有する鶏舎にツキノワグマが侵入し、養鶏１羽が被害にあった。 ② １１月３日～４日の夜(未明)にかけて、[redacted]氏宅の敷地内にある、ミツバチの巣箱がツキノワグマに破壊された。 ③ １１月３日～４日の夜(未明)にかけて、[redacted]氏が所有する鶏舎にツキノワグマが侵入し、養鶏９羽が被害にあった。 ※ ①・②及び③との距離が直線距離で３ｋｍ離れていること、同日に全く別のものが被害にあっていること等から、２頭のツキノワグマが出没していると考えられる。 ■現地の状況（経緯も含めて） **≪①及び②について≫** 令和元年度から当該地域では、ツキノワグマが養鶏を狙う被害が頻発しており、鶏舎を電気柵で囲う等の防除対策と併せて捕獲対策を実施してきていた。 捕獲実績は1頭であり、昨年度の様子を見ていると、電気柵の効果は発揮されているようであった。 しかし、今回、[redacted]氏が所有する鶏舎には電気柵が設置されていたものの、ツキノワグマに侵入されてしまった。 なお、ミツバチの巣箱には電気柵は設置されておらず、付近にある柿の木もおられる等の被害も発生していた。 [redacted]氏所有の鶏舎は引き続き、電気柵で防除していただく。また、ミツバチの巣箱に関しては、その場で電気柵を設置していただいた。さらに、[redacted]氏のご家族に対しては、夜間の外出を控える等、注意喚起を行った。 **≪③について≫** [redacted]氏が所有する鶏舎には電気柵が設置されていなかった。また、[redacted]氏は、同じ場所に、今回被害にあった鶏舎以外にも複数鶏舎を所有しておられ、すべてを電気柵で囲うということは物理的に困難なように見受けられた。 しかし、[redacted]氏が所有する被害にあった鶏舎については、調査時、すでに電気柵の設置作業中であった。 ■今後の対応 被害にあった方々には引き続き防除対策に尽力いただくこととし、地域の方々には、早朝や夜間の出歩きは極力控える等、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとともに、注意喚起もしていただくこととする。 しかし、本件においては、防除対策を実施していても継続的に養鶏被害が発生していることや、人身被害発生の危険性も高いと判断されること等から、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

[redacted]氏、被害箇所及び檻設置予定位置写真等

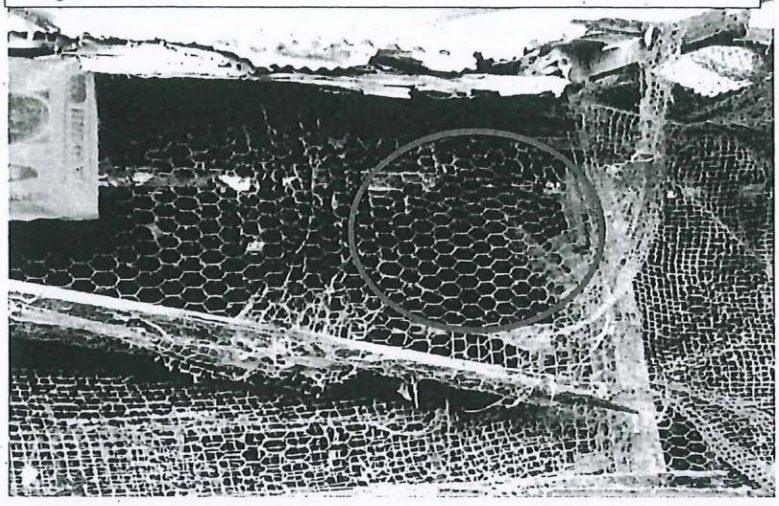

写真1

場所：舞鶴市字西方寺

調査日：令和　3年11月　4日

11月3日～4日の夜(未明)にツキノワグマによる養鶏被害にあった鶏舎。
修繕済み。
※赤〇の所がツキノワグマ侵入箇所。

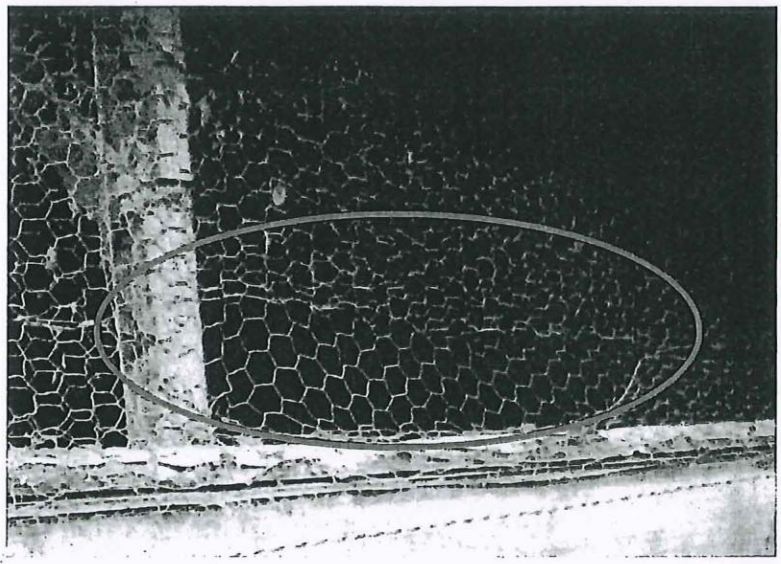

写真2

場所：舞鶴市字西方寺

調査日：令和　3年11月　4日

11月3日～4日の夜(未明)にツキノワグマによる養鶏被害にあった鶏舎。
修繕済み。
※赤〇の所がツキノワグマ侵入箇所。

写真3

場所：舞鶴市字西方寺

調査日：令和　3年11月　4日

備考
ドラム缶檻設置予定箇所
半径200m以内に人家は9軒

しかし、付近に鶏舎があることから、写真4の位置に移動して止めさしを行う。

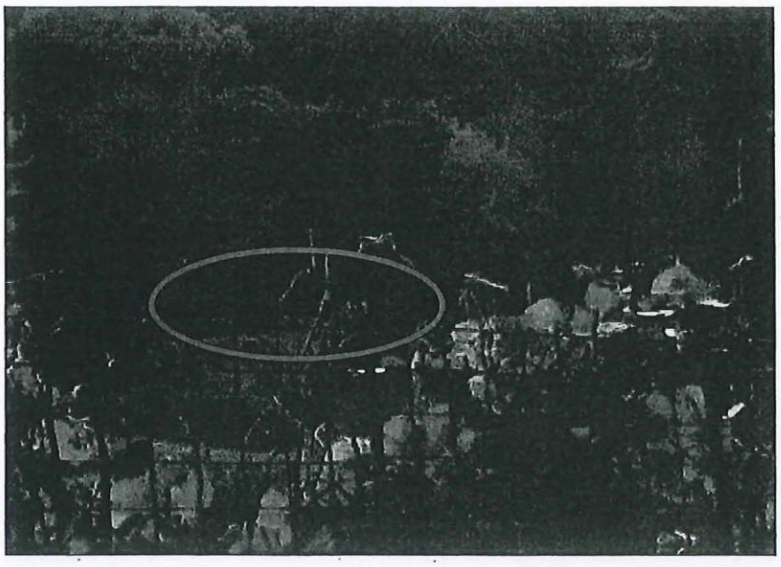

写真4

場所：舞鶴市字西方寺

調査日：令和　3年11月　4日

備考
捕獲後の止めさし場所。
赤〇のところが止めさし場所となる。なお、バックストップあり。

止めさし予定箇所
半径200m以内に人家は5軒

写真5

A4

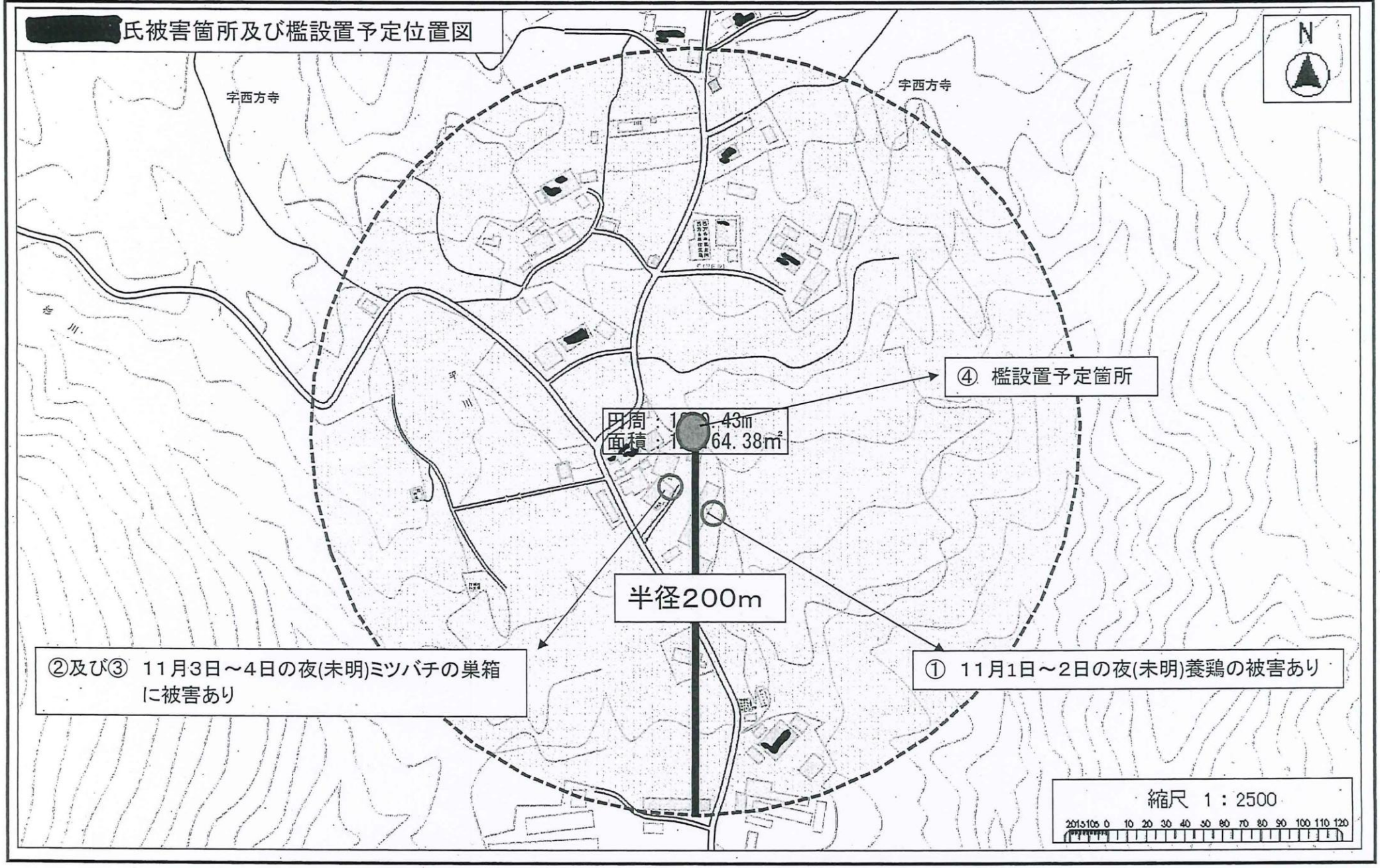
[redacted]氏被害箇所及び檻設置予定位置図
宇西方寺
宇西方寺
N
④ 檻設置予定箇所
円周：1[illegible].43m
面積：1[illegible]64.38㎡
半径200m
②及び③ 11月3日～4日の夜(未明)ミツバチの巣箱に被害あり
① 11月1日～2日の夜(未明)養鶏の被害あり
縮尺 1：2500

A4

[redacted]氏被害箇所及び檻設置予定位置図

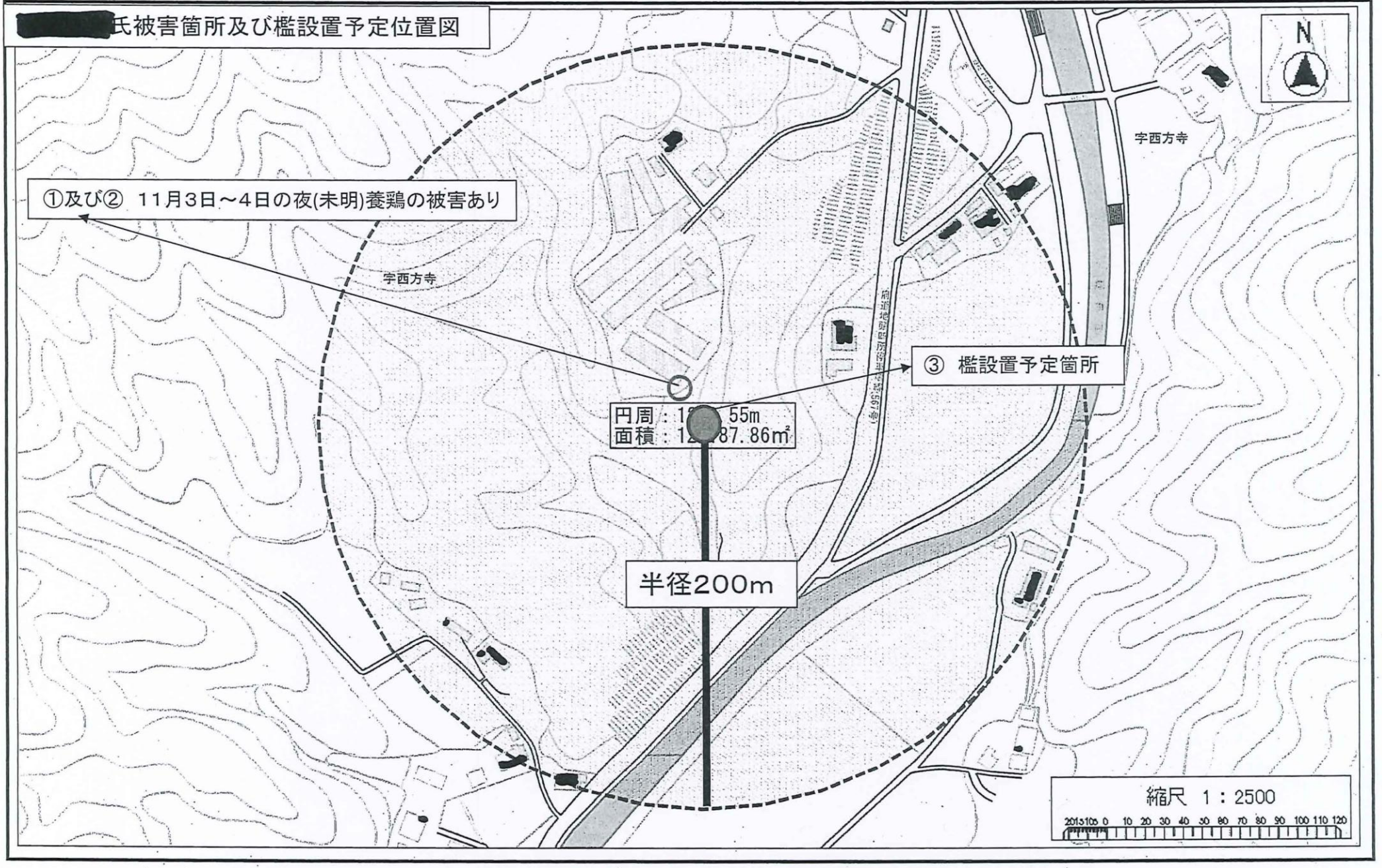

（様式１）

令和４年１０月１３日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　多々見　良三
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　大山　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和４年１０月１３日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	タ タ ミ　リョウゾウ 舞鶴市長　多々見　良三
	電　話 番　号	０７７３－６２－２３００

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 大山地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字大山地内		
※ 捕獲目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第１銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R4.3.18	散弾			
	舞鶴市字余部下[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R3.10.1						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 大山 地内
調査日時	令和４年１０月１３日（木）１０時００分～１１時００分
調 査 者	地元住民２名、中丹広域振興局２名、舞鶴市職員２名
調査結果	■出没情報 ①１０月５日ごろ、[redacted]宅裏手でツキノワグマの糞が発見された。 ②１０月１３日には[redacted]宅前の道路でツキノワグマの糞が発見された。 （調査を実施した日には掃除をされていたため、現物は確認できなかった） ③１０月上旬から集落内の有害鳥獣捕獲檻でツキノワグマが侵入を繰り返しており、調査時にも、檻内部にツキノワグマの足跡と糞が確認できた。 ■現地の状況（経緯も含めて） 当該地域においては、少しずつではあるが民家周辺の柿の木は伐採するなど対策を進めているが、中山間地域に位置していることもあり、住宅周辺でツキノワグマ出没の痕跡が発見される危険な状況となっている。 ■今後の対応 早朝や夜間の出歩きは極力控えることや周辺の有害鳥獣捕獲檻での捕獲を中断していただき、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとする。 しかしながら、誘因物の除去など可能な限り実施しているにも関わらず、出没の痕跡からは、住宅周辺への出没が繰り返えされていると推測でき、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

写真1

場所：舞鶴市字大山

調査日：令和4年10月13日

10月5日ごろ、[redacted]宅裏手でツキノワグマの糞が発見された。

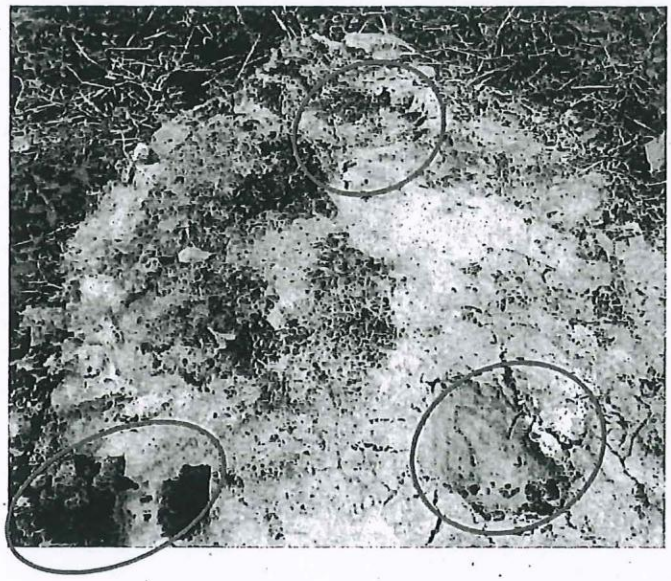

写真2

場所：舞鶴市字大山

調査日：令和4年10月13日

有害鳥獣捕獲檻内部にツキノワグマの足跡と糞が確認できた。

写真3

場所：舞鶴市字大山

調査日：令和4年10月13日

備考
ドラム缶檻設置予定箇所
半径200m以内に人家は2軒

※ 1基ドラム缶檻設置予定

A4

N
③有害獣捕獲檻内部にツキノワグマの
足跡と糞が確認できた。
※檻設置予定地
①10月5日ごろ、[redacted]宅裏手
でツキノワグマの糞が発見された。
10月13日には[redacted]宅前の道路で
ツキノワグマの糞が発見された。
縮尺 1：2500

（様式１）

令和４年１０月　２７日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　多々見　良三
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭		
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　吉田　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和４年１０月２７日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	タタミ　リョウゾウ 舞鶴市長　多々見　良三
	電　話 番　号	０７７３－６２－２３００

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 吉田地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字大山地内		
※ 捕獲目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字和田[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 2頭	第１銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R2.1.19	散弾			
	舞鶴市字余部下[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R3.10.1						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 吉田 地内
調査日時	令和４年１０月２７日（木）１４時００分～１５時００分
調 査 者	地元住民１名（吉田区長）、中丹広域振興局１名、舞鶴市職員２名
調査結果	■出没情報 ①令和４年９月以降、吉田集落周辺のカキがクマに食べられる被害があった。 ②令和４年１０月２７日午前６時３０頃、集落内で犬の散歩をしていた住民がツキノワグマに追いかけられる事象が発生した。 ■現地の状況（経緯も含めて） 当該地域においては、少しずつではあるが民家周辺の柿の木は伐採するなど対策を呼び掛け、可能な範囲で実施をされているが、山が住宅に迫っている地域であるため、根本的な解決が困難である。また、住民が追いかけられる事象も発生しており、人身被害を事前に防ぐために、極めて速やかな対応が求められる。 ■今後の対応 早朝や夜間の出歩きは極力控えることや繰り返し誘因物の除去をしてもらうよう周知していただくことで、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとする。 しかしながら、現時点でも可能な限り対策を実施しているにも関わらず、住民がツキノワグマに追いかけられる事象も発生しており、人身被害発生の危険性が極めて高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

写真1

場所：舞鶴市字吉田

調査日：令和4年10月27日

10月24日ツキノワグマの親子（成獣1頭・幼獣1頭）が木の上に登っている姿が目撃された。

写真2

場所：舞鶴市字吉田

調査日：令和4年10月27日

令和4年10月27日午前6時半ごろ付近を犬の散歩をしていた方がクマに追いかけられる事案が発生した。写真の糞は付近に落ちていたもの（比較的新しいものと思われる）。

写真3

場所：舞鶴市字吉田

調査日：令和4年10月27日

10月24日ツキノワグマの親子（成獣1頭・幼獣1頭）が木の上に登っている姿が目撃された。

写真4

場所：舞鶴市字吉田

調査日：令和4年10月27日

10月17日ツキノワグマ成獣1頭が木の上に登っている姿が目撃された。

写真5

場所：舞鶴市字吉田

調査日：令和4年10月27日

捕獲檻設置場所
今回2頭申請する必要があるため、写真手前と奥に一基ずつ設置予定

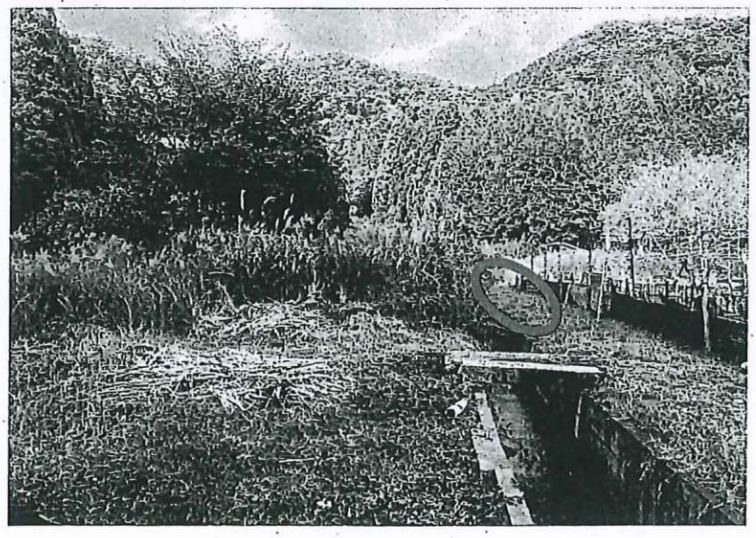

写真6

場所：舞鶴市字吉田

調査日：令和4年10月27日

檻設置場所を遠近で撮影。

A4

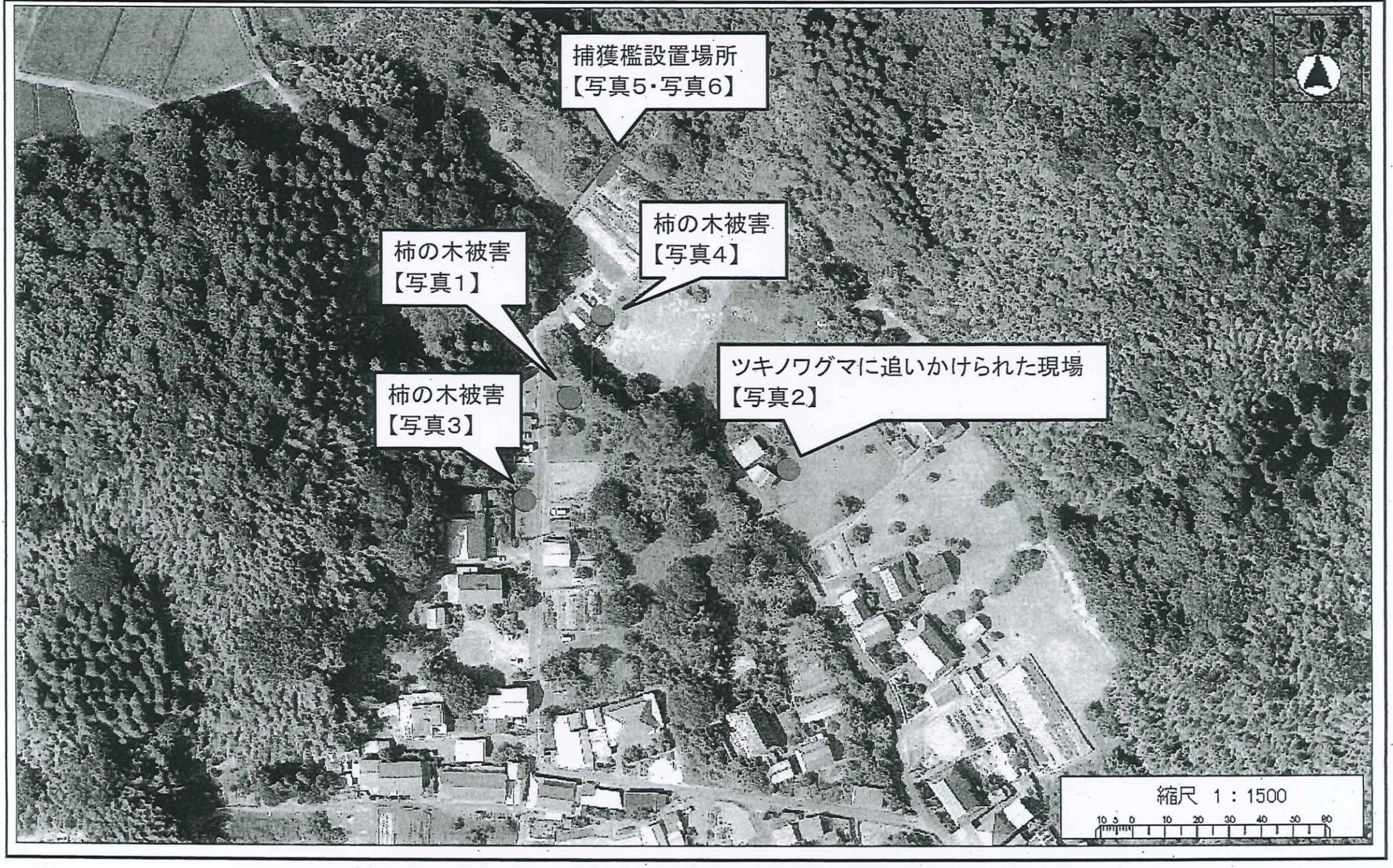
捕獲檻設置場所
【写真5・写真6】
柿の木被害
【写真4】
柿の木被害
【写真1】
ツキノワグマに追いかけられた現場
【写真2】
柿の木被害
【写真3】
縮尺 1：1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60

（様式１）

令和４年１１月２８日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　多々見　良三
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　西方寺　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和４年１１月２８日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	タ タ ミ　リョウゾウ 舞鶴市長　多々見　良三
	電　話 番　号	０７７３－６２－２３００

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 西方寺地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字西方寺地内		
※ 捕獲目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字西方寺[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 2頭	第１銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R2.4.9	散弾			
	舞鶴市字余部下[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R3.10.1						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 西方寺 地内
調査日時	令和４年１１月２７日（日）１４時００分～１５時００分
調 査 者	地元住民１名、市職員１名、京都府職員３名
調査結果	■現地の状況（経緯も含めて） １１月２７日早朝に[redacted]氏が管理する鶏舎にクマが侵入し、飼養している鶏が食害にあった。 以上の報告を[redacted]氏より受け、上記の調査者立会のもと現地調査を実施した（現地の状況写真は別紙2に添付）。 【出没位置図等については別紙1、別紙2に詳細あり】 ■今後の対応 地域には鶏舎の戸締り徹底やクマ用電気柵の設置による防除対策を実施していただき、早朝や夜間の出歩きを極力控える等、ツキノワグマと出合わないようにも努めていただく。 しかし、以前からクマによる同様の被害が発生しており、同一の個体である可能性があること、肉の味を覚えた個体が人への関心を持つ可能性がある（近隣住民に人身被害が発生する危険性が高いと考えられる）ことから、自治会から要請を受け、京都府に対し捕獲申請をするものである。

写真1

場所：舞鶴市字西方寺

調査日：令和4年11月27日

鶏舎内で食害あった鶏

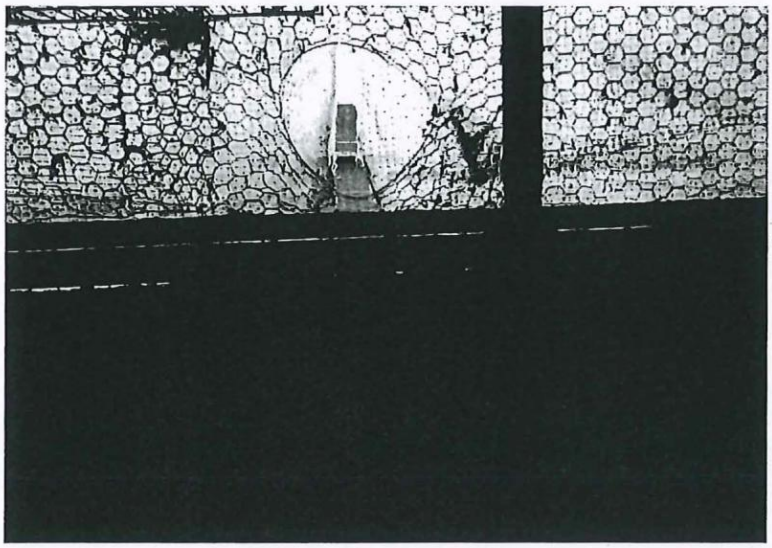

写真2

場所：舞鶴市字西方寺

調査日：令和4年11月27日

ツキノワグマによって鶏舎にあけられた穴（内側から）

写真3

場所：舞鶴市字西方寺

調査日：令和4年11月27日

ツキノワグマによって鶏舎にあけられた穴（外側から）

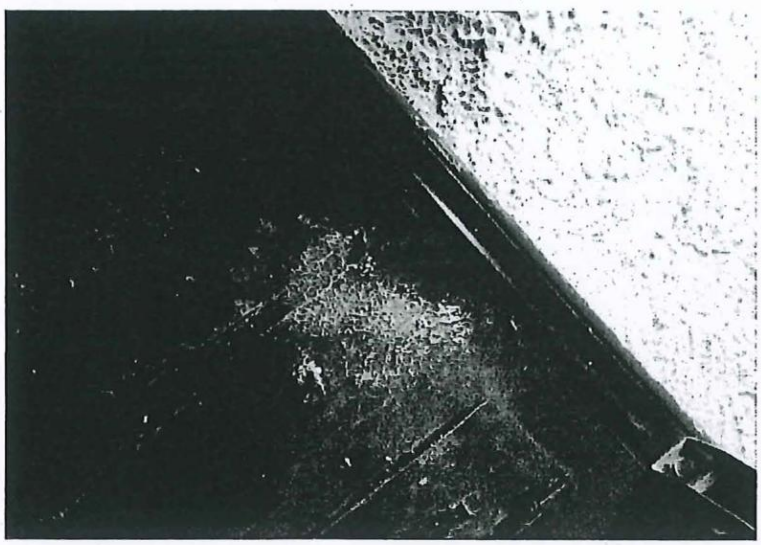

写真4

場所：舞鶴市字西方寺

調査日：令和4年11月27日

鶏舎内の運搬台車に残されたツキノワグマの足跡

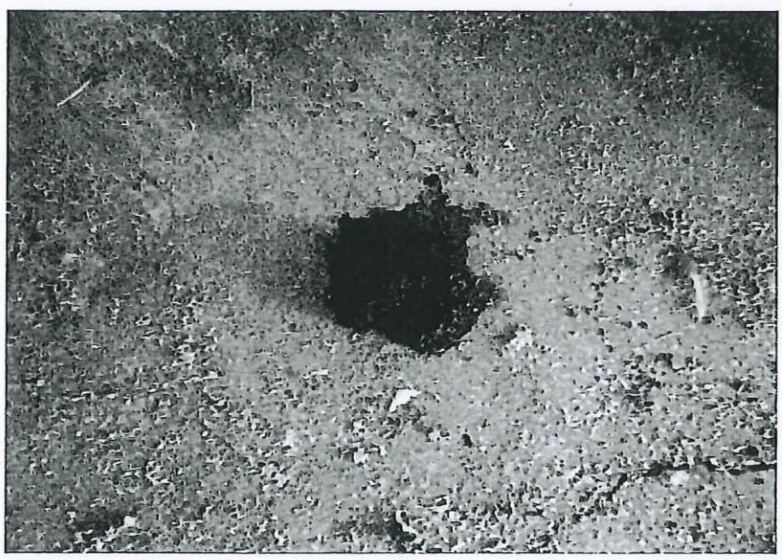

写真5

場所：舞鶴市字西方寺

調査日：令和4年11月27日

鶏舎内に残されたツキノワグマの糞

写真6

場所：舞鶴市字西方寺

調査日：令和4年11月27日

檻設置場所
（半径200mに民家は1軒）

A4

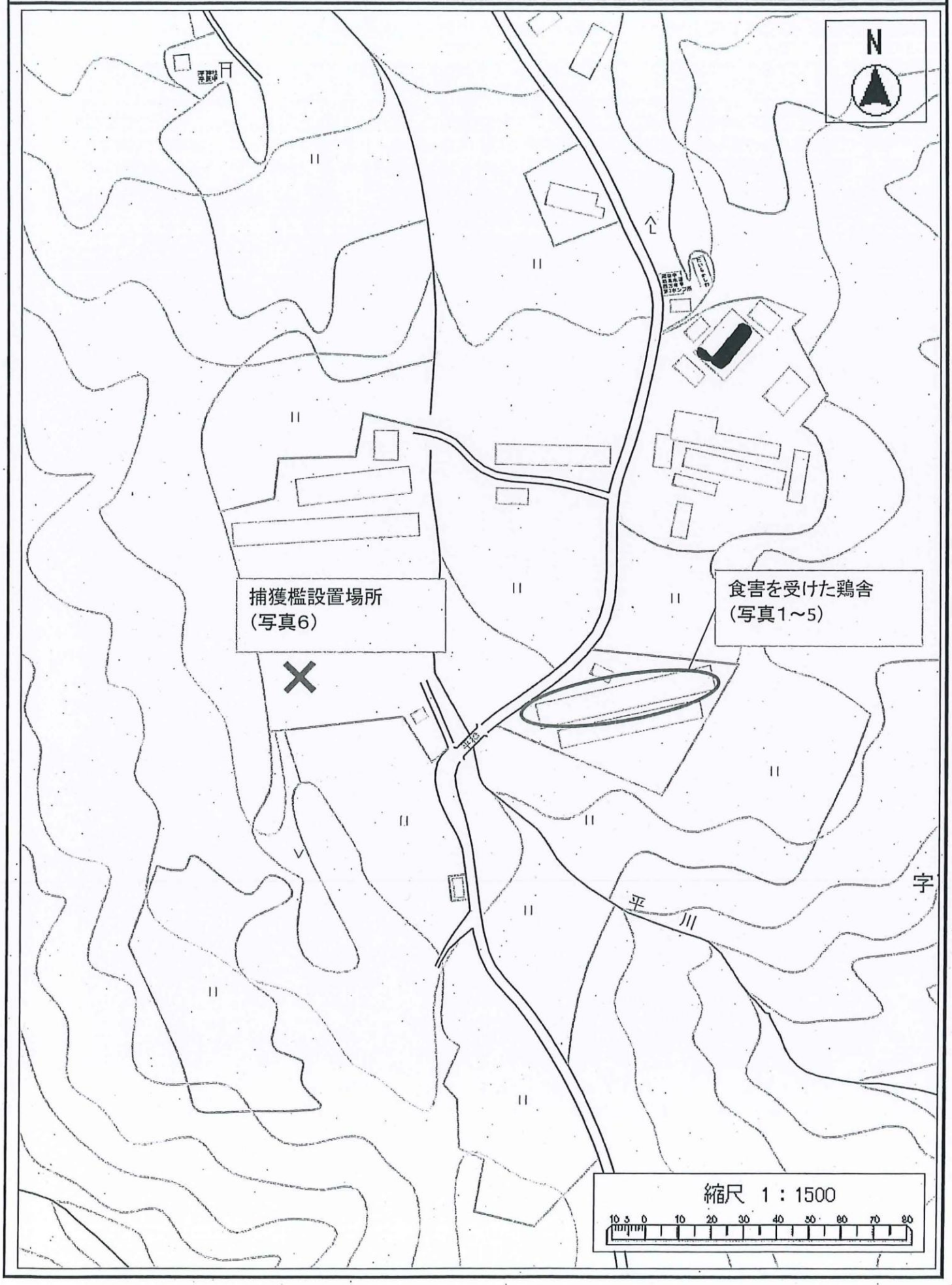

（様式１）

令和４年１１月３０日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　多々見　良三
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　瀬崎　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和４年１１月３０日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	タタミ　リョウゾウ 舞鶴市長　多々見　良三
	電　話 番　号	０７７３－６２－２３００

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 瀬崎地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から1ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字瀬崎地内		
※ 捕獲目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R4.3.18	散弾			
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R2.8.3	散弾			
	舞鶴市字余部下[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R3.10.1						

注1　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注2　記名押印又は自署。
注3　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注4　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 瀬崎 地内
調査日時	令和４年１１月２８日（月） ９時３０分～１０時００分
調 査 者	地元住民１名、市職員２名
調査結果	■出没情報 １１月２２日頃、正伝寺付近でツキノワグマの糞が発見された。（２箇所あり） １１月以降には、正伝寺付近のミカン畑でもクマの出没の形跡があった。 （調査時点では、糞などの形跡は確認できなかった） １１月２２日前後に、狩猟者がシカ捕獲用に設置している箱ワナが倒されており、付近ではツキノワグマの足跡や爪痕も確認できた。 ■現地の状況（経緯も含めて） 当該地域においては、ミカン栽培が盛んであり、その周辺でクマの痕跡が確認でき、ミカンを食べたものと考えられる糞が複数確認されている。 一部のミカン畑では電気柵を設置するなど、防除対策を実施しているが、地形的な要因もあり、全てのミカン畑での防護柵は困難な状況である。 調査時点において、住宅付近での目撃情報はなかったが、当該地域は中山間地域であり、今後の住宅周辺へのツキノワグマの出没も懸念される。 ■今後の対応 誘因物であるミカンはそのほとんどが出荷用に栽培されているものであり、除去することは困難である。そのような中、電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、広範囲かつ山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられる。 また、早朝や夜間の出歩きは極力控えるなどツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくよう対策も要請するが、今後ミカン収穫の最盛期を迎える時期であり、引き続き出没が繰り返えされると推測でき、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

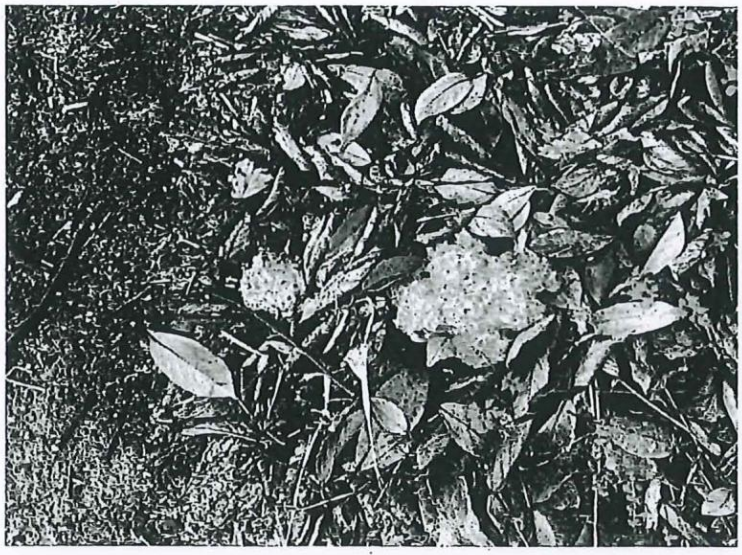

写真1

場所：舞鶴市字瀬崎

調査日：令和4年11月28日

正伝寺付近で発見された糞①

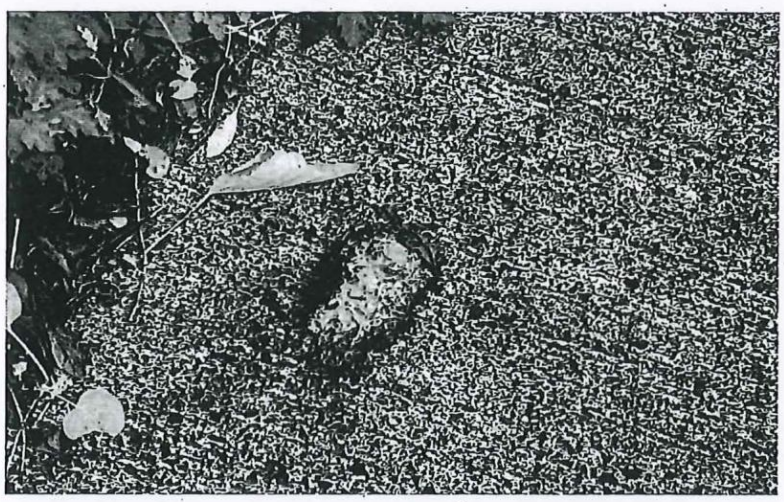

写真2

場所：舞鶴市字瀬崎

調査日：令和4年11月28日

正伝寺付近で発見された糞②

写真3

場所：舞鶴市字瀬崎

調査日：令和4年11月28日

ツキノワグマの足跡

写真4

場所：舞鶴市字瀬崎

調査日：令和4年11月28日

足跡の付近で確認された糞

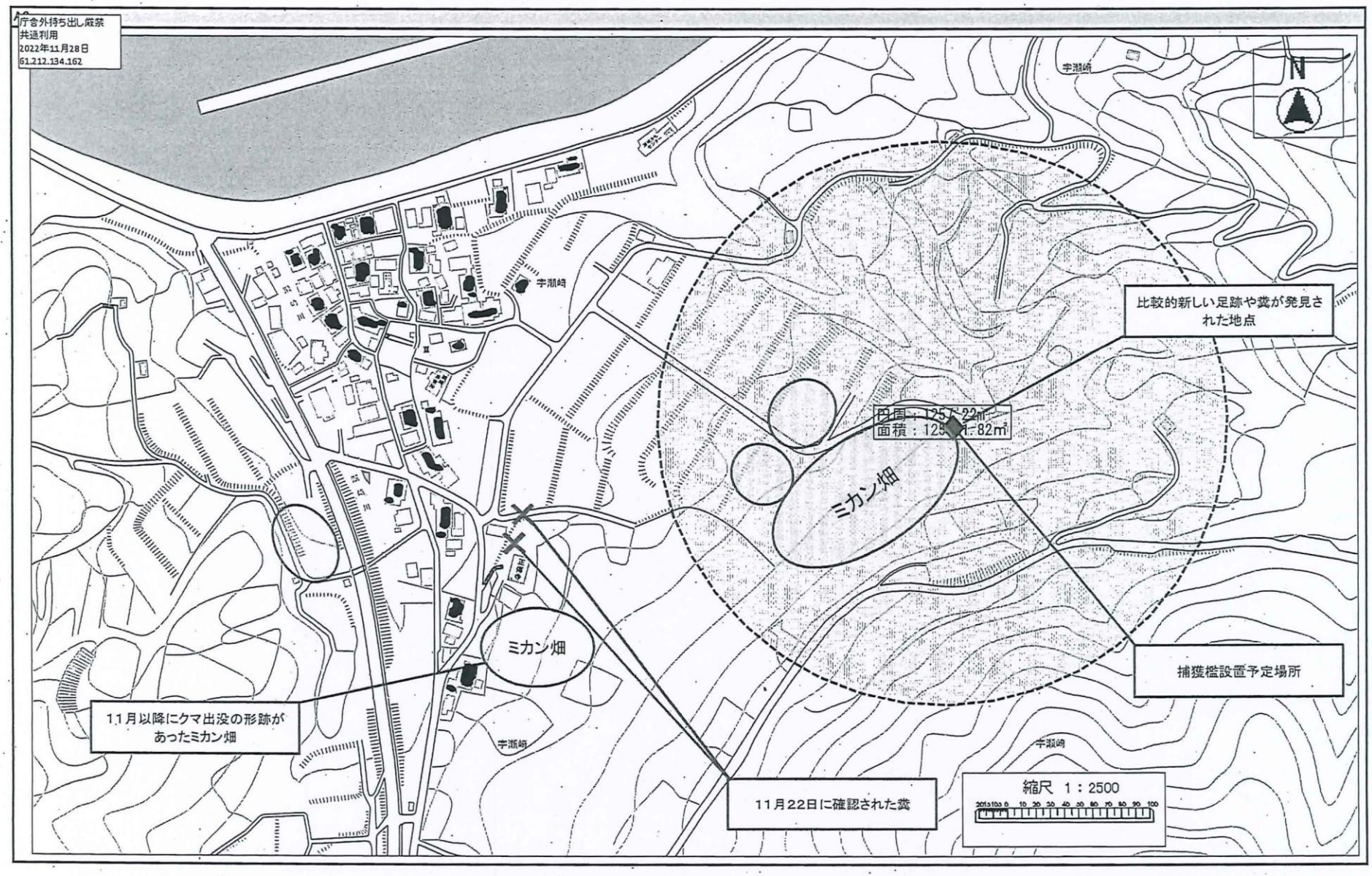
庁舎外持ち出し厳禁
共通利用
2022年11月28日
61.212.134.162
宇瀬崎
宇瀬崎
宇瀬崎
宇瀬崎
ミカン畑
ミカン畑
比較的新しい足跡や糞が発見された地点
捕獲檻設置予定場所
11月以降にクマ出没の形跡があったミカン畑
11月22日に確認された糞
縮尺 1：2500
N

（様式１）

令和５年６月２８日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭		
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　白杉　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和５年６月２８日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモタ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 白杉地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字白杉地内		
※ 捕獲目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市清美ヶ丘[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 2頭	第１銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R4.1.17 R5.1.17	散弾 ライフル			
	舞鶴市字和田[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R5.1.19	散弾			
	舞鶴市字野村寺[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R5.6.27 R3.6.27	散弾			
	舞鶴市字余部下[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R3.10.1						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 白杉 地内
調査日時	令和５年６月２６日（月）９時００分～１０時００分 令和５年６月２７日（火）９時００分～９時３０分
調 査 者	６／２６：地元住民１名、市職員１名 ６／２７：府職員２名、市職員１名
調査結果	■出没情報 ６月２５日深夜頃、ツキノワグマ２頭を住民の方が目撃。山沿いのビワの木を中心に４～５時間ほど周辺に出没しとどまっていた。（別添写真台帳及び図面参照） また、６月２５日以前にも市への報告は上げていないもののツキノワグマが複数回目撃されている。 ■現地の状況（経緯も含めて） 当該地域においては、ビワの木が自生しており、その周辺でクマの痕跡（爪痕等）が確認できる。 本地域は山際が道路沿いまでせり出しているため防護柵による防除は困難な状況である。また、ビワの木も所有者が不明なため伐採も困難な状況である。 また、当該地域は中山間地域であり、今後住宅周辺へのツキノワグマの出没も懸念される。 ■今後の対応 誘因物であるビワはそのほとんどが山際に自生しているため、除去することは困難である。そのような中、電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられる。 また、早朝や夜間の出歩きは極力控えるなどツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくよう対策も要請するほか、山際に自生しているビワについては地域で回収していただくよう要請する。現在ビワが最盛期を迎える時期であり、引き続き出没が繰り返えされると推測でき、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

写真1（①）

場所　舞鶴市字白杉地内

日時

ツキノワグマがビワの木に登った痕跡（クマ棚）

写真2（①）

場所　舞鶴市字白杉地内

日時

ツキノワグマがビワの木に登った痕跡（爪痕）

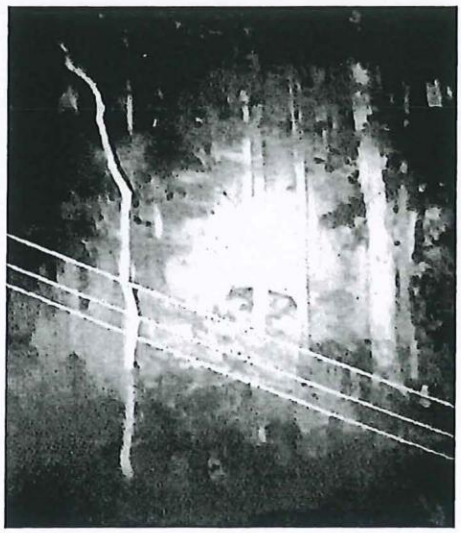

写真3（②）

場所　舞鶴市字白杉地内

日時　令和5年6月26日
午前0時頃

ツキノワグマ2頭が目撃された。
（1頭目）

写真4（②）

場所　舞鶴市字白杉地内

日時　令和5年6月26日
午前0時頃

ツキノワグマ2頭が目撃された。
（2頭目）

写真5（③）

場所　舞鶴市字白杉地内

日時　令和5年6月26日
午前0時頃

山の中へ上がっていくところを目撃。山へ上がっていく前は付近にあったビワの木に登っていた。

写真6

場所　舞鶴市字白杉地内

日時

檻設置予定場所（2基）

A4

檻設置場所:赤
ビワの木位置図:
①～③:写真台帳とリンク
檻設置予定場所
1
2
3
縮尺 1:1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80

（様式１）

令和５年７月３１日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　野原　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和５年７月３１日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	ｶﾓﾀﾞ　ｱｷﾂ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 野原地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から1ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字野原地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 2頭	第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R4.3.18	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R2.9.1	[redacted] [redacted] [redacted]	R4.6.11 R5.6.11 R4.1.13	散弾			
	舞鶴市字余部下[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R3.10.1						

注1　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注2　記名押印又は自署。
注3　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注4　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 野原 地内
調査日時	令和５年７月２７日（木）９時３０分～１０時３０分
調 査 者	野原区長、市職員２名
調査結果	■出没情報 ７月２６日及び７月２５日深夜にかけてツキノワグマが複数回にわたって複数頭目撃された。（別添写真及び図面参照） ７/２５　２３時３０分頃：ツキノワグマ２頭（成獣）が目撃された。 ７/２６：ツキノワグマ１頭（成獣）が目撃された。 また７月２５日以前にも市への報告はあげていないものの複数回目撃されている。 ■現地の状況（経緯も含めて） 当該地域においては、周辺部に誘因物等は見当たらないものの、集落の入り口であり交通量も多い場所である。また現在は海水浴目的で多数の観光客が訪れる為今後目撃だけではとどまらず、人身被害が発生する可能性も懸念される。 ■今後の対応 クマ出没箇所周辺にはツキノワグマ出没注意看板の設置等を通して、周辺住民や観光客への情報周知に努める。また、目撃があった際には舞鶴市へ報告をしていただくよう指導を行う。また、目撃場所とは少し離れた位置で有害鳥獣捕獲檻も稼働していたことから誘因物となる米ぬかの除去や檻を閉めていただくよう檻設置者へ要請する。 現在多くの観光客が訪れる時期でもあり、人身被害発生の危険性が高いことから地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

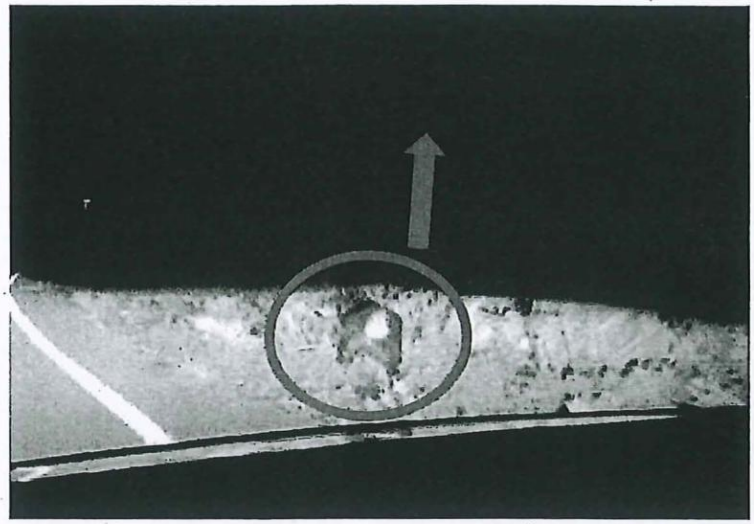

写真1(①)

場所　舞鶴市字野原

日時　令和5年7月26日

21:00頃
ツキノワグマ成獣1頭が目撃された。
※山の方へ逃げていった。

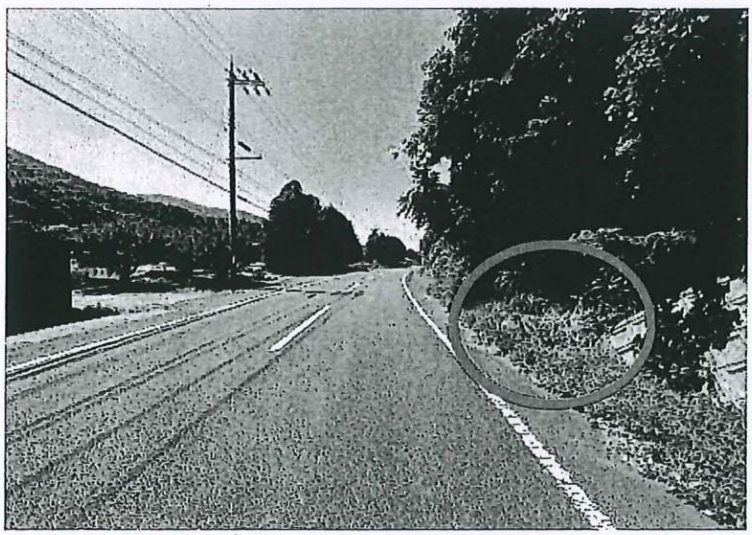

写真2(①)

場所　舞鶴市字野原

日時

目撃場所詳細

写真3(①)

場所　舞鶴市字野原

日時

目迎場所(広域)

写真4（②）

場所　舞鶴市字野原

日時

ツキノワグマ注意看板
※集落の入り口に設置

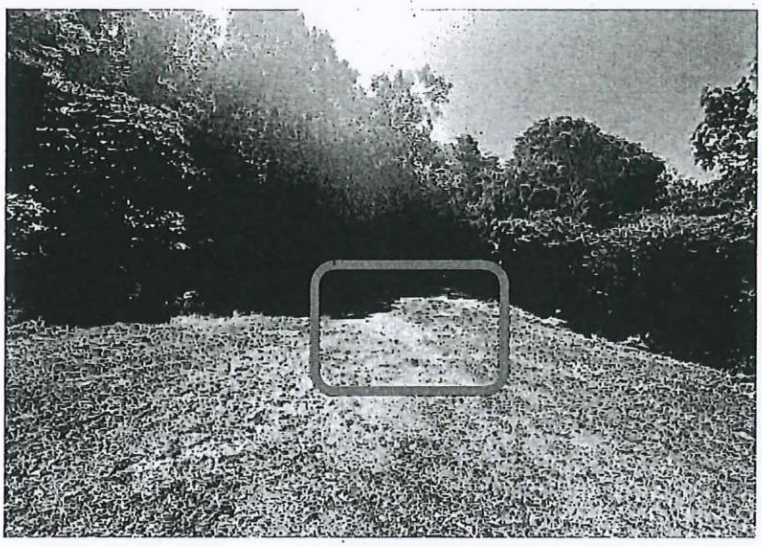

写真5（③）

場所　舞鶴市字野原

日時

捕獲檻設置場所詳細
※2基設置予定

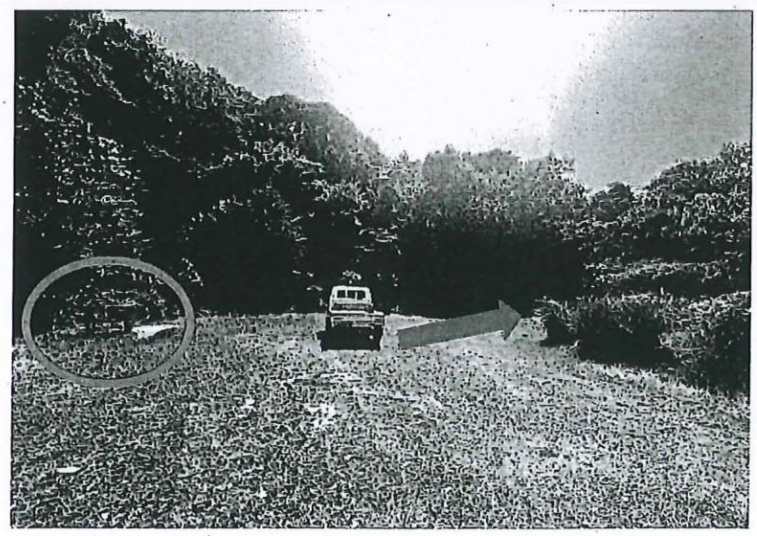

写真6（③）

場所　舞鶴市字野原

日時

捕獲檻設置場所広域
※2基設置予定
※青丸：イノシシ・シカ用捕獲檻
※捕獲檻は使用しないよう檻設置者に要請済

A4

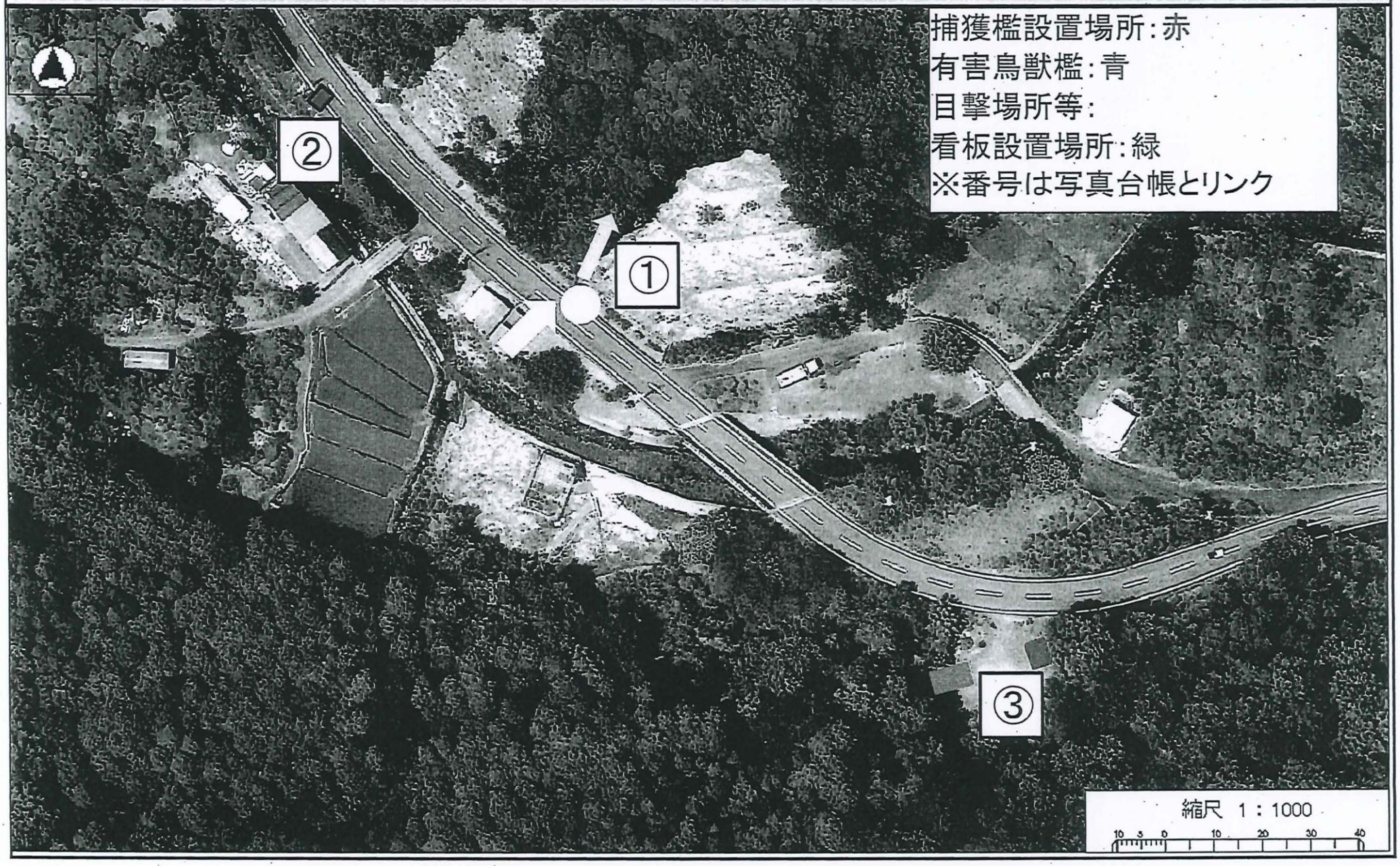
捕獲檻設置場所：赤
有害鳥獣檻：青
目撃場所等：
看板設置場所：緑
※番号は写真台帳とリンク
①
②
③
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20 30 40

（様式１）

令和５年８月２１日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字佐波賀（上佐波賀地区）地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和５年８月２１日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字佐波賀（上佐波賀地区）地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、図又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から1ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字上佐波賀地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 2頭	第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted] [redacted]	R4.6.11 R5.6.11 R4.1.13	散弾			
	舞鶴市字余部下[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R3.10.1						

注1　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注2　記名押印又は自署。
注3　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注4　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字佐波賀（上佐波賀地区）地内
調査日時	令和５年８月１４日　９：３０～１０：３０
調査者	上佐波賀地区農事組合長、市職員１名、府職員２名
調査結果	■出没情報・痕跡等 ８月上旬から８月中旬にかけてツキノワグマの痕跡（糞・クマ棚等）が地域住民によって目撃が多発している。特に８月１０日以降は舞鶴市への報告は上がっていないものの、地域住民によってツキノワグマ親子の目撃が数件発生している。 ・８月１１日（金）：写真②周辺でツキノワグマ成獣１頭幼獣１頭が目撃された。 ・８月１２日（土）：柿の木（写真①）周辺でツキノワグマ幼獣１頭が目撃された。 ・８月１４日（月）：比較的新しい糞が写真②周辺に落ちていた。 ■現地の状況（経緯も含めて） 当該地域においては、住宅に隣接する形で柿の木やビワの木が乱立している。柿の木の伐採やトタン等によって防除していただいているが、山際に住宅が密集しているため防除がしにくい地形である。よって防除だけではなく住宅街に出没するツキノワグマを捕獲し、地域住民の安全を確保する必要がある。 ■今後の対応 クマ出没情報及び捕獲檻設置状況については地域の回覧を通じて情報周知に努める。また、目撃があった際には舞鶴市へ報告をしていただくよう指導を行う。その他にも地域で維持管理を行っている地域管理檻はツキノワグマ捕獲許可期間中には稼働させないよう要請する。 １、２週間後にはクマの好物である柿や栗の季節になることから、地域の要請によって柿や栗が最盛期を迎える前に捕獲を行い地域住民の安全を確保する。

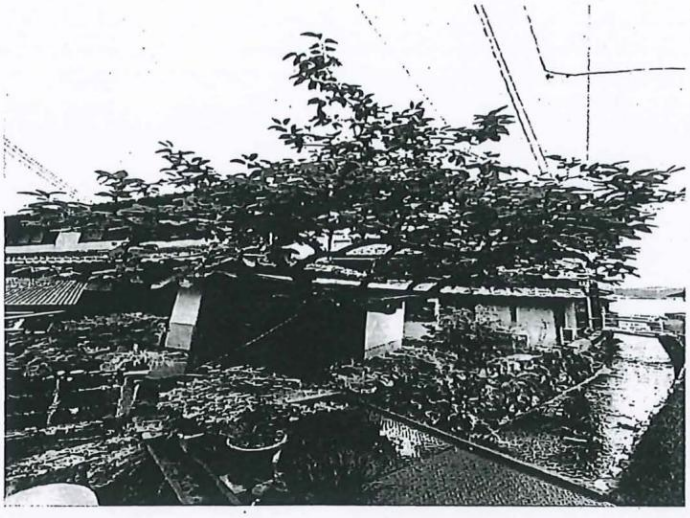

写真1(①)

場所　舞鶴市字佐波賀(上佐波賀地区)

日時　令和5年8月11日

ツキノワグマ幼獣1頭が写真内の柿の木周辺で目撃された。

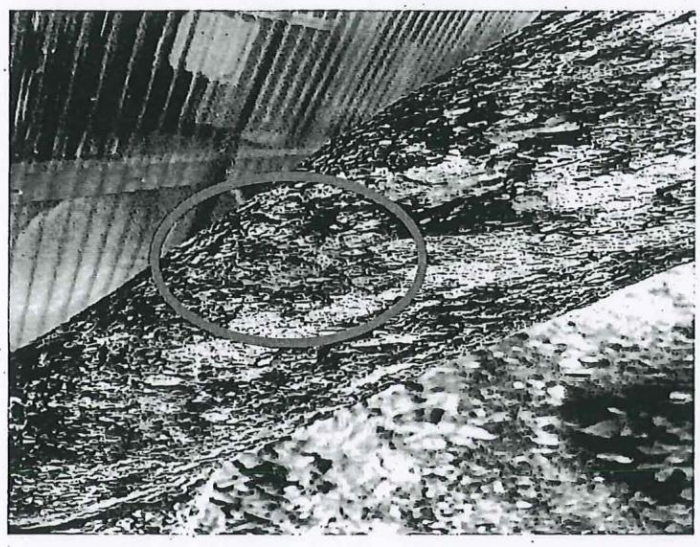

写真2(①)

場所　舞鶴市字佐波賀(上佐波賀地区)

日時　令和5年8月11日

柿の木にはツキノワグマが上ったとされる痕跡を発見した。

写真3(②)

場所　舞鶴市字佐波賀(上佐波賀地区)

日時　令和5年8月14日

道路上にツキノワグマの糞があった。内容物は青柿であり比較的新しいことから14日早朝に出没があったと推測される。

写真4(③)

場所　舞鶴市字佐波賀(上佐波賀地区)

日時

捕獲檻設置場所周辺の柿の木にクマ棚を確認した。

写真5(③)

場所　舞鶴市字佐波賀(上佐波賀地区)

日時

捕獲檻設置場所
※周辺の柿の木は防除していただくよう指導する。

写真6(③)

場所　舞鶴市字佐波賀
(上佐波賀地区)

日時

付近には農事組合が管理をしている檻があり、そちらについても檻を閉めていただくよう要請する、

A4

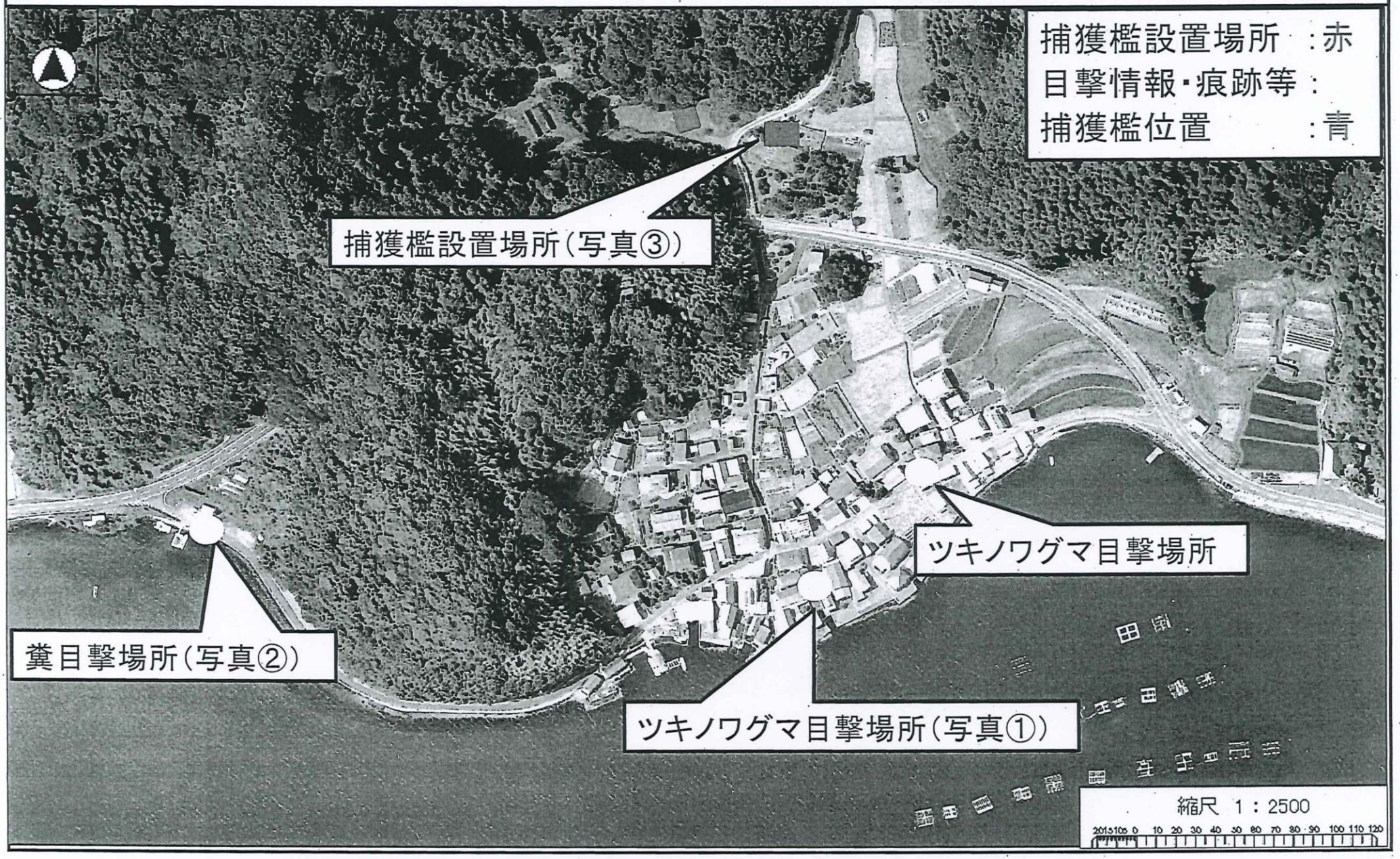
捕獲檻設置場所 ：赤
目撃情報・痕跡等 ：
捕獲檻位置 ：青
捕獲檻設置場所（写真③）
ツキノワグマ目撃場所
糞目撃場所（写真②）
ツキノワグマ目撃場所（写真①）
縮尺 1：2500

（様式１）

令和５年９月１９日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字野原地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和５年９月１９日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字野原地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字野原地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 2頭	第１銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R4.3.18	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted] [redacted]	R4.6.11 R5.6.11 R4.1.13	散弾			
	舞鶴市字余部下[redacted]	公務員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R3.10.1						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字野原地内
調査日時	令和５年９月１３日（水）１４：００～１５：３０
調査者	野原区長・野原副区長・市職員１名
調査結果	■出没情報・痕跡等 捕獲檻設置後（８月上旬から下旬）ツキノワグマの目撃や糞等の痕跡が地域住民によって多数目撃されている。舞鶴市への報告はないものの野原区長へ複数回報告されていた。また捕獲檻回収後も複数回目撃されている。 ・８月２０日　２１：００頃　別添図面（目撃情報No,74）参照 野原駐在所付近でツキノワグマ成獣１頭が目撃された ・８月２５日　別添図面（目撃情報No,75）参照 図面の位置にてツキノワグマの糞が発見された。 ・９月１１日　２３：００頃　別添図面（目撃情報No,76）参照 図面の位置においてツキノワグマ成獣２頭が目撃された。 ■現地の状況（経緯も含めて） 令和５年８月８日から令和５年９月７日にかけて野原地内においてツキノワグマ有害捕獲を実施（捕獲実績なし）したが、集落内でツキノワグマの目撃等が檻設置以降も多発しており、野原区より引き続き捕獲を実施するよう要望があった。 令和５年９月１３日の現地調査により集落内に目撃情報・痕跡・誘因物等多数見受けらたため、人身被害防止の観点からツキノワグマを捕獲し地域住民の安全を確保する必要がある。 ■今後の対応 集落内にツキノワグマの誘因物が多数存在するため、野原区長及び副区長に誘因物の防除や除去を要請する。このほかにもツキノワグマとの遭遇を減らすため、夜間や夕方等の出没が増える時間帯には極力出歩かないよう周知をしていただく。 また、前回に引き続きツキノワグマ注意看板を集落入り口に設置し、地域住民だけではなく地区外から来られる方への周知等も引き続き行っていく。 本案件は柿・栗等の収穫時期を迎えることからツキノワグマの出没が頻発することが推測でき、集落内に誘因物も多数存在するため人身被害の危険性も非常に高いことから地域からの要請により舞鶴市が京都府へ捕獲申請を行う。

写真1

場所　舞鶴市字野原地内

日時　令和5年9月14日

捕獲檻設置場所周辺の栗の木にツキノワグマの爪痕を確認

写真2

場所　舞鶴市字野原地内

日時　令和5年9月14日

捕獲檻設置場所周辺の栗の木にツキノワグマの爪痕を確認

写真3

場所　舞鶴市字野原地内

日時　令和5年9月14日

集落付近の柿の木にツキノワグマの爪痕を確認

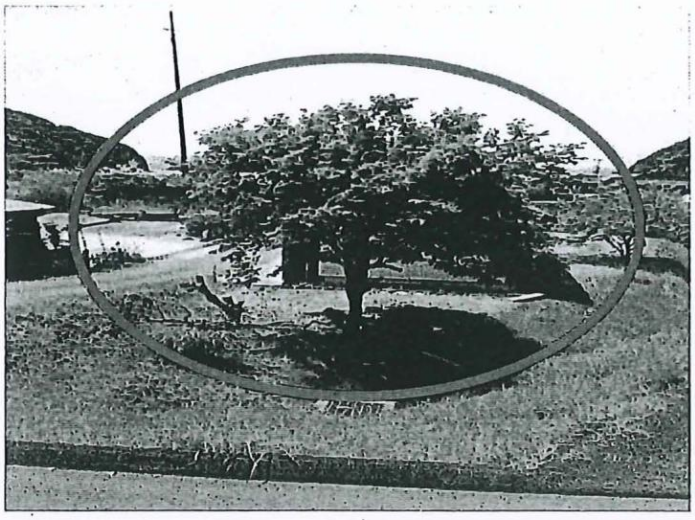

写真4

場所　舞鶴市字野原地内

日時　令和5年9月14日

写真3の柿の木

写真5

場所　舞鶴市字野原地内

日時　令和5年9月14日

ツキノワグマの足跡らしきものを確認

写真6

場所　舞鶴市字野原地内

日時　令和5年9月14日

捕獲檻設置場所

A4

・・・誘因物（柿・栗等）兼痕跡
・・・誘因物（柿・栗等）
・・・目撃・痕跡情報等
（糞目撃も含む）
・・・捕獲檻設置場所
野原駐在所
目撃情報No,74
目撃情報No,76
ツキノワグマ痕跡（写真③・④）
目撃情報
No,75
ツキノワグマ痕跡（写真⑤）
捕獲檻設置場所（写真⑥）
ツキノワグマ痕跡（写真①・②）
縮尺 1：1800

（様式１）

令和５年９月２８日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字神崎地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和５年９月２８日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字神崎地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から1ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字神崎地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字西方寺[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第1銃	[redacted]	京都府	R3. 7. 30	[redacted]	R5. 4. 9	散弾			
											[redacted]	R4. 4. 9	ライフル			
	舞鶴市字大俣[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R3. 7. 30	[redacted]	R2. 11. 13	散弾			
											[redacted]	R2. 11. 13	散弾			
											[redacted]	R3. 5. 26	散弾			
											[redacted]	R2. 11. 13	ライフル			
	舞鶴市字桑飼上[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R3. 7. 30	[redacted]	R3. 4. 1	ライフル			
											[redacted]	R4. 4. 1	散弾			
											[redacted]	R5. 4. 1	散弾			
	舞鶴市字余部下[redacted]	公務員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R3. 10. 1						

注1　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注2　記名押印又は自署。
注3　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注4　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字神崎地内（西神崎地区）
調査日時	令和５年９月２２日（金）１４：００～１５：００
調査者	西神崎区長・西神崎地区住民２名・配達員（接触者）１名・市職員１名
調査結果	■出没情報・痕跡等 令和５年９月２１日３：３０頃新聞配達員がツキノワグマ成獣１頭と徒歩で新聞を配っている際に接触する事案が発生した。（西神崎区長及びクマ接触者より当日朝報告があった。） また令和５年９月１５日頃有害鳥獣捕獲（イノシシ・シカ用）が作動したため次の日に捕獲檻を確認したところ鳥獣の姿はなく、捕獲檻上部に泥のようなものが付着しており、ツキノワグマが脱出したものと推測される。 ・９月２１日　０３：３０頃　別添図面（目撃情報No,81）参照 図面の位置において配達員とツキノワグマによる接触事案が発生した。 ・９月１５日　２０：００頃　別添図面（目撃情報No,82）参照 図面の位置にある捕獲檻にて通報装置が作動し、翌朝捕獲檻上部に泥が付着していた。 ■現地の状況（経緯も含めて） ここ数日は西神崎地内においてツキノワグマの出没は報告されていないが、集落内には柿の木や栗の木またビワの木といった誘因物が多数存在している。 令和５年９月２２日の現地調査により集落内に痕跡、誘因物等多数見受けられたため、人身被害防止の観点からツキノワグマを捕獲し地域住民の安全を確保する必要がある。 ■今後の対応 集落内にツキノワグマの誘因物が多数存在するため、神崎区長及び周辺の住人の方に誘因物の防除や除去を要請する。このほかにもツキノワグマとの遭遇を減らすため、夜間や夕方等の出没が増える時間帯には極力出歩かないよう周知をしていただく。 本案件は柿・栗等の収穫時期を迎えることからツキノワグマの出没が頻発することが推測でき、集落内に誘因物も多数存在するため人身被害の危険性も非常に高いことから地域からの要請により舞鶴市が京都府へ捕獲申請を行う。

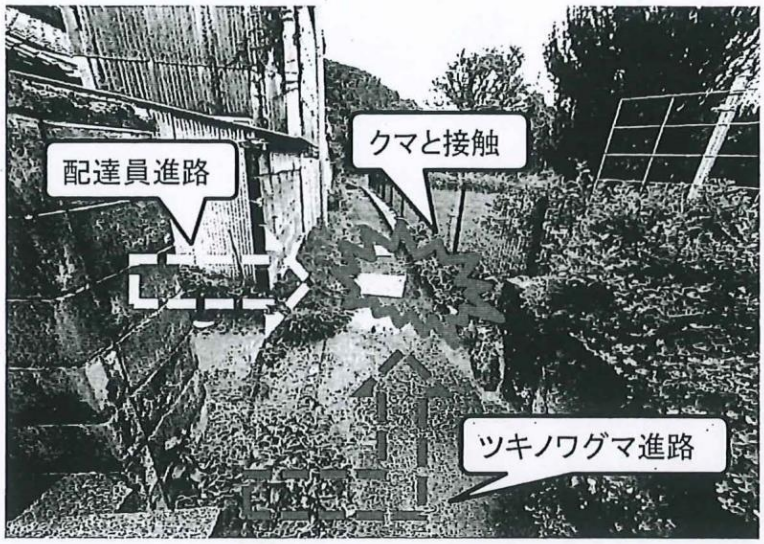

写真1

場所　舞鶴市字神崎地内

日時　令和5年9月22日

令和5年9月21日午前3時ごろ新聞配達中の配達員がツキノワグマ成獣1頭と接触

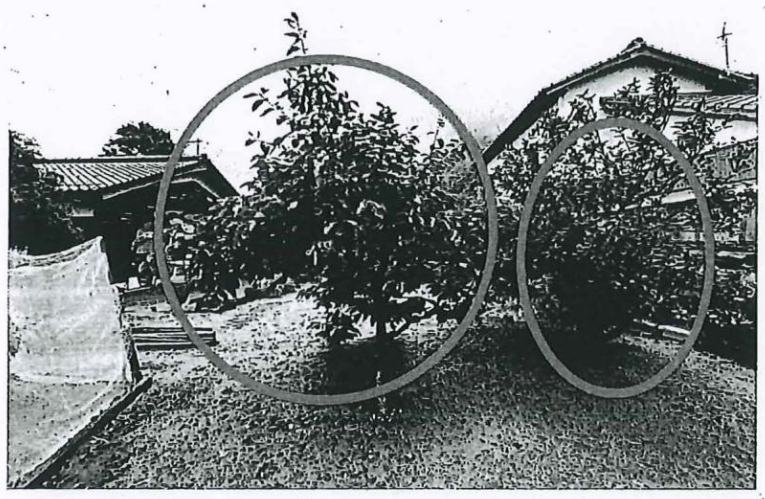

写真2

場所　舞鶴市字神崎地内

日時　令和5年9月22日

ツキノワグマ接触場所周辺に柿の木や柑橘類の木を複数本確認

写真3

場所　舞鶴市字神崎地内

日時　令和5年9月22日

ビワの木にツキノワグマの痕跡を確認

写真4

場所　舞鶴市字神崎地内

日時　令和5年9月22日

有害鳥獣捕獲檻（地域管理檻内）にツキノワグマの痕跡を確認。なお、令和5年9月15日に捕獲檻が閉まる通知がメールに届いたものの翌朝檻に動物は入っていなかった。

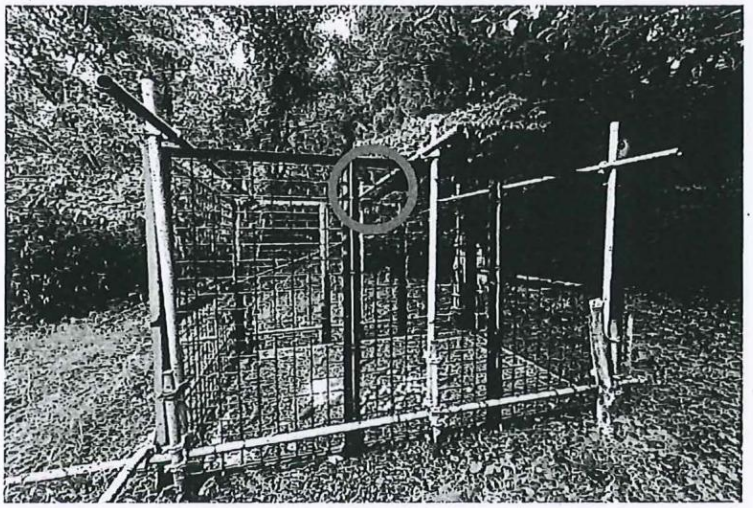

写真5

場所　舞鶴市字神崎地内

日時　令和5年9月22日

捕獲檻全景
なお、地域にはツキノワグマ捕獲活動中はイノシシ等の捕獲を控えていただくよう要請した。

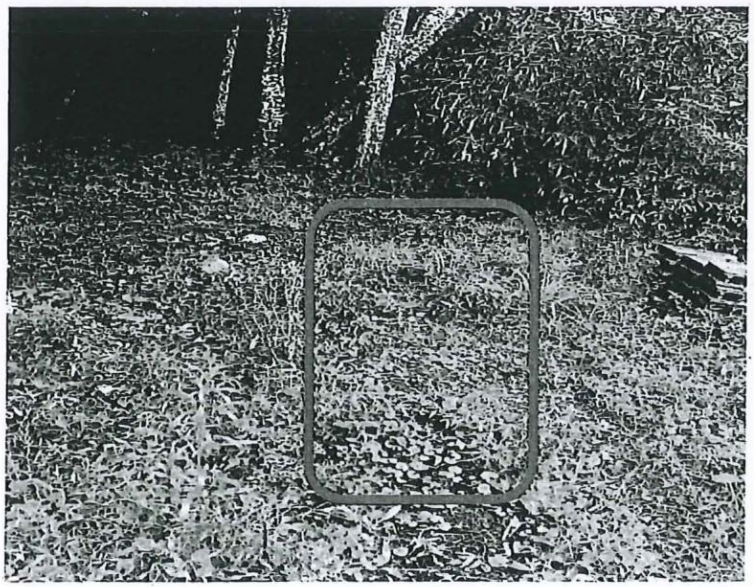

写真6

場所　舞鶴市字神崎地内

日時　令和5年9月22日

捕獲檻設置場所

A4

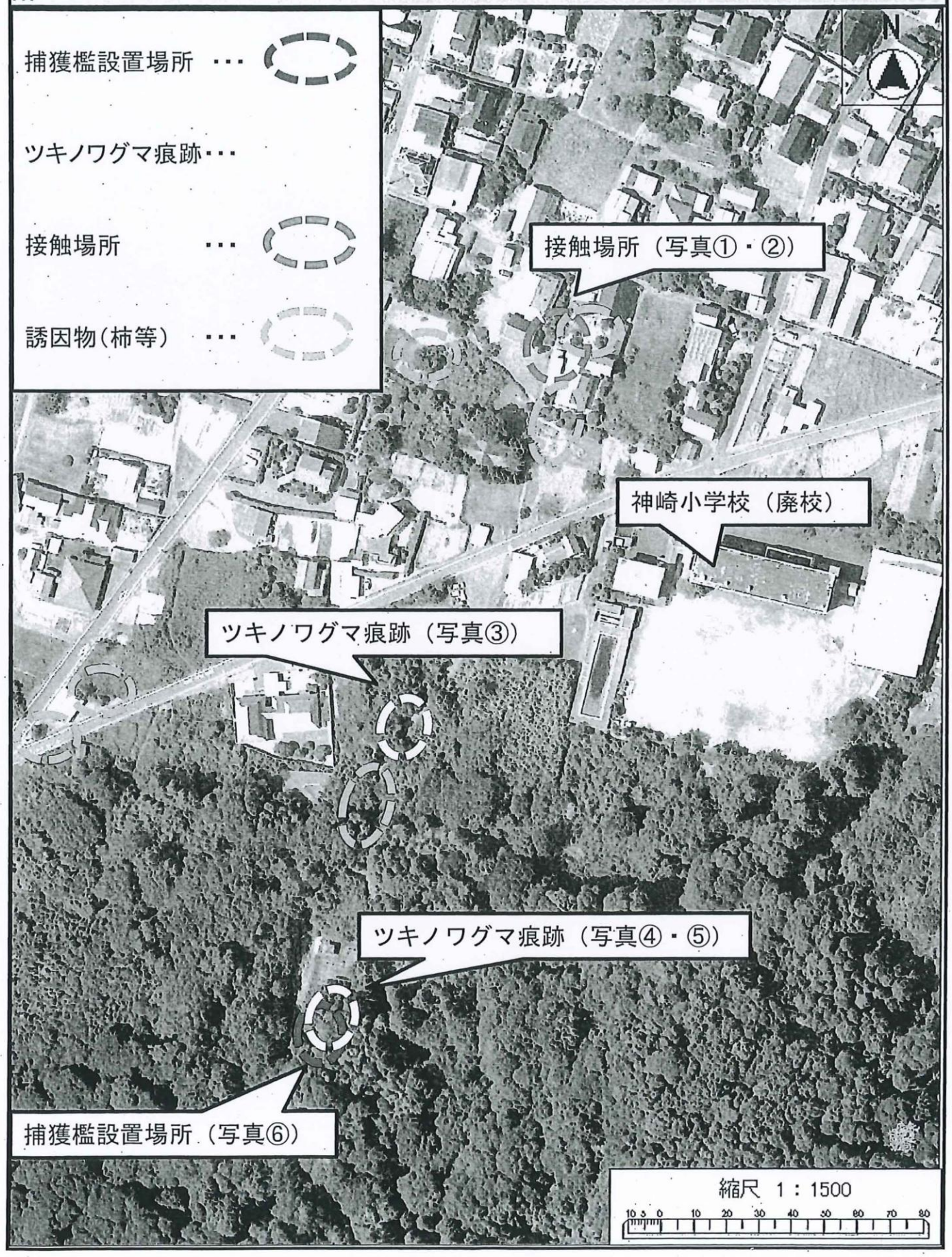
捕獲檻設置場所 ・・・
ツキノワグマ痕跡・・・
接触場所 ・・・
誘因物（柿等） ・・・
N
接触場所（写真①・②）
神崎小学校（廃校）
ツキノワグマ痕跡（写真③）
ツキノワグマ痕跡（写真④・⑤）
捕獲檻設置場所（写真⑥）
縮尺 1：1500

（様式１）

令和６年５月２７日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　田井　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年５月２７日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 田井地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から1ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字田井地内		
※ 捕獲目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 2頭	第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R4.3.18	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted] [redacted]	R4.6.11 R5.6.11 R4.1.13	散弾			
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注1　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注2　記名押印又は自署。
注3　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注4　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 田井 地内
調査日時	令和６年５月２０日（月）１３時３０分～１５時３０分
調 査 者	６／２６：地元住民１名、猟友会員（有害捕獲員）１名、 市職員１名、府職員１名
調査結果	■出没情報 ５月15日、田井地区内水ヶ浦地域でツキノワグマ１頭が同日中に３回目撃された。付近にはニホンジカ１頭の死体が以前より放置されている（人による処理が難しい場所にある）。 ５月19日、田井地区内で地域住民によりクマが目撃された（別添写真台帳及び図面参照）。 また、市への報告はなかったものの、田井地区内水ヶ浦地域では住民が堤防で釣りをしていたところ山側からクマが出没し、堤防から逃げられなくなり、たまたま通りかかった船に助けを求めた事例があった。 ■現地の状況（経緯も含めて） 田井地域側では５月19日にクマが目撃された地点でタケノコの食痕と複数のフンが発見された。水ヶ浦地域側では、ムサシアブミの食痕が多数見られた。なお、ムサシアブミを含むテンナンショウ類はシカ不嗜好性植物であることからシカによる食痕ではないと考えられる。 また、それぞれは食性が異なっていることから少なくとも２頭の別のクマがいると考えられる。目撃情報でも各個体の大きさには差がある。 本地域はリアス式海岸に囲まれた集落であり、あらゆる方向から動物が出入りするため防護柵等による防除は困難である。また、餌となる植物は野草であり無尽蔵に生えているため伐採等の方法も困難である。 また、当該地域は漁村集落であり、定期的に住宅周辺へのツキノワグマの出没も報告されている。 ■今後の対応 誘因物である植物は山中に自生しているため、除去することは困難である。また電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、四方を山林に囲まれ山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられる。

調査結果	また、早朝や夜間の出歩きは極力控えるなどツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくよう対策も要請する。今後、タケノコが取れなくなると、さらに農地や住宅地まで出没範囲を広げる恐れがある。また、同地区は漁村集落であり、出漁時刻の関係から暗い時間帯に外出を控えるということができない住民も一定数おり、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

写真1（①）

場所　舞鶴市字田井地内

日時

ツキノワグマのフン

写真2（①）

場所　舞鶴市字田井地内

日時

ツキノワグマによるタケノコの食痕

写真3（②）

場所　舞鶴市字田井地内

日時

ツキノワグマによるムサシアブミの食痕、写真のものはまだ新鮮であり同日にも出没していたと考えられる。他方で時間が経過し萎びた葉も見られた。

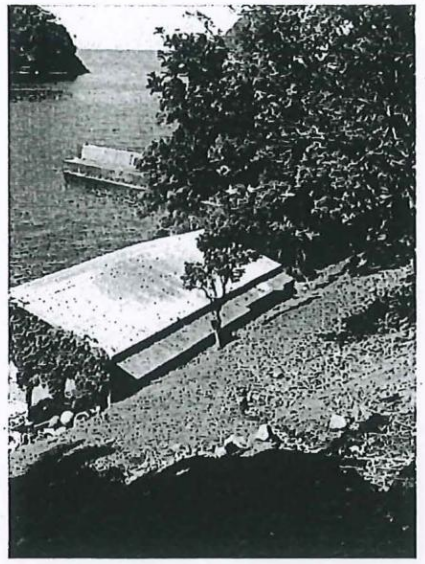

写真4(②)

場所　舞鶴市田井地内

日時

ツキノワグマが山側から出没し、釣り人が堤防から逃げられなくなった場所。なお、写真③の食痕は写真4の撮影地点付近にも多数見られた。

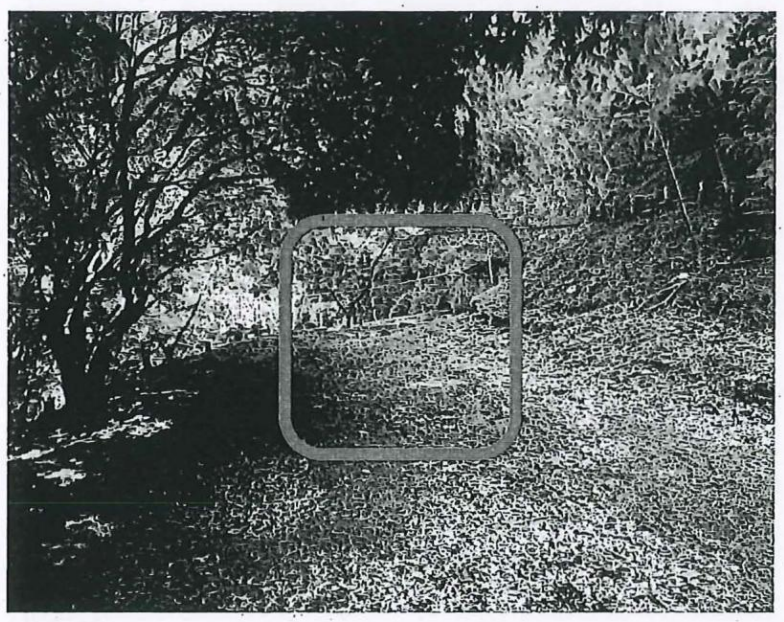

写真5

場所　舞鶴市田井地内

日時

檻設置予定場所(水ヶ浦地域)

写真6

場所　舞鶴市字田井地内

日時

檻設置予定場所(田井地域)

A4

A4

（様式１）

令和６年６月４日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　野原　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年６月４日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	ｶﾓﾀﾞ　ｱｷﾂ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 野原地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字野原地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第１銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R4.3.18	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted] [redacted]	R4.6.11 R5.6.11 R4.1.13	散弾			
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 野原 地内
調査日時	令和６年６月３日（月）１７時３０分～１８時００分
調 査 者	地元住民２名、中丹広域振興局２名、舞鶴市職員２名
調査結果	■出没情報 ①４月中旬頃、日中に野原漁港でツキノワグマ１頭が目撃された。 ②①の翌日、海岸付近にてツキノワグマ１頭が目撃された。 ③６月３日１６時頃、民宿岩崎荘（野原978番地）裏手に網にかかったシカが動けずにいるのを10数メートル先の斜面上からクマが見ているのを住民が発見した。地域住民がロケット花火等を鳴らして山中へ追い払った。 ■現地の状況（経緯も含めて） ４月以降、野原地内の生活圏へ出没する状況が頻発しており、付近の大山地区から野原地区へ続く府道上でも目撃がある（6/3の8時頃）。 誘因物の除去など、地域でも対策を進めているが、中山間地域に位置していることもあり、住宅周辺でツキノワグマ出没が今後も予想され、危険な状況となっている。 ■今後の対応 早朝や夜間の出歩きは極力控えることや周辺の有害鳥獣捕獲檻での捕獲を中断していただき、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとする。 また、電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、四方を山林と海に囲まれ山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられるため、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

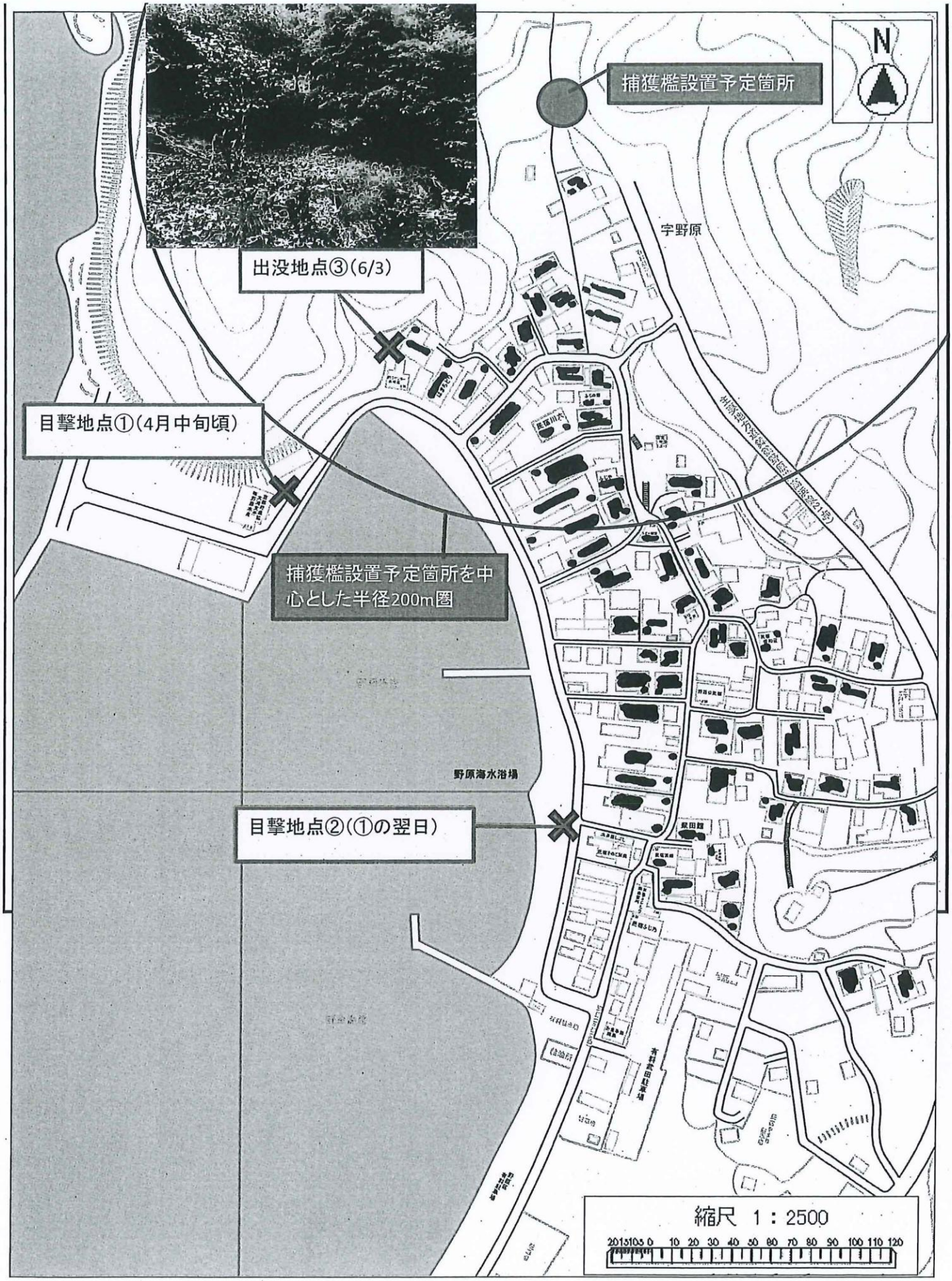
捕獲檻設置予定箇所
N
宇野原
出没地点③(6/3)
目撃地点①(4月中旬頃)
捕獲檻設置予定箇所を中心とした半径200m圏
野原海水浴場
目撃地点②(①の翌日)
縮尺 1：2500
20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

（様式１）

令和６年６月１０日

京都府中丹広域振興局長　様

住　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　青井　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年６月１０日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 青井地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字青井地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字野村寺[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 2頭	第1銃	[redacted]	京都府	R4.9.7	[redacted] [redacted]	R5.6.27 R3.6.27	散弾 散弾			
	舞鶴市清美ヶ丘[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R4.1.17	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 白杉 地内
調査日時	令和６年６月５日（水）１０時００分～１１時００分
調 査 者	地元住民２名、中丹広域振興局１名、舞鶴市職員１名
調査結果	■出没情報 ①５月27日、10時30分ごろ地内の槙山公園でツキノワグマ親子２頭が目撃された。 ②６月２日、海岸にいた釣り人がすぐ後ろの山際にツキノワグマ２頭がいるのを目撃した。 ■現地の状況（経緯も含めて） 上記②の地点では以前も目撃があり、通り道になっていると推測される。また、昨年も白杉地内で２頭の目撃情報があり、ドラム缶オリによる有害捕獲を実施し、１頭のみ捕獲されている。 現時点で誘因物となるものは生えていないにもかかわらず出没していることからも、行動圏として利用されていると考えられる。なお、ふもとには食痕のある柿が自生している。同地は山際のわずかな平地に住宅があり、すぐ海という立地から、出没すればいずれも人間の生活圏のすぐ近くとなるため、危険な状況となっている。 ■今後の対応 早朝や夜間の出歩きは極力控えることや周辺の有害鳥獣捕獲檻での捕獲を中断していただき、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとする。 また、電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、四方を山林と海に囲まれ山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられるため、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

A4

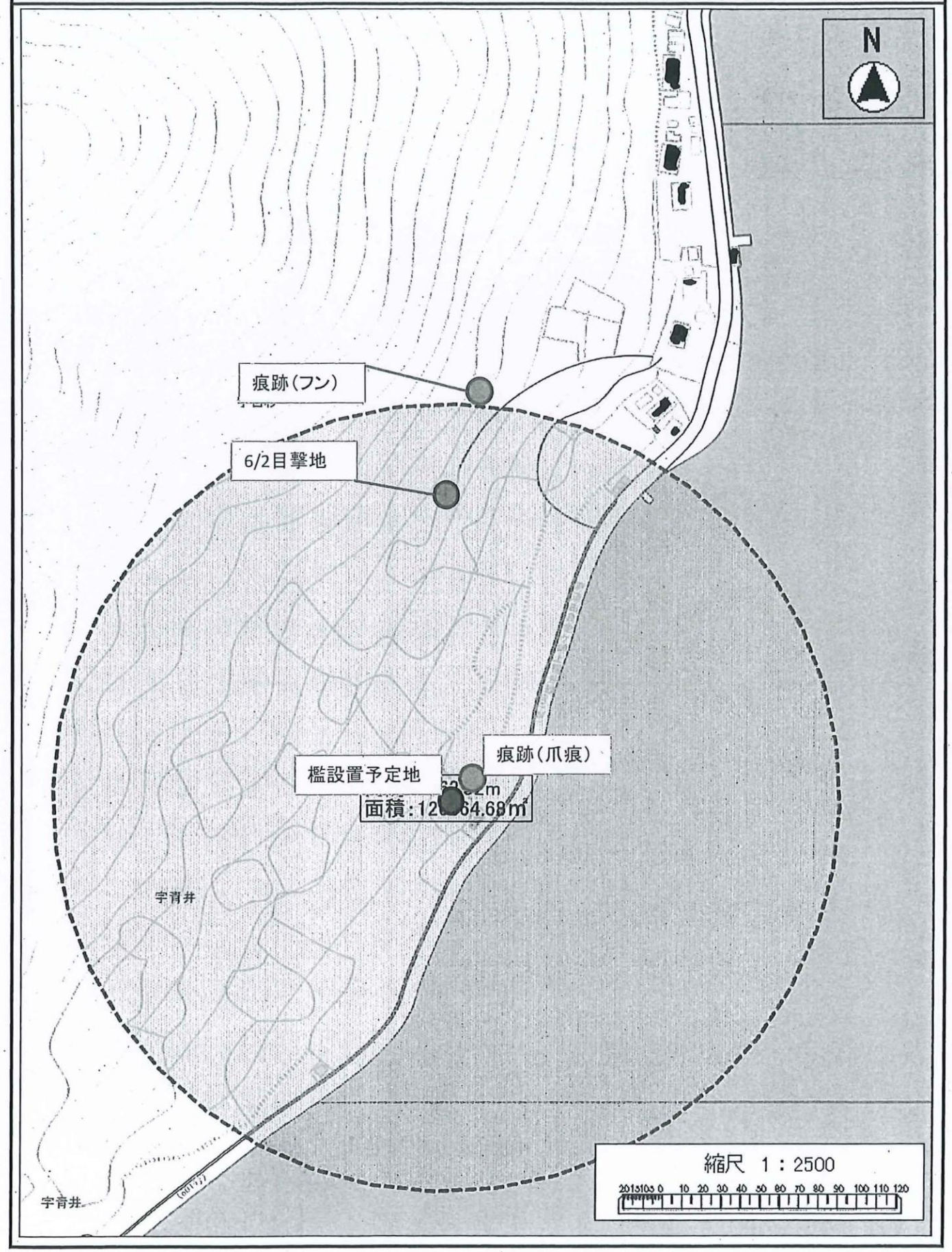
N
痕跡(フン)
6/2目撃地
痕跡(爪痕)
檻設置予定地
面積:12
64.68m²
宇宵井
宇宵井
縮尺 1：2500
20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

【写真】
6/2　目撃箇所

【写真】
フン（痕跡）

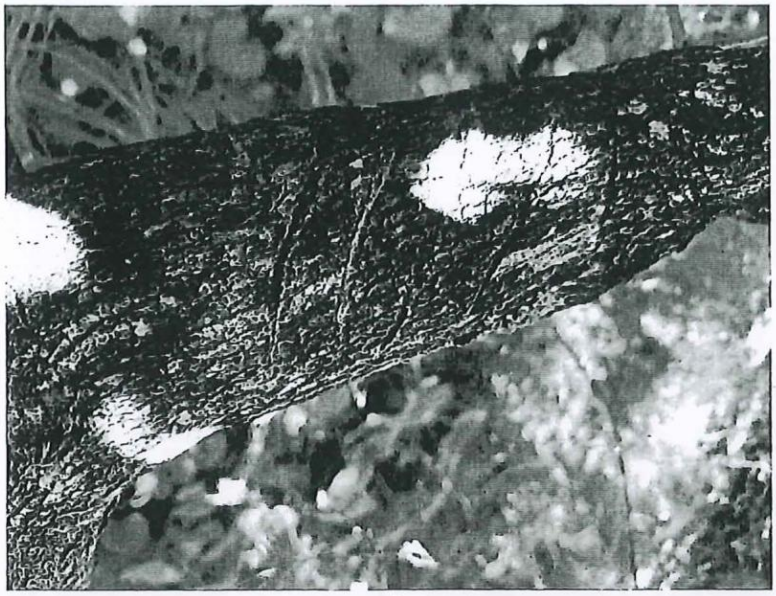

【写真】
柿の木（痕跡）

【写真】
設置予定箇所

（様式１）

令和６年６月１５日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　３頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　千歳・瀬崎　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年６月１５日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　３頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 千歳・瀬崎地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から1ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字千歳・瀬崎地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 3頭	第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R4.3.18	散弾			
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted] [redacted]	R4.6.11 R5.6.11 R6.6.11	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注1　※印欄は、申請者は記入しないでください。

注2　記名押印又は自署。

注3　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。

注4　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 千歳 地内
調査日時	令和６年６月１５日（土）１３時００分～１６時００分
調 査 者	中丹広域振興局１名、舞鶴市職員１名
調査結果	■出没情報 ①６月６日、千歳、親海公園付近でツキノワグマ３頭が目撃され、市職員、府職員、警察等が追い払いや安全確保を実施。 ②６月１５日、舞鶴火力発電所内でクマが目撃される。市職員、府職員、警察署員が追い払いを実施するが発見できず。 ■現地の状況（経緯も含めて） ６月以降、千歳地内の生活圏へ出没する状況が頻発している。 誘因物として、ビワは国有地にあり、直ちに除去することが難しい。発電所内では、腐葉土を掘り返し虫類を捕食している痕跡があり、腐葉土の除去は事実上不可能である。 また、発電所内は大型の機器や液体窒素など、直ちに停止できない機器が多く、クマの出没に対し、速やかな避難ができないため、危険な状況となっている。 ■今後の対応 職員に鈴の携帯などの予防策を呼びかけることは可能と考えるが、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられる。発電所という重要性や危険性の高い施設の運営に支障をきたさないため、また、人身被害発生の危険性が高いことから、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

A4

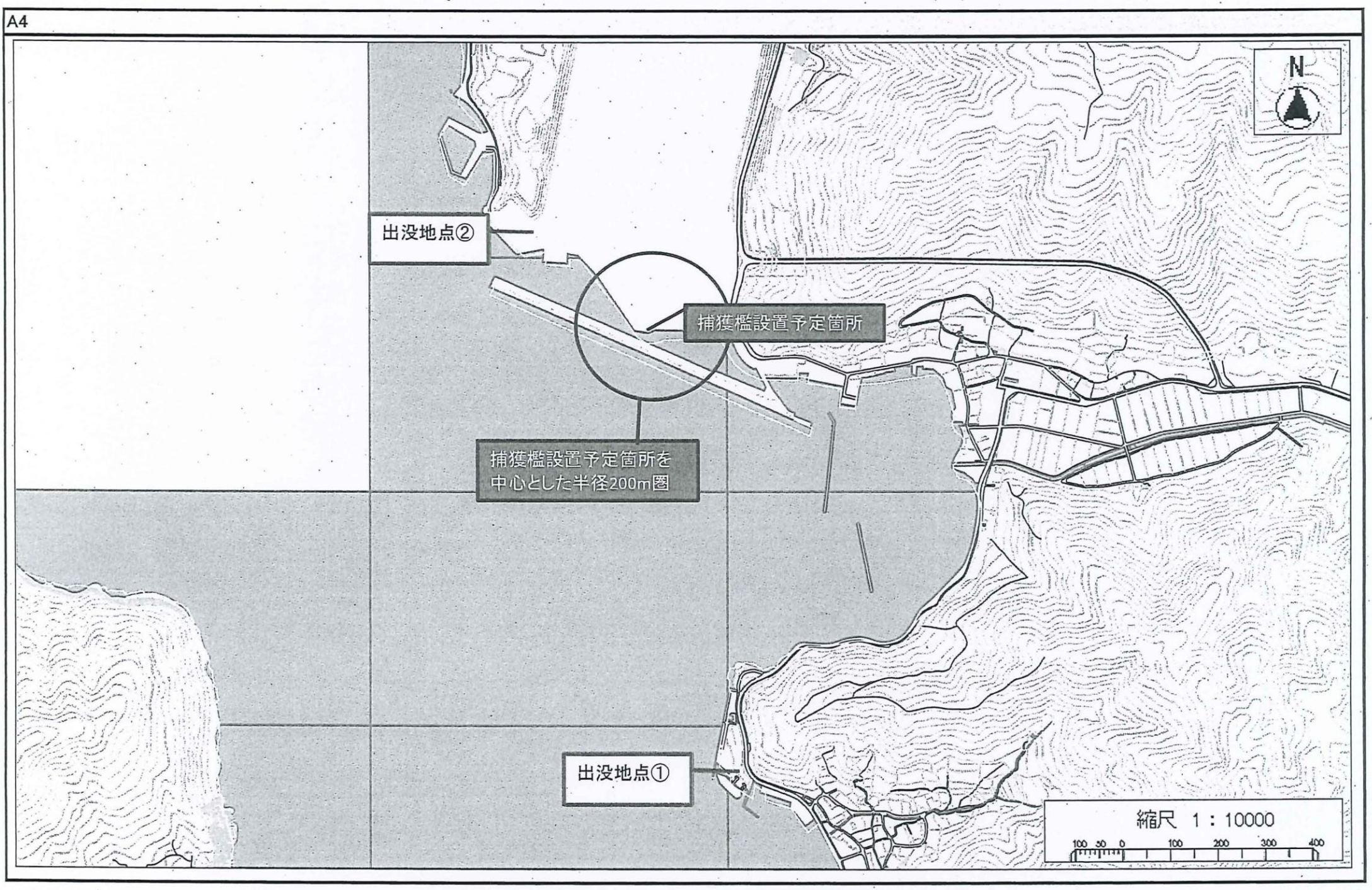
出没地点②
捕獲檻設置予定箇所
捕獲檻設置予定箇所を
中心とした半径200m圏
出没地点①
N
縮尺 1：10000
100 50 0 100 200 300 400

（様式１）

令和６年６月１７日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　野原　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※　許　可　証　交　付　年　月　日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年６月１７日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 野原地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字野原地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R4.3.18	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted] [redacted]	R4.6.11 R5.6.11 R6.6.11	散弾			
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 野原 地内
調査日時	令和６年６月１７日（月）１０時００分～１０時３０分
調 査 者	中丹広域振興局２名、舞鶴市職員２名
調査結果	■出没情報 ①令和６年６月１７日（月）にツキノワグマ１頭をドラム缶檻にて捕獲し、殺処分した。 ②捕獲地点に設置したセンサーカメラには、捕獲当日（６月１７日未明）の捕獲個体と行動を共にしていると思われる個体がもう１頭写っており、殺処分前にも、山中でツキノワグマの気配があり、作業前にロケット花火で追い払いを行った。 ■今後の対応 引き続き、同一地点においてドラム缶檻を設置し、捕獲を試みる。

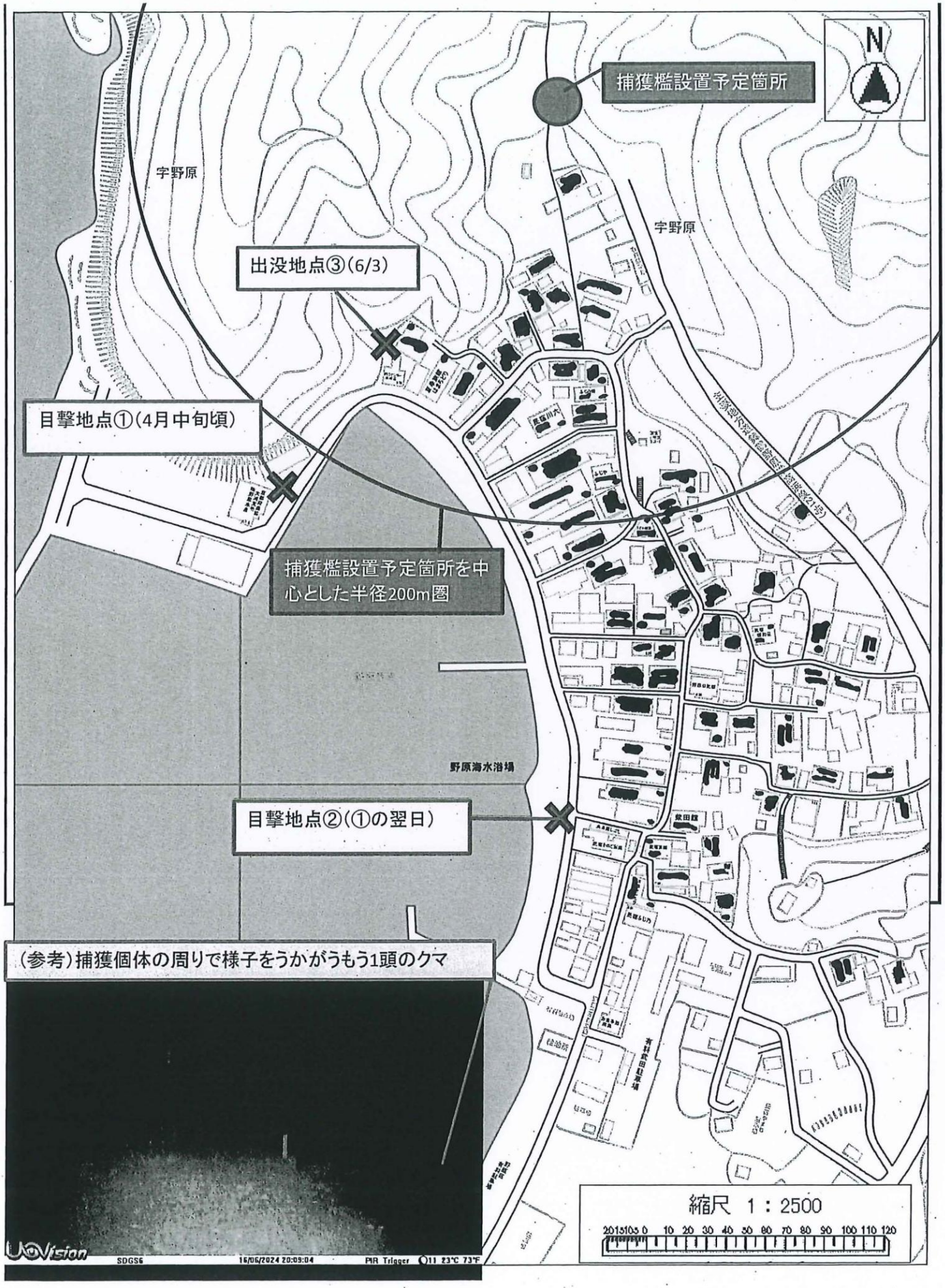
捕獲檻設置予定箇所
N
宇野原
宇野原
出没地点③(6/3)
目撃地点①(4月中旬頃)
捕獲檻設置予定箇所を中心とした半径200m圏
野原海水浴場
目撃地点②(①の翌日)
(参考)捕獲個体の周りで様子をうかがうもう1頭のクマ
縮尺 1：2500
20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120
UOVision
SDGS6
16/05/2024 20:09:04
PIR Trigger
11 23°C 73°F

（様式１）

令和６年６月１７日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　西神崎　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※　許　可　証　交　付　年　月　日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年６月１７日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 西神崎　地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から1ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字西神崎地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注)2 ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字西方寺[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 2頭	第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted] [redacted]	R5.4.9 R4.4.9	散弾 ライフル			
	舞鶴市字大俣[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted] [redacted] [redacted]	R5.11.13 R5.11.13 R5.11.13	散弾 散弾 ライフル			
	舞鶴市字桑飼上[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted] [redacted] [redacted]	R6.4.1 R4.4.1 R5.4.1	ライフル 散弾 散弾			
	舞鶴市字和江[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted]	R6.2.4 R4.2.4	散弾 散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注1　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注2　記名押印又は自署。
注3　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注4　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 西神崎 地内
調査日時	令和６年６月１３日（木）１０時３０分～１１時１０分
調 査 者	地元住民１名、舞鶴市職員２名
調査結果	■出没情報 ①５月３０日頃、農地付近の草むらでツキノワグマ１頭が目撃された。 ②６月８日、９日、１３日にもツキノワグマ１頭が目撃された。 ■現地の状況（経緯も含めて） ６月１３日、地域からの要請で現地確認を実施した。 畑地に大きさの違う２つの足跡を発見。畑にいた住民によると２日前時点ではなかったとのこと。推定20キロ台のものと35キロ～45キロぐらいのものかと思われる。 また、足跡の先にはビワの木があり爪痕とクマ棚があった。 足跡の近くにはクマらしいフン（草食獣より腸が短いためか形がゆるく、木の実の種と思われるものが多く混入）があった。 安全のために速やかな除去が求められる。 ■今後の対応 早朝や夜間の出歩きは極力控えることや周辺の有害鳥獣捕獲檻での捕獲を中断していただき、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとする。 また、電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、耕作地と放棄地が入り交じっており防護柵の設置は難しい。また、古くはビワが地域の特産といわれるほど多数栽培されており、今も耕作者１人あたり１本程度は残されている。所有者不明、所有者死去のビワや藪と化してしまっている場所もあるため誘因物除去も困難と考える。近隣には児童厚生施設やグランピング施設があり、海水浴シーズンにはバーベキューも連日行われるためクマ誘因は避けられず、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられるため、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

A4

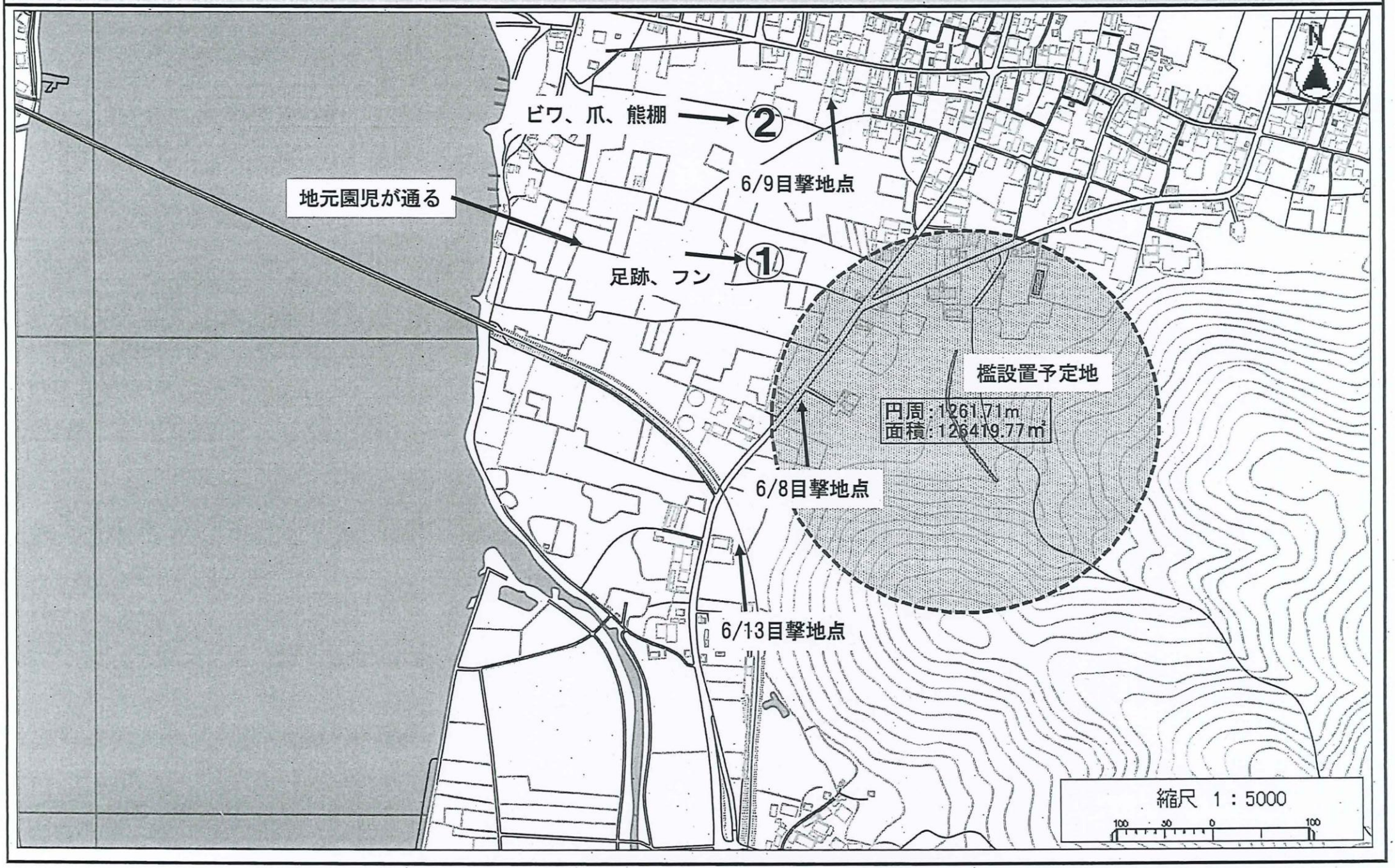
ビワ、爪、熊棚
②
6/9目撃地点
地元園児が通る
足跡、フン
①
檻設置予定地
円周：1261.71m
面積：126419.77㎡
6/8目撃地点
6/13目撃地点
縮尺 1：5000
100 50 0 100

①

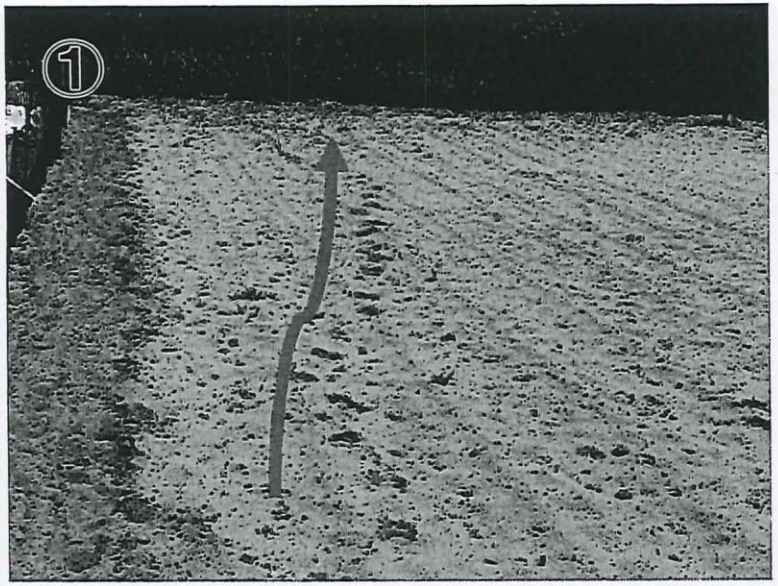
①

①

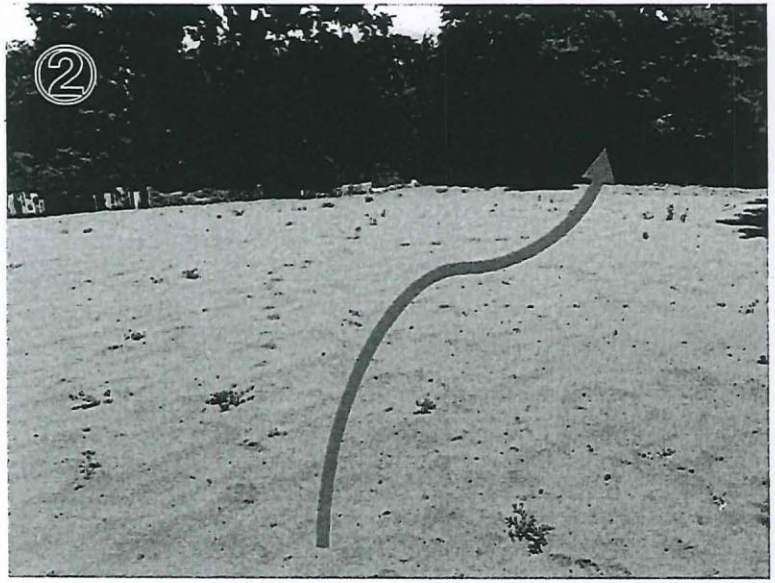
②

②

②

②

（様式１）

令和６年７月４日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　野原　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年７月４日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 野原地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字野原地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R4.3.16	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted] [redacted]	R4.6.11 R5.6.11 R6.6.11	散弾			
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R3.7.30	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 野原 地内
調査日時	令和６年７月２日（火）１０時００分～１０時３０分
調 査 者	舞鶴市職員２名
調査結果	■出没情報 ①令和６年６月１７日（月）にツキノワグマ１頭をドラム缶檻にて捕獲し、殺処分した。 ②捕獲地点に設置したセンサーカメラには、捕獲当日（６月１７日未明）の捕獲個体と行動を共にしていると思われる個体がもう１頭写っており、殺処分前にも、山中でツキノワグマの気配があり、作業前にロケット花火で追い払いを行った。 ③令和６年６月２４日（月）にもツキノワグマ1頭を捕獲したが、②でセンサーカメラに映った個体とは明らかに別個体であった。 ④同日16時半頃、集落入り口付近において、ツキノワグマの目撃があった。 ⑤令和6年7月1日（月）未明、岩崎荘裏手のヤマモモの木が折れ、ツキノワグマがまた寄り付いている痕跡が確認された。 ■今後の対応 引き続き、同一地点においてドラム缶檻を設置し、捕獲を試みる。

A4

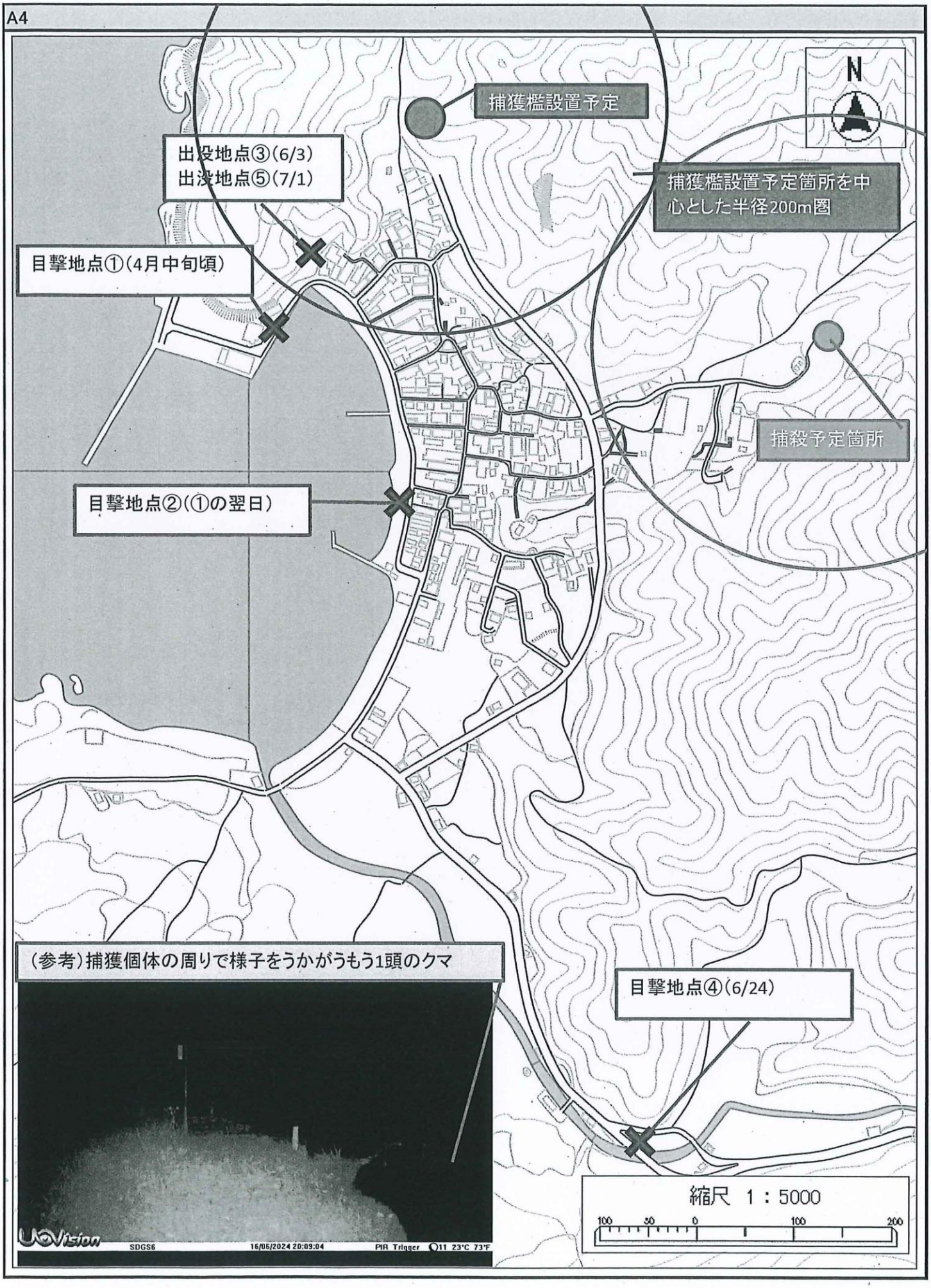
捕獲檻設置予定
出没地点③(6/3)
出没地点⑤(7/1)
捕獲檻設置予定箇所を中心とした半径200m圏
目撃地点①(4月中旬頃)
捕殺予定箇所
目撃地点②(①の翌日)
(参考)捕獲個体の周りで様子をうかがうもう1頭のクマ
目撃地点④(6/24)
N
縮尺 1：5000
100 50 0 100 200
SDGS6
16/06/2024 20:09:04
PIR Trigger
11 23°C 73°F

（様式１）

令和６年８月１５日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　大俣　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年８月１５日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 大俣地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、団又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字大俣地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字桑飼上[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.26	[redacted] [redacted] [redacted]	R6.4.1 R4.4.1 R5.4.1	ライフル 散弾 散弾			
	舞鶴市字西方寺[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted] [redacted]	R5.4.9 R4.4.9	散弾 ライフル			
	舞鶴市字大俣[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted] [redacted] [redacted]	R5.11.13 R5.11.13 R5.11.13	散弾 散弾 ライフル			
	舞鶴市字和江[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted]	R6.2.4 R4.2.4	散弾 散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 大俣 地内
調査日時	令和６年８月１４日（水）１５時００分～１６時００分
調 査 者	地元住民２名、中丹広域振興局２名、舞鶴市職員１名
調査結果	■出没情報 ①８月２日（金）の２３時頃、大俣[redacted]番地裏手にツキノワグマ１頭が現れ、同地で飼われていた飼い犬１頭が噛み殺された。（別添図面出没地点①） ②物音に気付いて外の様子を確認に出た住民が、ツキノワグマを目撃。その際、ツキノワグマが住民に向かってくる様子があった。 ③その２日前の７月３１日（水）夜にも同地周辺でクマの目撃があった。（別添図面出没地点②） ④その後、８月３日（土）、４日（日）の夜中に同地周辺でクマが柿の木などを登るような物音がしていた。 ■現地の状況（経緯も含めて） 大俣[redacted]番地の隣接地には柿、栗などの誘因物が多数生えており、今後それらが成熟し、一層クマが寄り付く危険性がある。 また、5月末には同地から700mほど西側でもツキノワグマの目撃があり、８月６日（火）には同地から900mほど東側ではツキノワグマが予察捕獲されていることから、通り道となっている可能性がある。 ■今後の対応 早朝や夜間の出歩きは極力控えるなど、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとする。 また、誘因物となる柿等の樹木については、地権者（現在京都市内在住）へ連絡し、伐採を検討いただくよう市から打診している。 電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、四方を山林に囲まれ山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられるため、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

被害箇所図面（広域）

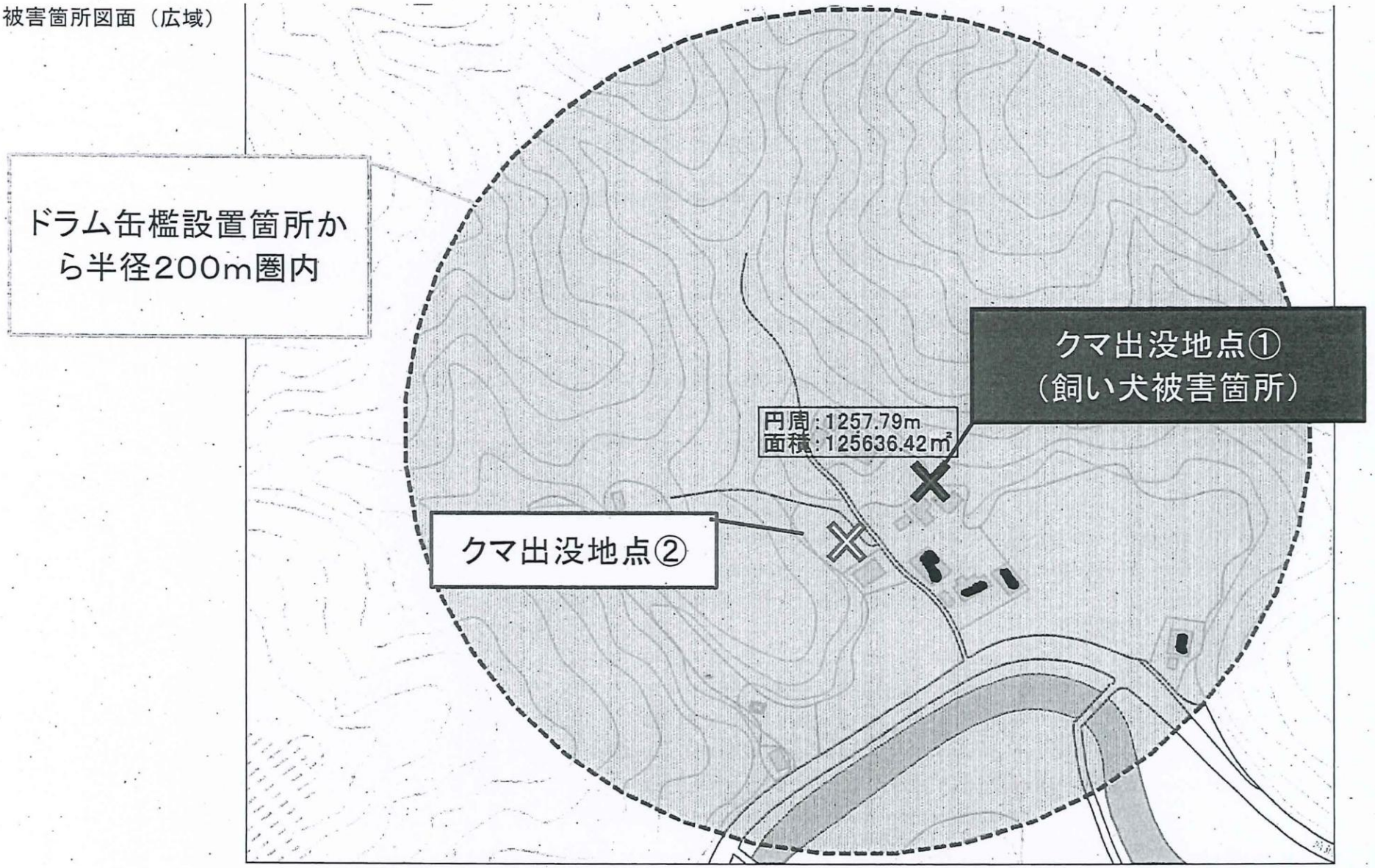
ドラム缶檻設置箇所から半径200m圏内
クマ出没地点①
（飼い犬被害箇所）
円周：1257.79m
面積：125636.42㎡
クマ出没地点②

被害箇所図面

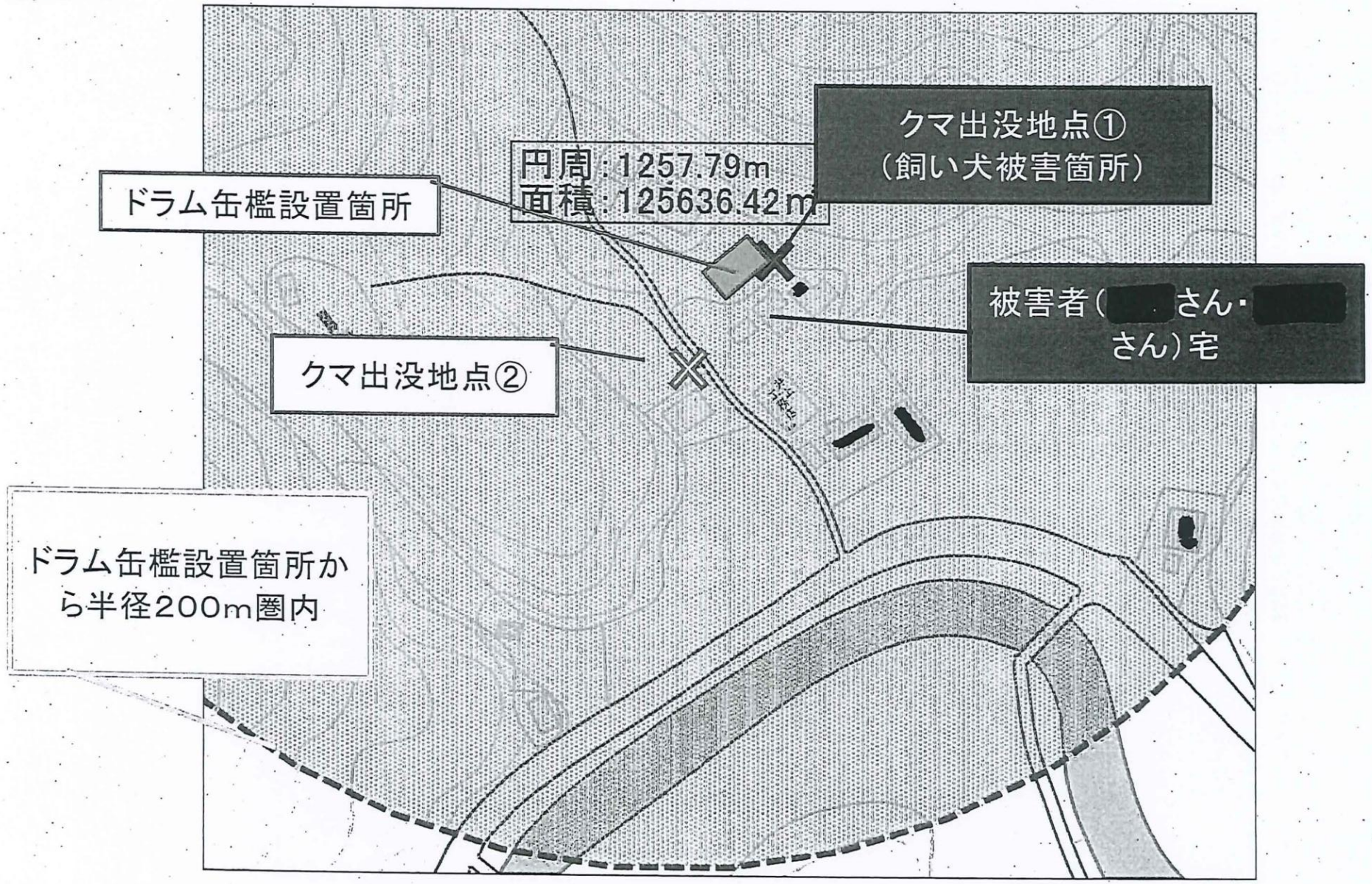
クマ出没地点①
（飼い犬被害箇所）
円周：1257.79m
面積：125636.42㎡
ドラム缶檻設置箇所
被害者（[redacted]さん・[redacted]さん）宅
クマ出没地点②
ドラム缶檻設置箇所から半径200m圏内

クマ出没地点①（飼い犬被害箇所）

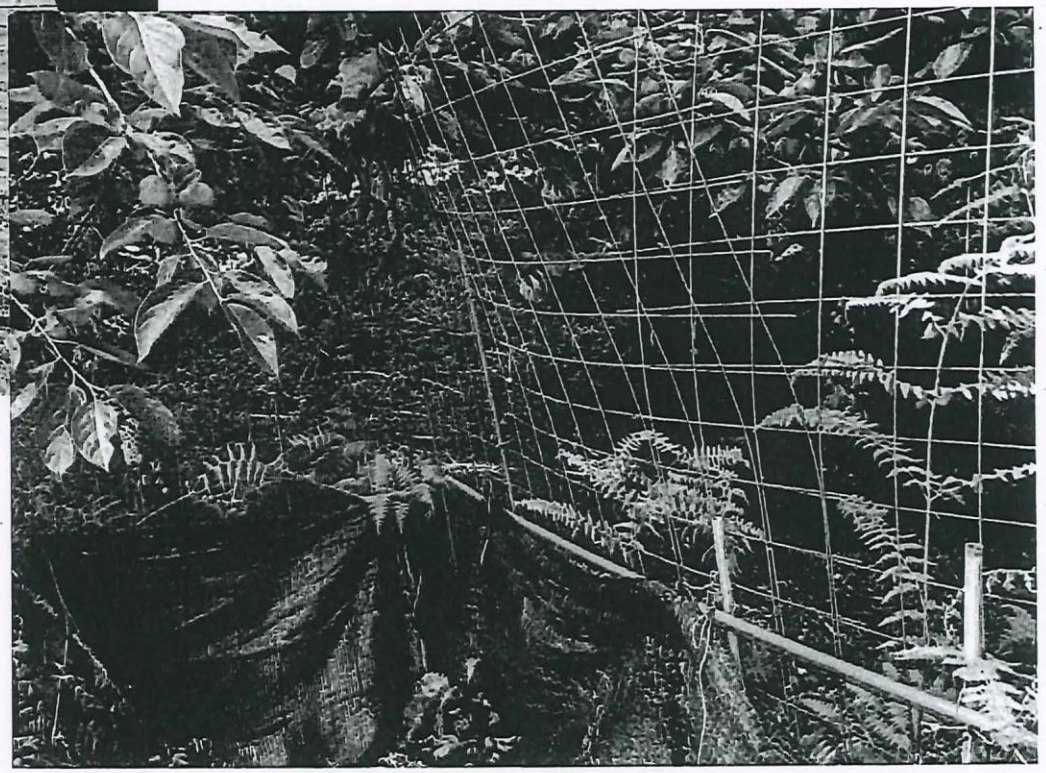

クマ出没地点①での痕跡（爪痕とクマ棚）

クマ出没地点②の痕跡（爪痕）

（様式１）

令和６年９月１２日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　３頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　大丹生　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年９月１２日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　３頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 大丹生地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、図又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から1ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字大丹生地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字千歳[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 3頭	第1銃	[redacted]	京都府	R5.8.9	[redacted] [redacted]	R4.5.28 R4.8.9	散弾 散弾			
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R4.3.18	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted] [redacted]	R4.6.11 R5.6.11 R6.6.11	散弾 散弾 散弾			
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注1　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注2　記名押印又は自署。
注3　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注4　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 大丹生 地内
調査日時	令和６年９月３日（火）１５時３０分～１６時３０分 令和６年９月10日（火）１７時００分～１８時００分
調 査 者	地元住民２名、京都府職員１名、舞鶴市職員１名
調査結果	■出没情報 ①９月３日（火）の１５時頃、大丹生コミュニティセンターから東へ約200mの山裾に設置された囲い罠の中に幼獣とみられるツキノワグマ２頭、囲い罠の外に成獣のツキノワグマ１頭を地域住民が発見、その後、15時30分頃、職員立ち合いのもと、現場を再度確認した際にはツキノワグマは確認できなかった。 罠の中には捕獲されたニホンジカ（確認時既に死亡）がおり、そのニホンジカが誘因物になった ②３日後の９月６日（金）には、①の地点から東へ約800mの熊野神社付近の府道沿いで1頭の目撃があった。熊野神社付近では、令和６年６月以降、５件の目撃情報が寄せられており、ツキノワグマの通り道となっていることも考えられる。 ③①の地点から西へ約80mの地点には、栗の木が植わっており、例年ツキノワグマの形跡が確認されている。 ■現地の状況（経緯も含めて） ①の地点は、住宅から約70mの地点であり、付近には墓地もあり、人の生活エリアになっている。 ②の周辺地域にも柿、栗などの誘因物が多数生えており、今後それらが成熟し、一層クマが寄り付く危険性がある。 ■今後の対応 ①の現場付近には近づかないよう地域内で周知徹底を図っていただいており、早朝や夜間の出歩きは極力控えるなど、引き続きツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとする。 また、誘因物となる栗等の樹木については、伐採または早期摘果などの対策を地域に検討いただくよう打診していく。 電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられるため、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

A4

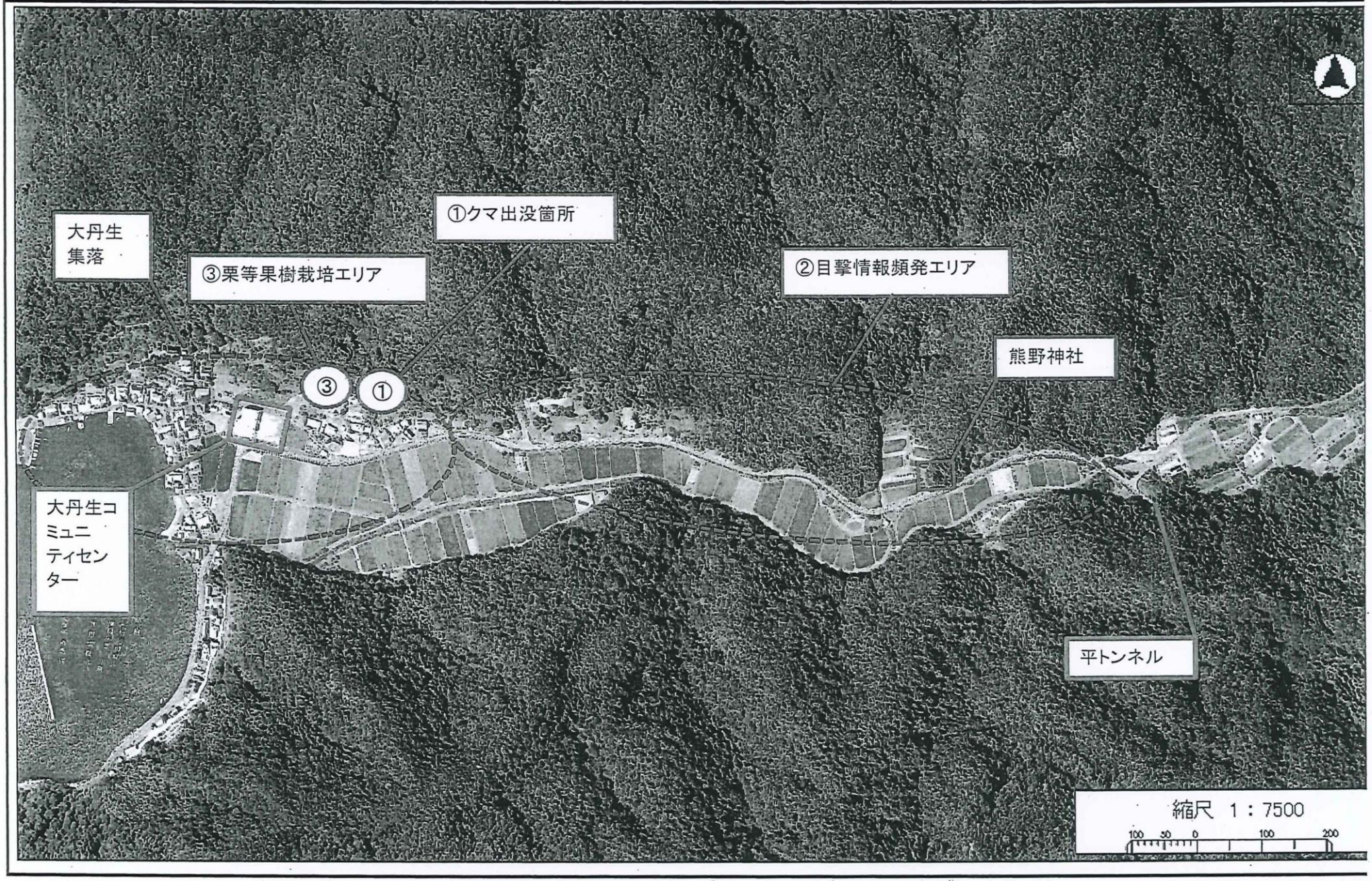
大丹生
集落
③栗等果樹栽培エリア
①クマ出没箇所
②目撃情報頻発エリア
熊野神社
③
①
大丹生コ
ミュニ
ティセン
ター
平トンネル
縮尺 1：7500
100 50 0 100 200

庁舎外持ち出し厳禁

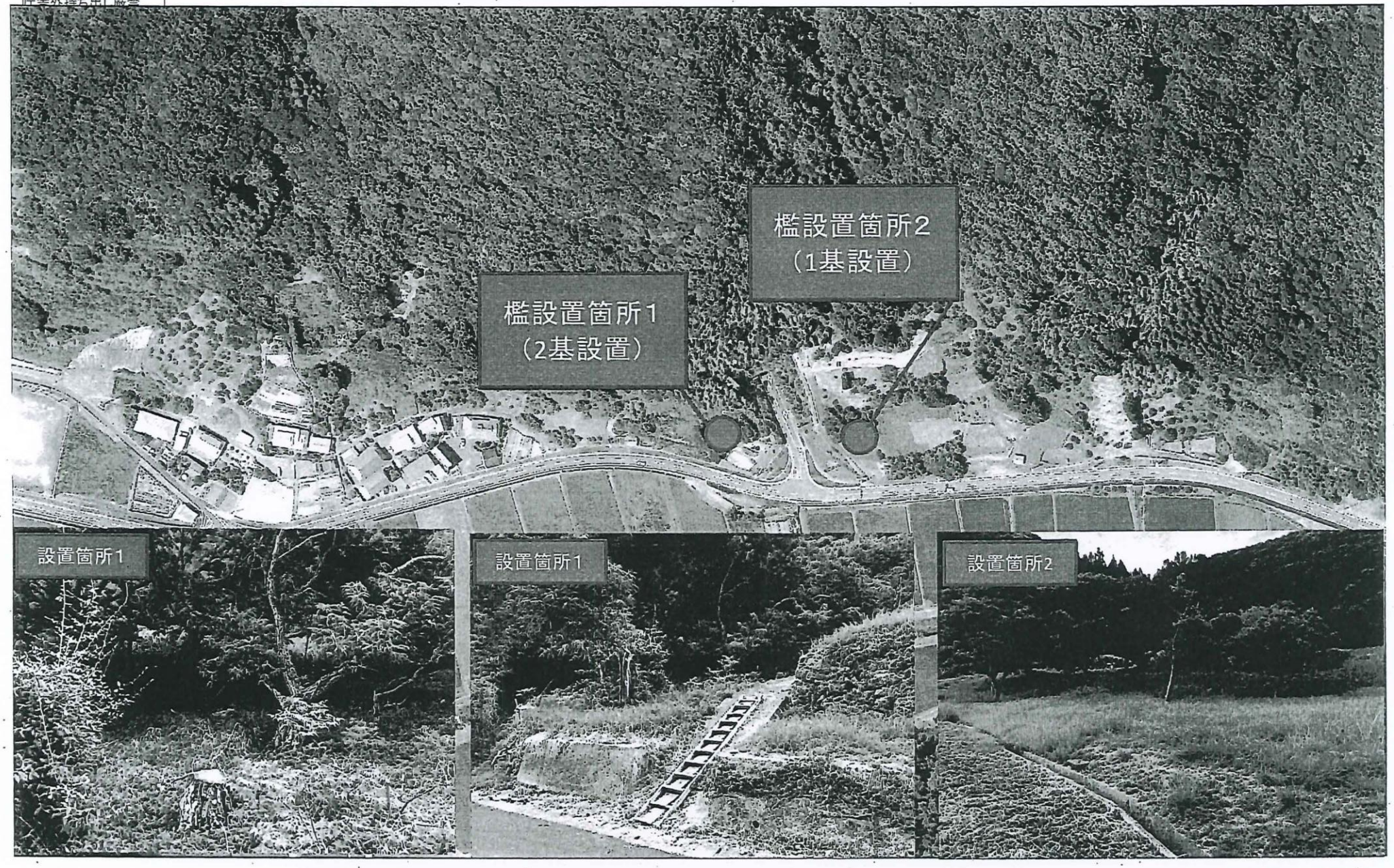

A4

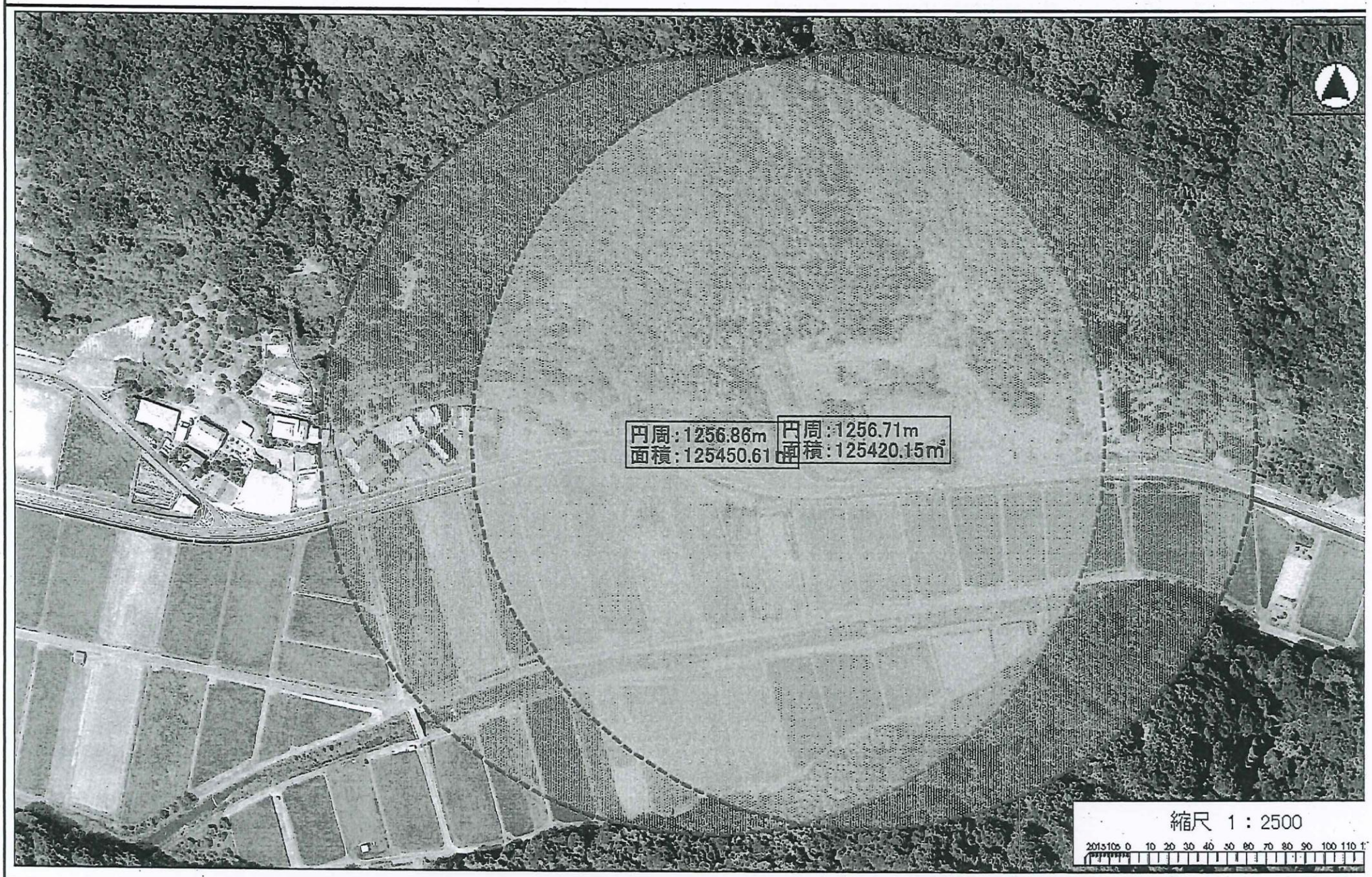
円周:1256.86m
面積:125450.61m²
円周:1256.71m
面積:125420.15m²
N
縮尺 1：2500

（様式１）

令和６年９月２５日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　行永　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年９月２５日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 行永地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び散弾銃（ただし止めさじに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字行永地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注)2 ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字千歳[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第１銃	[redacted]	京都府	R5.8.9	[redacted] [redacted]	R4.5.28 R4.8.9	散弾 散弾			
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R4.3.18	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted] [redacted]	R4.6.11 R5.6.11 R6.6.11	散弾 散弾 散弾			
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 行永 地内
調査日時	令和６年９月１９日（木）１５時００分～１６時００分
調 査 者	地元住民１名、舞鶴市職員２名
調査結果	■出没情報 別添図面①に設置しているシカ・イノシシ有害捕獲用の檻に、令和６年８月頃からクマが寄り付いており、８月３０日にイノシシ２頭を捕獲したのを最後に、シカ・イノシシの捕獲ができていない。 その後も、捕獲檻でクマがヌカを食べていた痕跡があり、目撃情報はないものの、依然としてクマが寄り付いている状況が続いている。 ■現地の状況（経緯も含めて） ①の地点付近の農地は、令和４年度にワイヤーメッシュ柵（２メートル）を設置しており、従来から農事組合が捕獲補助者となり、シカ・イノシシ用の檻を運用するなど、農作物被害の防止に積極的に取り組みながら、農業をされている。 ８月以降、朝夕の涼しい時間帯での農作業を避け、暑い日中に作業をするなど、クマと出くわさないよう対策されている。 ■今後の対応 ①周辺で農作業を実施する場合は、引き続き早朝や夕暮れ時間帯での作業を極力避け、熱中症対策を講じながら、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくこととする。 また、周辺の山裾に緩衝帯を設け、見通しを良くして野生鳥獣が出没しにくくする環境整備も地域に検討いただくよう打診していく。 電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられるため、これ以上の農作物被害を防ぐために地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

A4

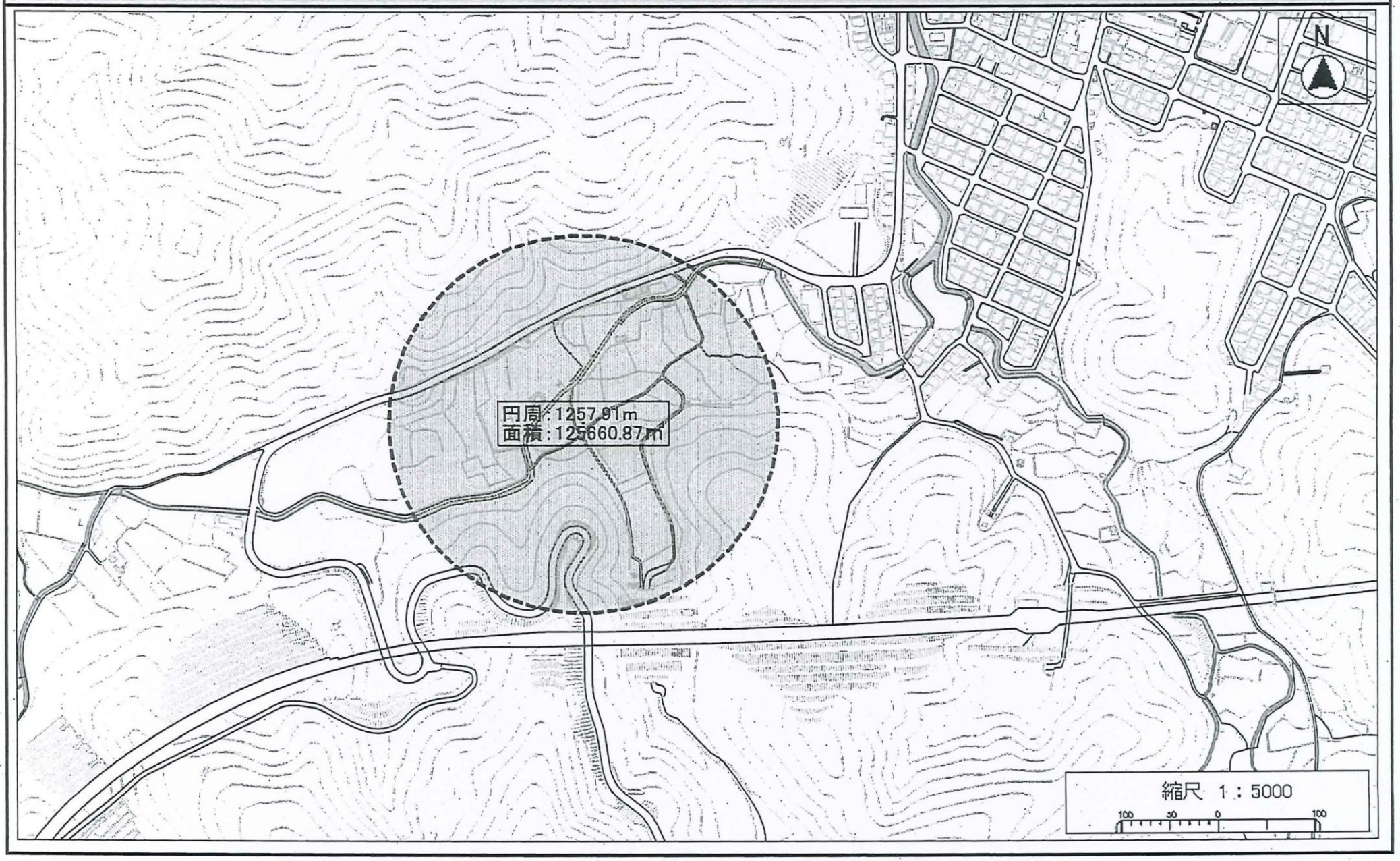

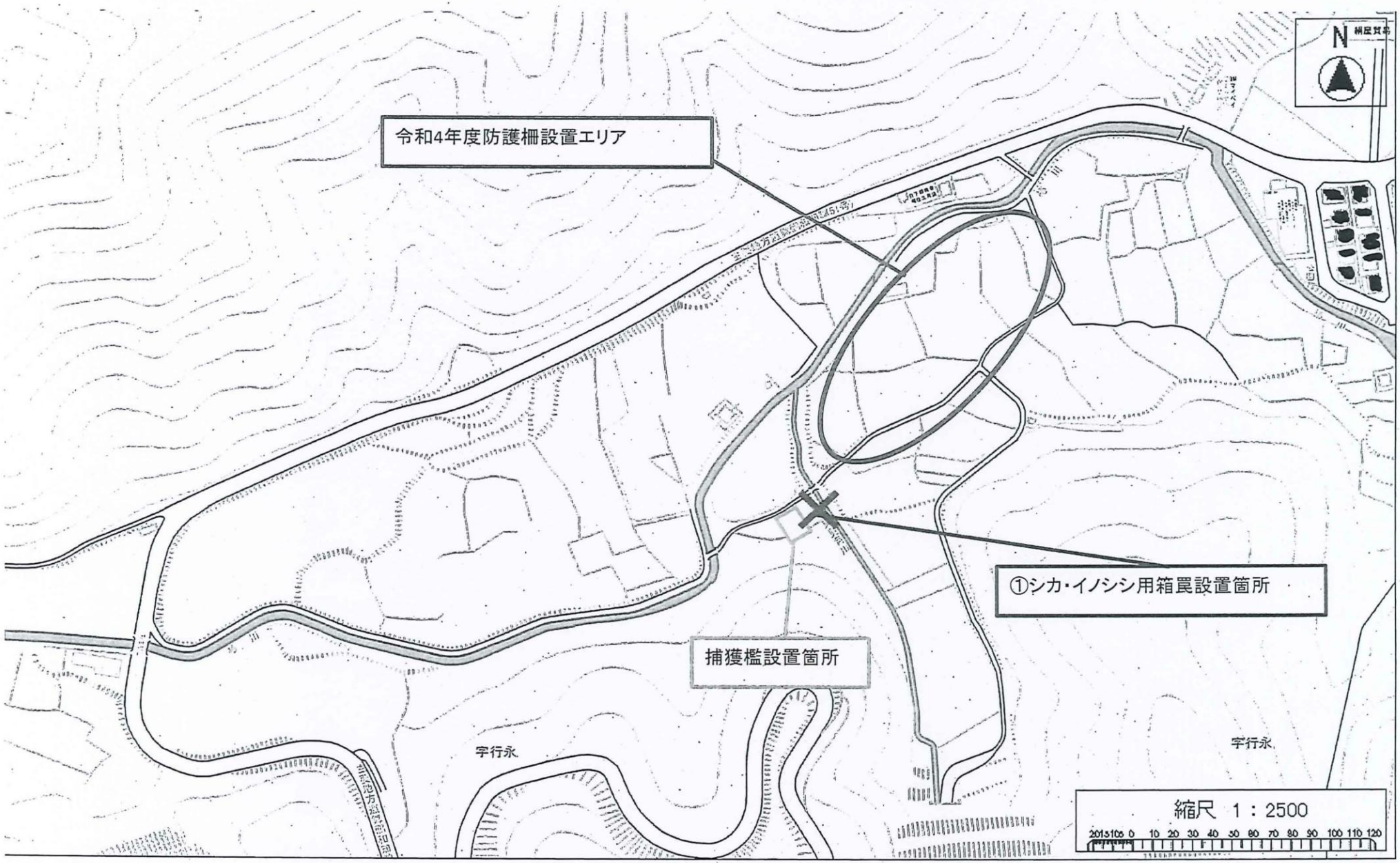
令和4年度防護柵設置エリア
①シカ・イノシシ用箱罠設置箇所
捕獲檻設置箇所
字行永
字行永
N
縮尺 1：2500

（様式１）

令和６年１０月３０日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　３頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　志高　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※　許　可　証　交　付　年　月　日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年１０月３０日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 志高地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、団又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字志高地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字桑飼上[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 3頭	第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.26	[redacted]	R6.4.1 R4.4.1 R5.4.1	ライフル 散弾 散弾			
	舞鶴市字西方寺[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R5.4.9 R4.4.9	散弾 ライフル			
	舞鶴市字大俣[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R5.11.13 R5.11.13 R5.11.13	散弾 散弾 ライフル			
	舞鶴市字和江[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted]	R6.2.4 R4.2.4	散弾 散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 志高 地内
調査日時	令和６年１０月２９日（火）１５時３０分～１６時３０分
調 査 者	地元住民１名、中丹広域振興局２名、舞鶴市職員１名
調査結果	■出没情報 １０月２８日（月）の１７時３０分頃、志高[redacted]番地の民家の玄関先に親子とみられるツキノワグマ３頭が、同民家に設置された防犯カメラに写っていた。 同民家住民によると３日ほど続けて出没しており、２～３週間ほど前から付近で目撃されている状況。 ■現地の状況（経緯も含めて） 志高[redacted]番地付近には、誘因物はほとんどなく、１０年ほど前に地域住民が柿の木等の誘因物をほとんど伐採し、対策していた。 唯一、志高[redacted]番地から約５０ｍの地点に栗の木があり、ツキノワグマの爪痕や熊棚が確認されたが、それが誘因物となっているかは不明であった。 ■今後の対応 早朝や夜間の出歩きは極力控えるなど、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくとともに、上記の栗の木などの誘因物の除去を検討いただくよう、付近の住民にも伝えている。 電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、四方を山林に囲まれ山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられるため、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

A4

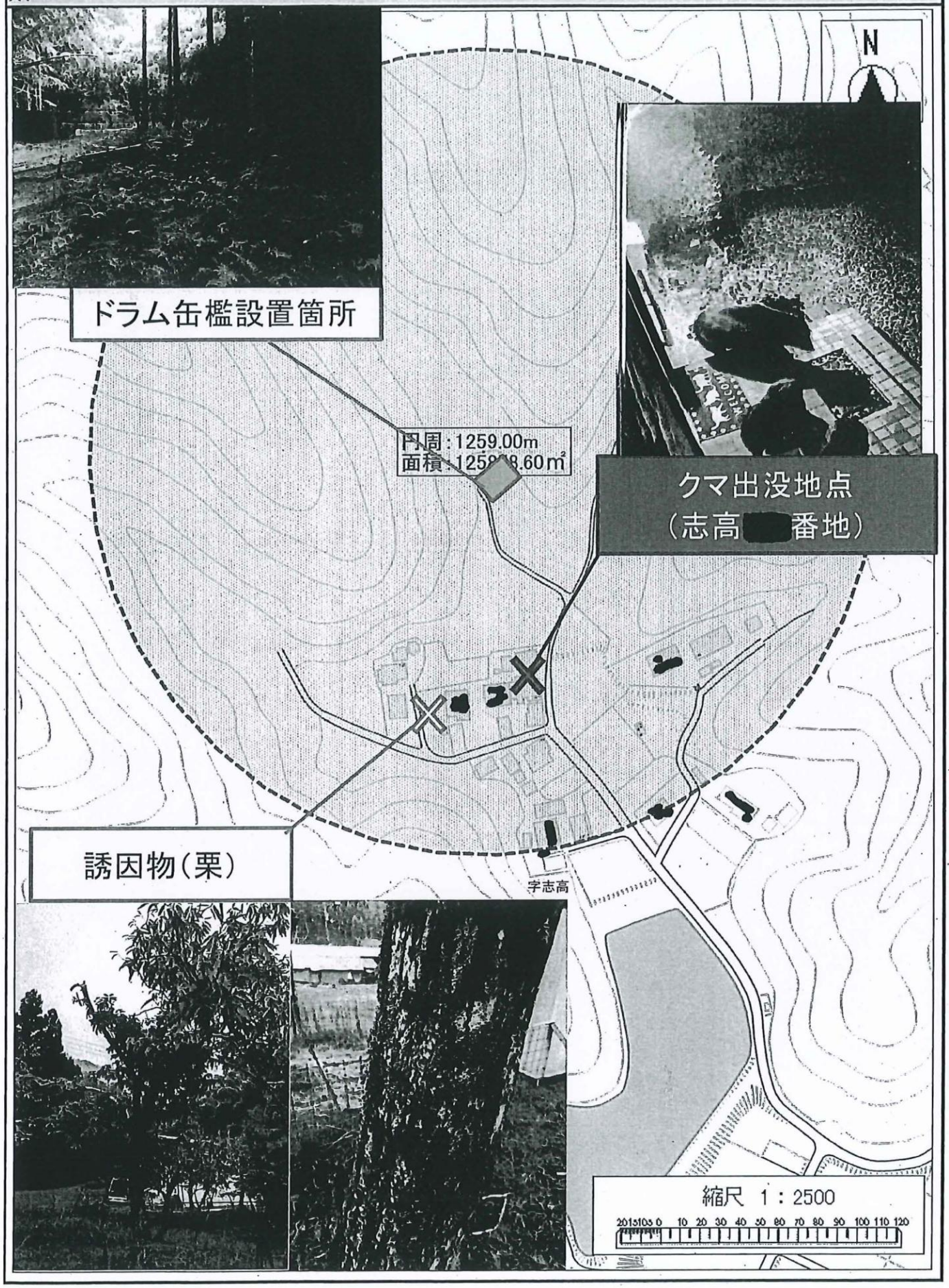
N
ドラム缶檻設置箇所
円周：1259.00m
面積：125[illegible]8.60m²
クマ出没地点
（志高[redacted]番地）
誘因物（栗）
字志高
縮尺 1：2500
20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

（様式１）

令和６年１２月１０日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　２頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　松尾　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　　月　　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和６年１２月１０日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 松尾地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、団又は法人の場合）	舞鶴市
※ 許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字松尾地内		
※ 捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注)2 ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字千歳[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 2頭	第１銃	[redacted]	京都府	R5.8.9	[redacted] [redacted]	R4.5.28 R4.8.9	散弾 散弾			
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R4.3.18	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted] [redacted] [redacted]	R4.6.11 R5.6.11 R6.6.11	散弾 散弾 散弾			
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 松尾 地内
調査日時	令和６年１２月１０日（火）１４時１０分～１５時００分
調 査 者	地元住民２名、中丹広域振興局１名、舞鶴市職員１名
調査結果	■出没情報 １２月６日（金）の１６時４５分頃、松尾[redacted]の空地でツキノワグマ（大）１頭を地域住民が目撃。 １２月７日（土）の１６時５７分ツキノワグマ（大）１頭 １２月８日（日）の２０時００分ツキノワグマ（中）１頭 １２月９日（月）の３時００分ツキノワグマ（中）１頭 １２月１０日（火）の２時１８分ツキノワグマ（大）１頭 同日３時００分ツキノワグマ（大）１頭 同日４時３０分ツキノワグマ（大）１頭カメラに映る。 ５日連続で目撃されている状況。 ■現地の状況（経緯も含めて） 松尾[redacted]先の空地付近には、誘因物は見当たらず、地域住民により対策されている。 唯一、近隣にクルミの木があるが、今年は全く実がならなかった。 ■今後の対応 早朝や夜間の出歩きは極力控えるなど、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくよう、付近の住民にも伝えている。 電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、四方を山林に囲まれ山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられるため、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

A4

ドラム缶檻設置箇所
クマ出没地点
（松尾[redacted]番地先）
円周：125.37m
面積：12[illegible]32.18m²
字松尾
字松尾
京都府
舞鶴市
福井県
大飯郡
高浜町
縮尺 1：2500
20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

（様式１）

令和７年５月１２日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　大俣　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和７年５月１２日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	舞鶴市長　カモダ　アキツ 鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 大俣地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類
鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字大俣地内		
※捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字桑飼上[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R6.4.1	ライフル			
											[redacted]	R7.4.1	散弾			
											[redacted]	R5.4.1	散弾			
	舞鶴市字西方寺[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R5.4.9	散弾			
											[redacted]	R7.4.9	ライフル			
	舞鶴市字大俣[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R5.11.13	散弾			
											[redacted]	R5.11.13	散弾			
											[redacted]	R5.11.13	ライフル			
	舞鶴市字和江[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.8.9	[redacted]	R6.2.4	散弾			
											[redacted]	R7.2.4	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	舞鶴市職員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。

注２　記名押印又は自署。

注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。

注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 大俣 地内
調査日時	令和７年５月７日（水）１５時３０分～１６時００分
調 査 者	地元住民３名、舞鶴市職員１名
調査結果	■出没情報 ①５月６日（火）の２１時３０分頃、大俣[redacted]番地の住民が屋外のトイレを使用しようとしたところ、隣接地のくくりわなにかかっていたシカを襲うツキノワグマ１頭を目撃。（別添図面出没地点） 目撃後、クマは一旦、現場を離れた。 ②同日、２２時３０分頃に外の様子を確認に出た住民が、再度、ツキノワグマ１頭を目撃。 ■現地の状況（経緯も含めて） 大俣[redacted]番地の隣接地には柿、栗などの誘因物が多数生えており、今後それらが成熟し、一層クマが寄り付く危険性がある。 また、昨年８月上旬にも同地にてツキノワグマ１頭が出没し、飼い犬が噛み殺される事案が発生している。 ■今後の対応 早朝や夜間の出歩きは極力控えるなど、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくこととする。 また、くくりわなを撤去するようわな設置者に依頼した。 なお、誘因物となる柿等の樹木については、地権者（現在京都市内在住）へ連絡し、伐採を検討いただくよう市から打診している。 電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、四方を山林に囲まれ山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられ、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請をおこなう。

位置図

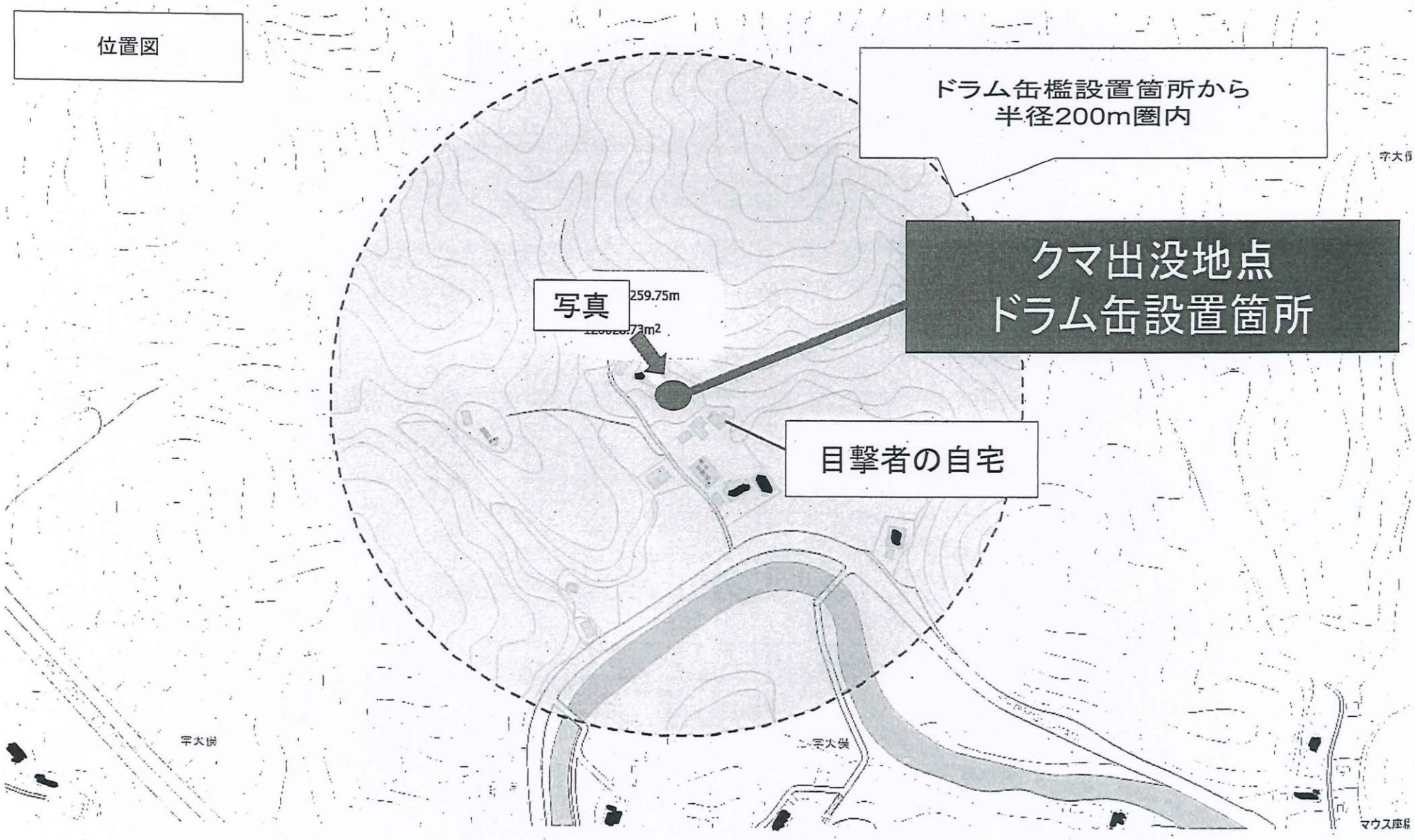
ドラム缶檻設置箇所から
半径200m圏内
クマ出没地点
ドラム缶設置箇所
写真
259.75m
目撃者の自宅
字大俣
字大俣
字大俣
マウス座標

ウエ田さん

（様式１）

令和７年６月１１日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　瀬崎　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和７年６月１１日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	舞鶴市長　カモダ　アキツ 鴨田　秋津
	電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 瀬崎地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類
鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字瀬崎地内		
※捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字千歳[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第1銃	[redacted]	京都府	R5.8.9	[redacted]	R7.5.28	散弾			
											[redacted]	R7.5.28				
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R6.3.19	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted]	R5.6.11	散弾			
											[redacted]	R6.6.11				
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	公務員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。
注２　記名押印又は自署。
注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。
注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 瀬崎 地内
調査日時	令和７年６月１０日（火）９時００分～９時３０分
調 査 者	地元住民１名、中丹広域振興局職員２名、舞鶴市職員１名
調査結果	■出没情報 ①６月９日（月）の８時００分頃、別添図面の出没地点にて、地元住民がクマの痕跡を発見 ②６月１０日（月）、９時００分頃に地元住民、中丹広域振興局職員、舞鶴市職員が現地確認に向かったところ、６月９日の痕跡とともに新たな痕跡を発見した。目撃情報はないものの、クマが寄り付いている状況が発生している。 ■現地の状況（経緯も含めて） クマの出没地点付近には夏みかんを栽培している畑があるとともに、出没地点を通らなければ、たどり着けない農地もある。 また、出没地点付近には誘因物であるビワが植生しており、今後成熟し、一層クマが寄り付く危険性がある。 なお、付近にはシカ・イノシシ有害捕獲用の檻が設置されている。 ■今後の対応 近辺の農地での早朝や夕暮れの時間帯での作業は極力控えるなど、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくこととする。 また、誘引物となるビワについては、所有者に伐採を検討いただくよう市から打診している。 さらに、シカ・イノシシ有害捕獲用の檻については、誘引物となるぬかをまかないように設置者に依頼した。 電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、四方を山林に囲まれ山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しく、近隣で作業を行う農業従事者への人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請を行う。

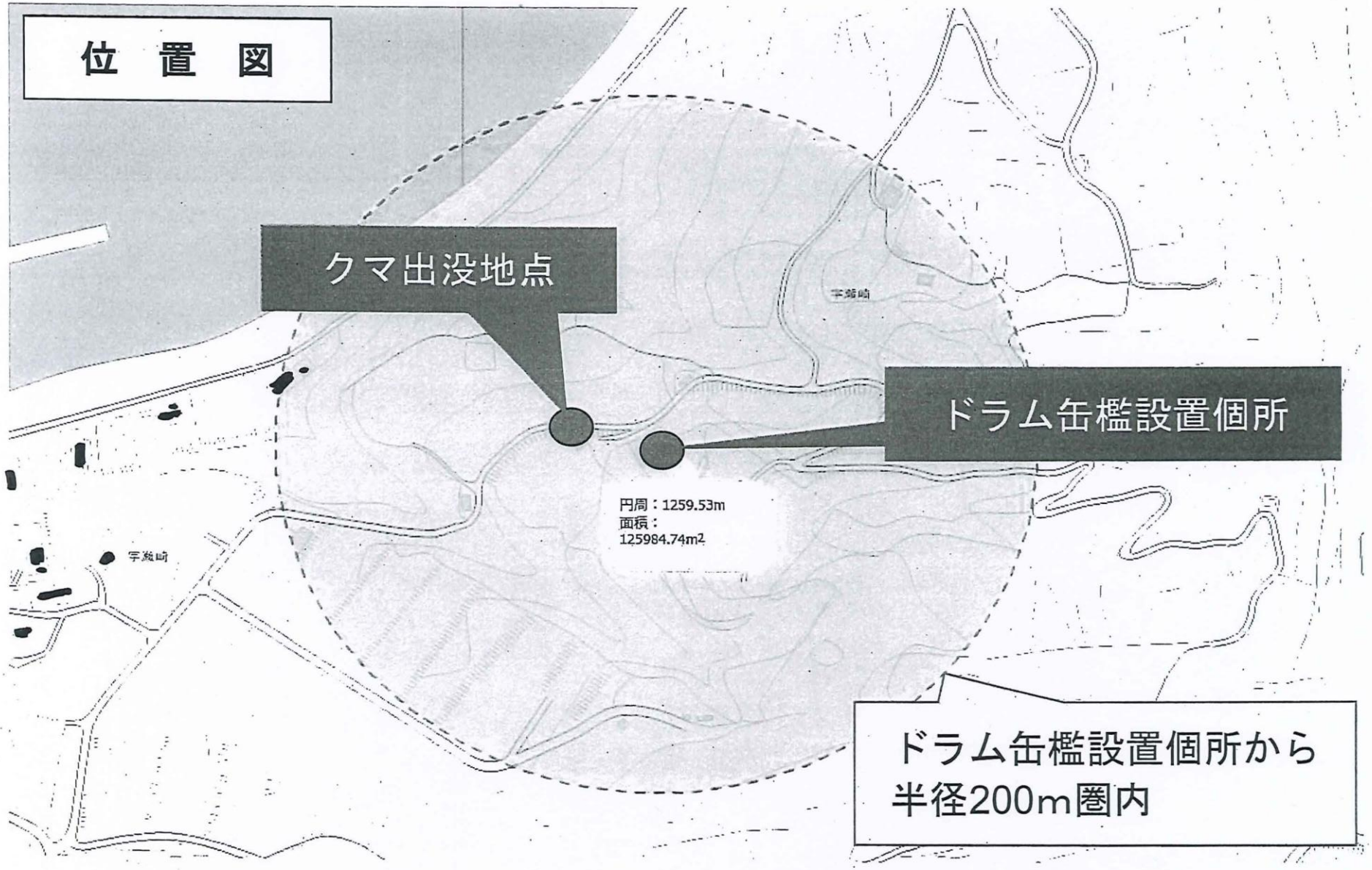
位　置　図
クマ出没地点
ドラム缶檻設置個所
円周：1259.53m
面積：
125984.74m2
ドラム缶檻設置個所から
半径200m圏内

拡大

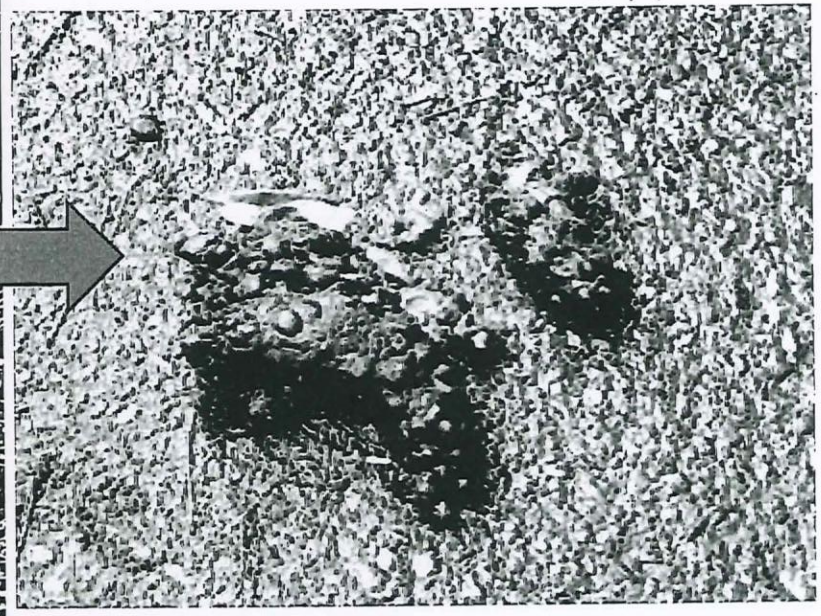

（様式１）

令和７年６月１７日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　安岡　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和７年６月１７日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	カモダ　アキツ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 安岡地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類
鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字安岡地内		
※捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字千歳[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第1銃	[redacted]	京都府	R5.8.9	[redacted]	R7.5.28	散弾			
											[redacted]	R7.5.28				
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R7.3.19	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted]	R5.6.11	散弾			
											[redacted]	R6.6.11				
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第1銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	公務員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注1　※印欄は、申請者は記入しないでください。

注2　記名押印又は自署。

注3　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。

注4　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 安岡 地内
調査日時	令和７年６月１７日（火）７時３０分～８時００分
調 査 者	舞鶴市職員２名
調査結果	■出没情報 ６月１６日（月）の１４時３０分～１５時３０分頃、別添図面の出没地点にて、児童（小学５年生）が自転車にて南向きに移動していたところツキノワグマに出くわし、右足ふとももに触れて転倒し、軽傷を負った。 ※出没現場付近に柿の木が存在するものの、季節的に実はなっておらず、クマの誘引物とはなり得ない。 ■現地の状況（経緯も含めて） ①６月３日（火）に出没地点から北に約６５０ｍの府道付近でツキノワグマの出没情報あり。 ②６月１３日（金）に出没地点から南東に約７５０ｍの市道付近でツキノワグマの出没情報あり。 ■今後の対応 当面の間、舞鶴市で小学校の登下校時に出没箇所のパトロールを行うとともに、クマ出没に係る注意喚起を行う。 また、既に人身被害が発生している中、早急に捕獲を実施し、更なる被害の発生を防ぎ、市民の安心安全を確保するため、舞鶴市が捕獲申請を行う。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 安岡 地内
調査日時	令和７年６月２１日（土）１７時００分
調 査 者	舞鶴市職員１名
調査結果	令和７年６月１７日付け７中広農第８４８号で許可されたツキノワグマの捕獲許可については、６月２０日に申請理由である６月１７日のツキノワグマによる人的被害の事実が無かったことが確認された。 しかしながら、当該地区においては、下記のとおり出没情報が寄せられており、地元自治会と調整した結果、住民の安全安心を確保するためにも、許可期間において引き続き捕獲の実施が必要と考える。 ■出没情報 ①６月３日（火）に出没地点から北に約６５０ｍの府道付近でツキノワグマの出没情報あり。 ②６月１３日（金）に出没地点から南東に約７５０ｍの市道付近でツキノワグマの出没情報あり。

位　置　図

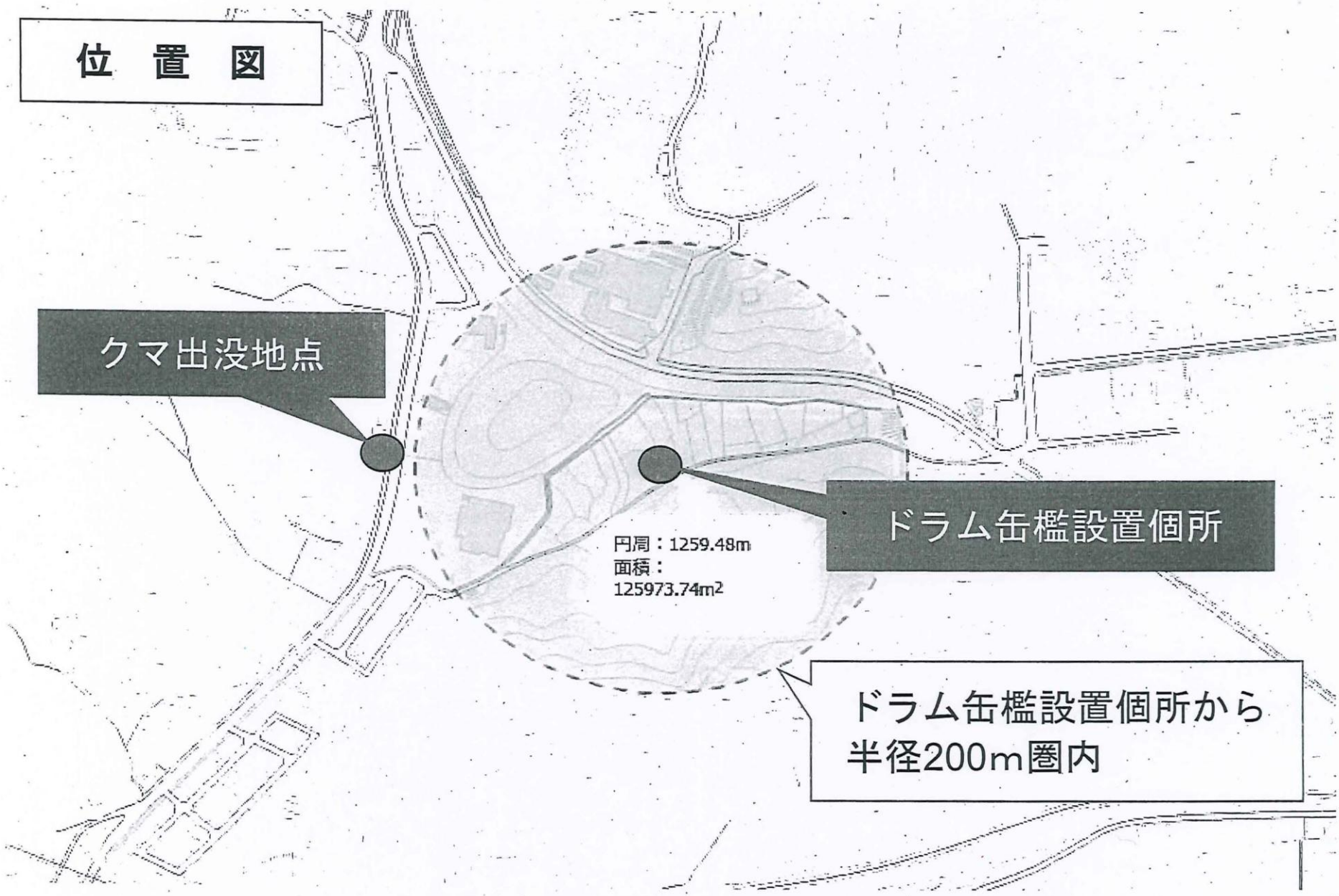
クマ出没地点
ドラム缶檻設置個所
円周：1259.48m
面積：
125973.74m2
ドラム缶檻設置個所から
半径200m圏内

（様式１）

令和７年７月２日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　西屋　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和７年７月２日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	ｶﾓﾀﾞ　ｱｷﾂ 舞鶴市長　鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 西屋地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類

鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字西屋地内		
※捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字千歳[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第１銃	[redacted]	京都府	R5.8.9	[redacted]	R7.5.28 R7.5.28	散弾			
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R7.3.19	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted]	R5.6.11 R6.6.11	散弾			
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	公務員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。

注２　記名押印又は自署。

注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。

注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 西屋 地内
調査日時	令和７年６月３０日（月）９時００分～９時４５分
調 査 者	地元住民１名、中丹広域振興局職員１名、舞鶴市職員２名
調査結果	■出没情報 ６月３０日（月）６時５５分頃に地元住民が自宅２階（西屋[redacted]）から自宅裏の畑にいるツキノワグマを目撃した。（別添図面出没地点） しばらく時間をおいて、住民が畑を見に行ったところ、隣家（西屋[redacted]）の物置にクマがぶつかったと思われる音を聞いた。 同日、８時３０分に舞鶴市職員と住民が現地確認を行ったが、クマは見つからなかった。 ■現地の状況（経緯も含めて） ①４月４日（金）出没地点から北に約１５０m付近でツキノワグマの出没情報あり。 ②４月６日（日）出没地点から北に約１００m付近でツキノワグマの出没情報あり。 ③４月１２日（土）出没地点から北に約５０m付近でツキノワグマの出没情報あり。 ■今後の対応 早朝や夜間の出歩きや畑作業は極力控えるなど、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくこととする。 電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、四方を山林に囲まれ山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しいと考えられ、人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請を行う。

現地写真

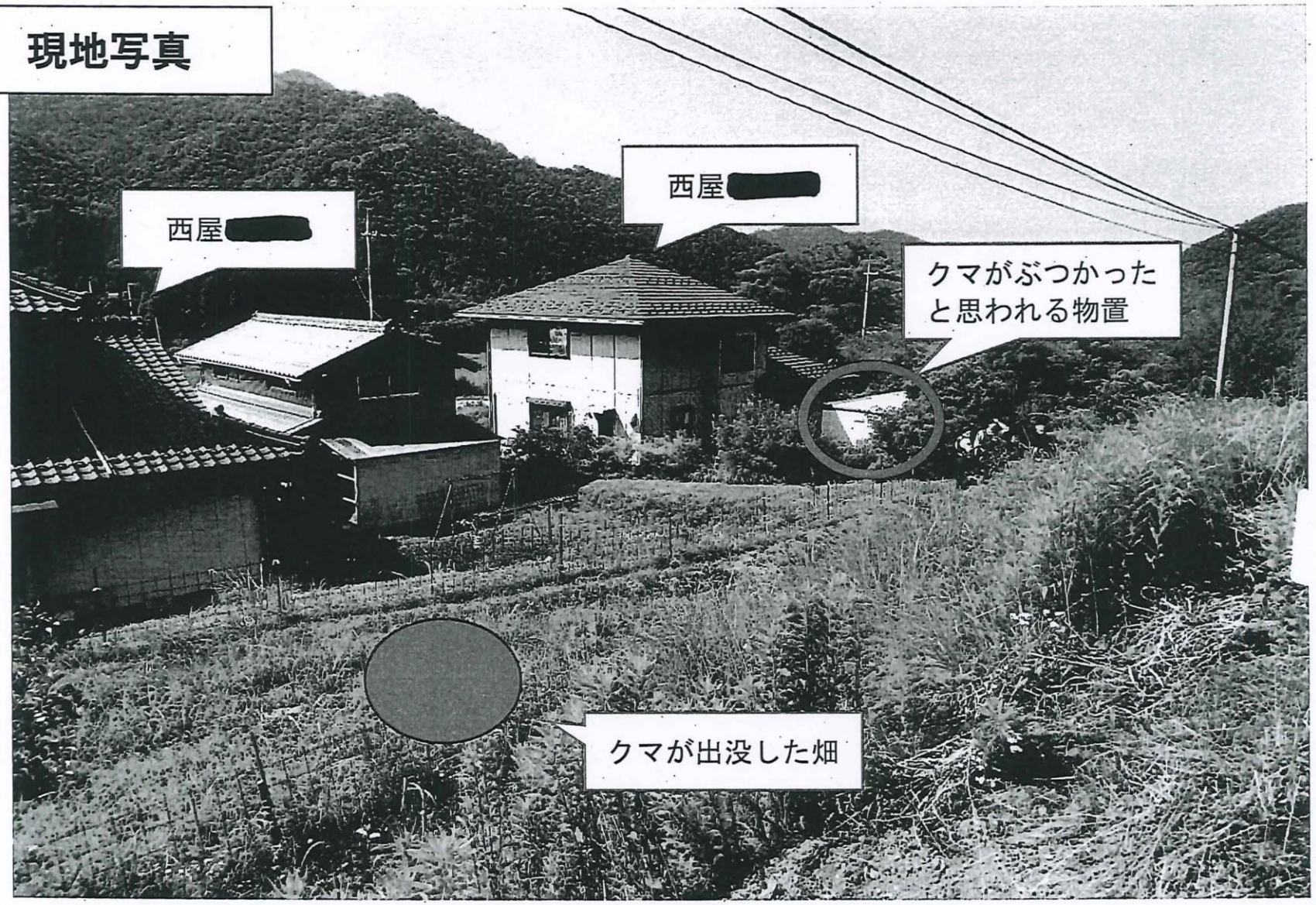

位　置　図

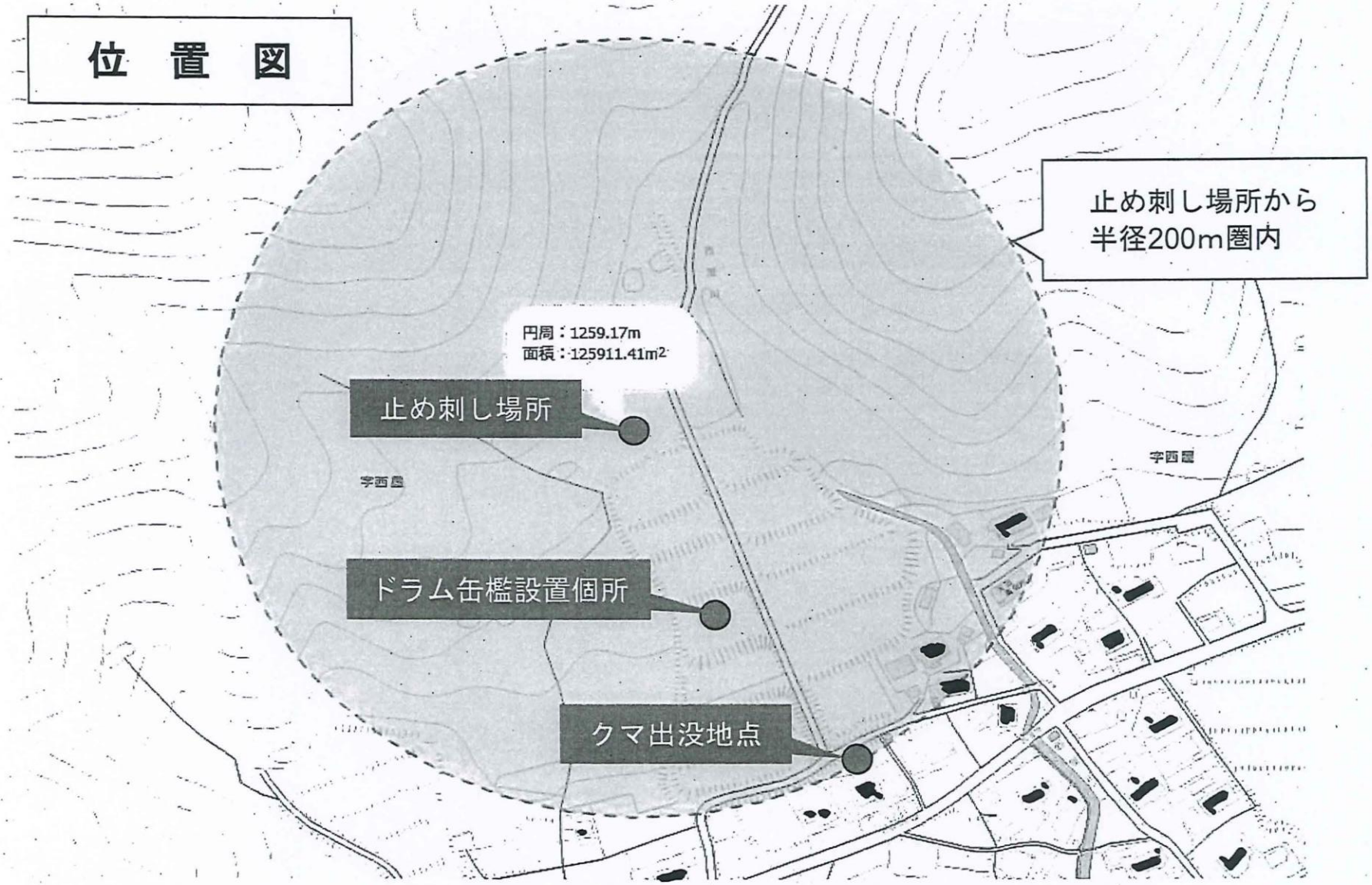
止め刺し場所から
半径200m圏内
円周：1259.17m
面積：125911.41m2
止め刺し場所
字西屋
字西屋
ドラム缶檻設置個所
クマ出没地点

（様式１）

令和７年７月２２日

京都府中丹広域振興局長　様

住　　所	舞鶴市字北吸１０４４
氏　　名	舞鶴市長　　鴨田　秋津
職　　業	
生年月日	
電話番号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等許可申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第２項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭		
捕獲等又は採取等の目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）		
捕獲等又は採取等の期間	許可日から1ヶ月間		
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字　瀬崎　地内 ただし法施行規則第7条第1項第7号イからチの区域を除く		
捕獲等又は採取等の方法	箱ワナ（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）		
捕獲等又は採取等をした後処置	焼却		
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	該当なし		
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	該当なし		
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその旨	該当なし		
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日			
備　　考	捕殺の区域および方法は別紙位置図のとおりとする。		
※許可証交付年月日	年　月　日	※番号	

注　※印欄は、記入しないでください

添付書類等

1　捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面(被害等を証するもの又は鳥獣被害の防止のための捕獲依頼書(別記第2号様式)等)を添付してください。

2　捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

3　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため許可を受けようとする者は、鳥獣による被害がある区域を明らかにした図面を添付してください。

4　銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付してください。

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体、同法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

6　5に該当する場合又は2人以上の者が共同して捕獲する場合は、鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(付表)を作成の上、添付してください。

7　銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記入してください。

第３号様式（第１条関係）

令和７年７月２２日

京都府中丹広域振興局長　様

申請者	所在地	京都府舞鶴市字北吸１０４４番地
	氏名 （法人の名称）	舞鶴市
	フリガナ （代表者の氏名）	舞鶴市長　　カモダ　アキツ 鴨田　秋津
	電　話 番　号	０７７３－６６－１０３０

鳥獣の捕獲等従事者証交付申請書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により、従事者証の交付を申請します。

記

鳥獣の捕獲等許可証の番号	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	ツキノワグマ　１頭
捕獲等又は採取等の目的	被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
捕獲等又は採取等の期間	許可日から１ヶ月間
捕獲等又は採取等の区域	舞鶴市字 瀬崎地内 ただし法施行規則第７条第１項第７号イからチの区域を除く
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）
捕獲等又は採取等の条件	

添付書類
鳥獣の捕獲等許可申請者(従事者)名簿(別記第1号様式付表)を添付してください。

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※許可番号		※ 捕獲方法	箱わな（ドラム缶式）及び装薬銃（ただし止めさしに限る）	申請者（地方公共団体、国又は法人の場合）	舞鶴市
※許可期間	許可日から１ヶ月間	※ 許可区域	舞鶴市字瀬崎地内		
※捕獲目的	人身被害防止及び生活環境被害防止（有害鳥獣捕獲）	※ 被害作物等			

※許可証又は従事者番号	住所	職業	(注2) ふりがな 氏名	(注3) 印	生年月日	(注4) 捕獲鳥獣種名及び捕獲数量	狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	知事名	交付年月日	所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
	舞鶴市字千歳[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]	ツキノワグマ 1頭	第１銃	[redacted]	京都府	R5.8.9	[redacted]	R7.5.28	散弾			
											[redacted]	R7.5.28				
	舞鶴市字大山[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R7.3.19	散弾			
	舞鶴市字西屋[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R5.7.21	[redacted]	R5.6.11	散弾			
											[redacted]	R6.6.11				
	舞鶴市常新町[redacted]	[redacted]	[redacted]		[redacted]		第１銃	[redacted]	京都府	R6.7.31	[redacted]	R5.8.3	散弾			
	舞鶴市森本町[redacted]	公務員	[redacted]		[redacted]		わな	[redacted]	京都府	R5.10.30						

注１　※印欄は、申請者は記入しないでください。

注２　記名押印又は自署。

注３　鳥獣捕獲事業従事者の場合、「印」欄への押印は不要です。

注４　各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けようとする捕獲数量（許可を受けた捕獲数量）の範囲内としてください。

ツキノワグマ被害調査報告書

調査場所	舞鶴市字 瀬崎 地内
調査日時	令和７年７月１８日（金）１４時００分～１４時４０分
調 査 者	地元住民２名、中丹広域振興局職員２名、舞鶴市職員１名
調査結果	■出没情報 ①7月１３日（日）ツキノワグマのフンの痕跡を発見 ②7月１６日（水）１９時００分頃にツキノワグマを目撃 ■現地の状況（経緯も含めて） ６月１３日～7月１２日でツキノワグマの有害捕獲を試みるも捕獲できなかった。 上記期間以降も痕跡や目撃情報がある。 また、出没地点付近には誘因物となるようなものは見当たらなかった。 ■今後の対応 近辺の農地での早朝や夕暮れの時間帯での作業は極力控えるなど、ツキノワグマと遭遇しないよう努めていただくこととする。 電気柵等による防除対策を検討することも必要と考えるが、四方を山林に囲まれ山際の防除しにくい地形であることからも、即効性のある防除対策を実施することは難しく、近隣で作業を行う農業従事者への人身被害発生の危険性が高いことから、地元の要請を受け、舞鶴市が捕獲申請を行う。

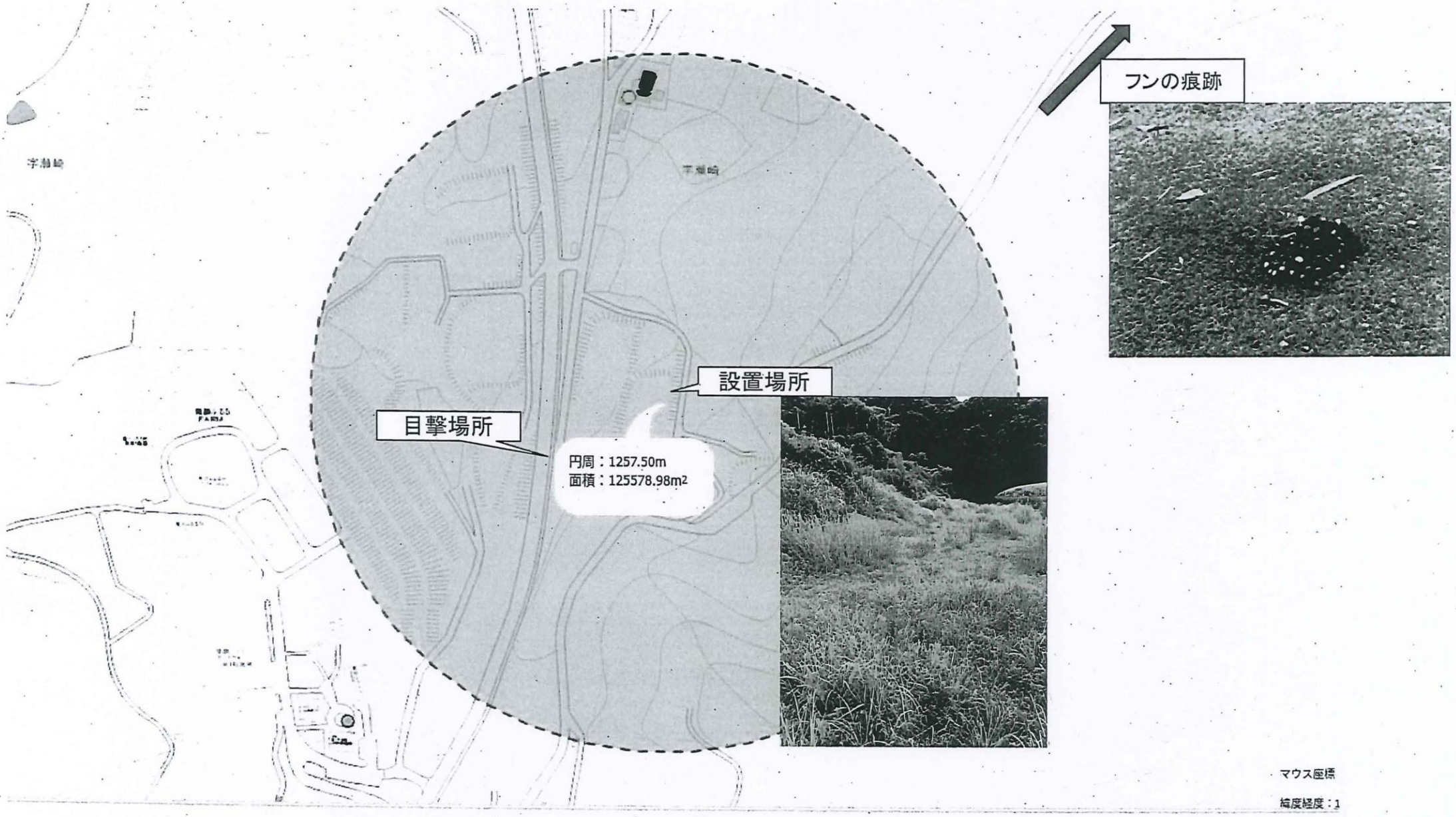
フンの痕跡
設置場所
目撃場所
円周：1257.50m
面積：125578.98m2
マウス座標
緯度経度：1